高等専門学校の機能強化に関する検討会（第7回）配布資料

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/136/siryo/mext_00006.html

記事ページ本文

現在位置
トップ
>
政策・審議会
>
審議会情報
>
調査研究協力者会議等（高等教育）
>
高等専門学校の機能強化に関する検討会
> 高等専門学校の機能強化に関する検討会（第7回）配布資料
高等専門学校の機能強化に関する検討会（第7回）配布資料
1．日時
令和8年11月16日（木曜日）14時00分 ~ 16時00分
2．議題
高等専門学校の機能強化について（案）
その他
3．配付資料
議事次第 (PDF:258KB)
【資料1】高等専門学校の機能強化について（案） (PDF:912KB)
【参考資料1】高等専門学校の機能強化に関する検討会設置要綱 (PDF:255KB)
【参考資料2】高等専門学校の機能強化に関する検討会運営要領 (PDF:255KB)
【参考資料3】「高等専門学校の機能強化パッケージ（仮称）」の方向性について (PDF:1.1MB)
【参考資料4】高等専門学校の機能強化に関する中間整理 (PDF:856KB)
【参考資料5】高等専門学校の現状等について (PDF:6.8MB)
【参考資料6】高等専門学校に関する参考資料 (PDF:2.2MB)
PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要な場合があります。
Adobe Acrobat Readerは開発元のWebページにて、無償でダウンロード可能です。
ページの先頭に戻る
文部科学省ホームページトップへ

高等専門学校の機能強化に関する検討会（第7回）
議事次第

１　日　　時　　令和8年11月16日（月）14：00～16：00

２　場　　所　　文部科学省
（対面・WEB のハイブリッド形式）

３　議　　題
（1）高等専門学校の機能強化について（案）
（2）その他

４　配布資料

資料1	高等専門学校の機能強化について（案）
参考資料1	高等専門学校の機能強化に関する検討会設置要綱
参考資料2	高等専門学校の機能強化に関する検討会運営要領
参考資料3	「高等専門学校の機能強化パッケージ（仮称）」の方向性について
参考資料4	高等専門学校の機能強化に関する中間整理
参考資料5	高等専門学校の現状等について
参考資料6	高等専門学校に関する参考資料

資料１

高等専門学校の機能強化について

（案）

令和　　年　　月　　日

高等専門学校の機能強化に関する検討会

（目次）

1. はじめに ・・・

1. はじめに

高等専門学校（以下、高専という。）は、中堅技術者の養成に対する産業界からの強い要請を背景として1961年（昭和36年）に制度化されて以来、実験・実習を重視した実践的な技術者教育を通じて、我が国の産業及び地域社会を支える人材の育成に大きく貢献してきた。また、高等専門学校制度は創設から60年を超え、我が国独自の優れた高等教育モデルとして国内外から高い評価を受けている。

一方で、我が国を取り巻く社会経済環境は大きく変化している。人口減少・少子化の進展、デジタル技術や生成AIの急速な発展、グリーントランスフォーメーション（GX）のニーズ、経済安全保障上も重要な半導体分野をはじめとする成長分野における人材需要の高まりなどを背景として、社会から求められる技術者像は一層高度化・多様化している。現代の技術者には、高度な専門性のみならず、分野横断的な知識、課題発見・解決能力、国際的な視野、多様な主体との協働を通じて新たな価値を創造する力が求められている。

高専は、これまでも社会や産業構造の変化に応じた制度的対応を図るとともに、機能の高度化や国際化を進めてきた。その結果、卒業者の進路が多様化するとともに、産学官連携による研究活動の拡大や国際交流及び海外展開の進展につながってきた。その役割は従来の実践的技術者養成にとどまらず、地域や産業界のイノベーション創出を支える教育研究機関としての広がりを見せている。

このように、社会的需要が高い成長分野の人材育成や地域課題・社会課題の解決に貢献する高度専門人材を育成する機関としての高専への期待が高まる中で、令和８年６月12日には文部科学大臣のイニシアチブによる「高等専門学校の機能強化に関するパッケージ（仮称）の方向性について」（以下、パッケージの方向性という）が示され、これに沿った検討を行うために、高等専門学校の機能強化に関する検討会（以下、検討会という。）が設置された。

検討会では、パッケージの方向性を踏まえ、社会・産業構造の変化等を踏まえた量的拡大・質的向上、国際通用性の確保及びグローバル化への対応について検討を進めてきた。本報告書は、これまで7回にわたって議論を重ねた結果を取りまとめたものである。

国、各高専においては、本検討会における議論を踏まえ、高等専門学校の特長を生かした教育の質の向上及び機能強化に向けた取組を進めていただきたい。本報告書が、今後の高等専門学校制度の発展と、多様化・高度化する社会のニーズに対応した人材育成の推進に資することを期待する。

2. 高等専門学校を取り巻く状況

○　人口減少・少子高齢化の進展、デジタル技術や生成AIの急速な発展、GXのニーズ、半導体をはじめとする戦略分野の成長など、我が国を取り巻く社会・産業構造は大きく変化している。現在でもなお不足する理工・デジタル分野の専門人材等は2040年には圧倒的に不足することが見込まれている[1]。

○　我が国の子供たちは、小・中学校卒業段階では国際的に極めて高い理数リテラシーを有している一方、高等学校段階での早期の文理分断により、多くの生徒が理数科目から離れてしまう状況となっている。また、普通科高校の理系生徒に対して大学における理系学部の定員は不足しており、我が国の理工系分野への入学者割合もOECD平均を大きく下回っている[2]。

○　また、少子化の進展により、2024年（令和６年）に約63万人である大学進学者数は、2040年には約3割減の約46万人まで減少すると見込まれている[3]。一方で、産業構造や職業需要の変化に伴い、事務職では400万人以上の人材余剰が生じる一方、AI・ロボット等を利活用する人材は300万人以上不足すると予測されている[1]。さらに、大学卒・大学院修了の文系人材が余剰となる一方で、理系人材は100万人以上不足し、地域経済や産業の担い手となる高専卒業者についても不足が見込まれる[1]ことから、産業界の人材需要と高等教育が育成する人材とのミスマッチの解消に向け、理工系・デジタル人材の育成強化が喫緊の課題となっている。

○　このような中、15歳から専門教育を開始し、一般教育と専門教育を有機的に結び付けた５年間の一貫教育を行う高専は、実践的・創造的な技術者を育成する教育機関として高い評価を受けている。理工系分野に関心を有する子供の能力や可能性を早期から伸長し、実験・実習を通じて培われた実践力や課題解決力を備え、主体的に行動することができると評価されるなど、産業界が求める人材を育成する仕組みとして、その重要性が改めて認識されている。

○　18歳人口の減少が進む中、高専においても将来にわたり優秀な学生を確保し、教育の質を維持・向上していくための取組が求められている。多くの高専は地方都市に立地しており、地域産業や社会インフラを支える技術者育成の中核的な役割を担っているが、人口減少の中にあって、その役割は一層重要となっている。

○　高専は人材育成に加え、地域企業等との共同研究や技術支援等を通じて地域課題の解決にも寄与している。今後は、地域産業の高度化や地域の未来を支える知と人材の拠点として、更なる貢献が期待されている。

[1] 経済産業省「2040 年の就業構造推計（改訂版）」
[2] OECD.stat「New entrants by field」（データは 2019 年時点）
[3] 文部科学省「日本の高等教育の構造と改革の方向性」

○　AI、データサイエンス、IoT、ロボット、サイバーセキュリティ、半導体、GX等の分野では、今後、大幅な人材需要の拡大が見込まれている。高専には、従来の機械系及び電気系分野に加え、デジタル分野や先端技術分野を支える高度専門人材の育成が期待されている。また、社会課題が複雑化する中、単一の専門分野のみならず、複数分野を横断的に活用できる人材の育成が求められており、高専においても教育内容や学科構成の更なる高度化が必要となっている。

○　企業活動や技術開発のグローバル化が進展する中、技術力に加え、英語力や異文化理解力、国際協働能力を備えた人材の育成が重要となっている。高専では海外留学や海外インターンシップ、外国人留学生の受入れ、日本型高専教育（KOSEN）の海外展開などを推進しているが、今後は国際的に活躍できる技術者の育成とともに、高専教育そのものの国際的な理解度向上を図り、海外における活躍の機会を一層拡大していくことも重要である。

○　社会・産業構造の変化が加速する中、高専には実践的技術者の育成に加え、地域や産業界と連携した研究活動やイノベーション創出の役割も期待されている。PBL[4]（課題解決型学習）や産学官連携、アントレプレナーシップ教育等を通じて、課題発見力、創造力、実装力を備えた人材の育成が進められており、高専発スタートアップの創出など新たな成果も現れつつある。今後は、教育研究活動の好循環を通じたイノベーション創出機能の強化が求められる。

○　このように、少子化や人口減少の進展、急速な技術革新、グローバル化等を背景として、高専への社会的期待はこれまで以上に高まっている。こうした期待に応え、我が国の人材基盤の強化や持続的な成長に貢献していくため、高専の量的拡大、教育研究機能の質的向上及び国際通用性の確保に向けた機能強化を進めることが必要である。

○　また、令和8年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2026」[5]において、「高専の新設・機能強化」が盛り込まれるとともに、「日本成長戦略」[6]においても、「高専の設置を促進するとともに、国立高等専門学校機構運営費交付金を着実に確保し、地域のインフラを支える人材を育成する」ことが盛り込まれている。

3. 高等専門学校の現状・課題

（1）他の学校種との対比における特色

○　高等学校が主として普通教育を通じた基礎的な学力や幅広い教養の育成を担うのに対し、高専は中学校卒業後の段階から専門教育を体系的に実施し、一般科目と専門科目を有機的に結び付けた5年間の一貫教育を行う高等教育機関として位置付けられている点に

[4] PBL（Project Based Learning）
[5] 「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（令和8年7月 21 日閣議決定）
[6] 「日本成長戦略」（令和8年7月 21 日閣議決定）

特徴がある。卒業時の修学年数が同じとなる短期大学と比べると、短期大学は、大学の一類型として、高等学校卒業後の学生を対象に、教養と実務が結合した専門的職業教育等を体系的に行うのに対し、高専は中学校卒業後から専門分野に関する教育を継続的かつ体系的に実施する点で異なる。さらに、大学が学術研究や高度な専門的知識の探究とその教授を主な目的とするのに対し、高専は実践的・創造的な専門人材の育成を重視し、産業界や地域社会との連携を通じた教育研究を展開している。

○　また、専門職短期大学とは、理論と実践を往還しながら職業に直結した教育を行う点で共通するものの、高専は15歳段階から専門教育を開始し、高等学校段階から高等教育段階までを接続する5年間の一貫教育の中で専門性を育成する点に独自性がある。さらに、専修学校専門課程（専門学校）が職業に必要な知識・技術の習得や資格取得を目的とした教育を中心とするのに対し、高専は専門教育に加えて数学や理科等の基礎学力の修得を重視し、理論と実践を融合した高度な科学技術力を養成する教育を行う点、また、学校教育法に基づく高等教育機関として認証評価の対象とされており、継続的な質保証が求められていることに特徴があり、我が国の教育体系において独自の高等教育機関として位置付けられている。

（2）学科構成と分野展開

○　高専の学科構成は、創設当初の機械・電気・土木・化学を中心とした産業基盤型から、現在では情報、電子制御、AI・データサイエンス、環境分野を含む複数の分野を組み合わせた構成へと見直しが進んでいる。さらに近年では学科統合による大括り化が進むとともに、専門技術に加えて複数分野を横断的に活用できる実践的技術者の育成も重視した構成へと変わってきている。特に電気・電子系と情報系が大きな割合を占めるようになっており、また、情報分野の基礎的な知見の習得を全ての分野においても不可欠の事項として取り込むことで、デジタル社会を支える人材育成へと教育の重点が移行している。また、産業・社会の変化や多様化するニーズに対応した工学以外の分野への展開も求められつつある。

○　制度面に着目すると、創設当初、工学分野の中堅技術者の養成を目的としてきた高専制度は、1967年（昭和42年）には工業高専に加えて、商船高等学校を転換して商船高専が設置され、さらに、1991年（平成3年）の制度改正により、工業及び商船以外の学科の設置も可能とされた。

○　しかし、現行の高等専門学校設置基準においては、基幹教員や校舎の面積について工学に関する学科以外の学科に係る基準が定められておらず、新たな分野の学科を設置する際の基準について整理が必要となっている。

（3）学生・入学者の状況

○　高専は、創設以来、産業界の人材需要を背景に安定した志願者を確保してきた。少子化の進展により入学志願者数は長期的には減少傾向にあるものの、現状でも入学志願倍率は一定水準[7]を維持し、入学定員もおおむね充足されている。また、女子学生や留学生の増加など学生の多様化が進んでいる。

○　しかし、高専は、その教育内容や卒業者の資質に対する評価が高い一方で、その特色や魅力については、社会全体でより一層の理解促進が期待される。これは、高専が技術者育成において重要な役割を担っているにもかかわらず、高専の入学定員が10,535人[8]であり、同学年に占める割合が約1%と小さいこと等に起因していると考えられる。

○　高専の入学者には、その保護者や兄弟姉妹等が高専卒業者であるというケースが少なくない。近隣に高専がない中学校等においては、高専に関する情報に触れる機会が限られていることから、多様な層への情報発信や認知度向上が課題となっている。さらに、15歳という早期の進路選択に伴う不安を軽減し、多様で意欲・能力のある志願者を幅広く確保する観点からは、入学者選抜、学修環境の充実が求められている。

（4）卒業後の進路と社会的評価

○　高専は、高等学校や大学とは異なる複線型の学校体系を構成する学校種として制度化され、本科卒業者は中堅技術者として就職することが想定された一方で、大学を中心とする教育体系への接続も意識され、1976年（昭和51年）の技術科学大学の設置[9]や1991年（平成3年）の専攻科制度の創設以降、高専本科卒業後に進学を選択する学生が増加している。現在では高専卒業者の約6割が就職し、約4割が大学や専攻科へ進学している。こうした進学ニーズの高まりを踏まえ、学生の多様な進路選択を支える観点から、高専教育と大学等との接続の円滑化や、教育上の連携の充実が重要となっている。

○　就職面では、技術系人材への需要の高まりを背景に平均求人倍率は約30倍[10]にのぼるなど、産業界からは技術者としての自主・自律性、また実践力などが高く評価されるとともに、マネジメント部門や幹部候補としての活躍の事例が増えており、今後も一層多くの活躍が期待される。このため、地域での技術者育成を目的として新たな公私立高専を設置する動きもみられる。一方で、高専卒業者は専門性の高さゆえに、地域を越えた流動性が高く、雇用条件がより良い大都市圏の製造業企業へ就職する傾向があるため、地元就職率[11]は21.6%と低く、地域で育成した人材が必ずしも地元に定着しないことも課題となっている。このような状況を踏まえ、学生の主体的なキャリア選択を尊重しつつ、地域産業界との連携

[7] 国公私立高専平均 1.44 倍（令和7年度実績）
[8] 本科入学定員 10,535 人（令和7年度実績）
[9] 長岡技術科学大学及び豊橋技術科学大学は、高等専門学校卒業者の進学機会の拡充を目的として 1976 年（昭和 51 年）に設置された。
[10] 令和6年度本科卒業者の平均求人倍率
[11] 本社・支社・営業所等にかかわらず、主な勤務先が高専設置都道府県内に所在する企業への就職者数（令和6年度卒業者実績）

や実践的な教育を通じて地域とのつながりを深め、地域産業を支える人材の確保を図っていくことが求められている。

○　また、近年では、高専における高度な技術教育とアントレプレナー教育の成果として、社会課題の解決を目指すスタートアップ企業を、高専生や高専卒業者が各地で設立する事例も増えている。今後は、技術力に加え、事業構想力や経営的視点を備え、技術シーズの社会実装や事業化を通じて新たな価値創出を担うとともに、起業や新規事業創出を牽引する人材の育成を一層強化していくことが求められている。

（5）教員を取り巻く状況

○　近年は教員の年齢構成の変化が課題となっている。創設期に採用された世代の大量退職後、若手教員の確保が十分に進まず、教員の平均年齢は上昇し、過去最高の水準となっている。

○　現在の年齢構成について、40歳未満の割合は低下しており、一方で40歳以上の割合は上昇している。教員の離職は増加傾向にあり、離職者のうちでは60歳以上が大半を占めていることから、世代交代が進む中で計画的な人材育成と組織的な知識・技能の継承が課題となっている。

○　教育や研究活動に加え、学生指導、厚生補導及び学校運営等の多岐にわたる業務が一部の中核的な教員へ集中し、その負担の増大が課題となっている。また、高専教育の特色である実践的・創造的技術者育成を支える博士人材や実務家教員については、大学や産業界との人材獲得競争が激化しており、確保が難しくなっている。このため、多様な教員人材の確保と、教育・研究・学校運営等を支える体制の強化が求められている。

○　特に、地域課題の解決や産業界との連携、スタートアップ創出支援など、高専に期待される役割が拡大する中、PBLをはじめとする実践的な教育研究活動を担う人材として、企業や自治体等において豊富な実務経験を有する教員の重要性が一層高まっている。一方で、こうした人材は産業界等における需要も高く、その確保・活用を進めるためには、教員として活躍しやすい環境や資質向上のための機会の充実が求められている。

（6）教育研究の状況

○　高専教育の特徴として、STEM[12]分野に強い関心を持つ学生を対象とした、高等学校より早い段階から専門分野を学ぶ「早期専門教育」、実験・実習を重視した「体験型・実践型教育」、産業界との密接な連携による「課題解決型人材の育成」が挙げられる。これらを通じて、高専は実社会で活躍できる実践的な技術者を育成している。また、高専の有する実践的な教育資源を活用した、実学志向のリカレント教育も期待されている。

[12] STEM（Science, Technology, Engineering, Mathematics）

○　高専の研究活動は、教育の質的向上を支える重要な基盤となっている。各高専における研究活動の基本的な方針の下、研究推進体制の整備等が進められ、共同研究、受託研究、科研費獲得件数が増加するなど、社会実装や地域課題解決につながる研究が活発に行われている。こうした研究活動は教育の質向上や地域・産業界への貢献を支える重要な基盤となっている。今後の社会における高専が果たすべき役割を考慮しつつ研究機能の一層の高度化を図る必要があるが、学校教育法上、高専の設置目的には「研究」が明示されていない[13]。

○　教育課程の編成・運用においては、学年を単位とした教育課程編成や単位認定に関する現行制度上の枠組みの下、各高専では、学修成果の柔軟な評価や他機関における学修の活用、履修上の配慮等を通じて、多様な学修機会の確保に努めている。一方で、海外留学や長期インターンシップ、企業・地域との長期実践プロジェクト、起業活動等に意欲的に取り組む学生については、必修科目との履修調整等の負担が生じる場合もあることから、教育の質を確保しつつ、社会・産業構造の変化等も踏まえながら、学修の柔軟性を一層高めていくことが求められている。

（7）国際化と海外展開

○　高専は海外の大学・教育機関との協定に基づく学生・教員交流や短期留学、国際共同教育等を実施し、グローバルに活躍できる技術者の育成を進めている。また、海外の大学や企業等への留学やインターンシップへの参加を促進し、異文化理解や語学力に加え、国際的な視野や実践力の涵養を図っている。また、グローバル化の進展に伴い、海外留学や海外インターンシップ等の重要性が高まる中、学生がこうした学修機会に円滑に参加できるよう、学修成果の評価の在り方を含め、教育課程の柔軟な運用を図ることが求められている。

○　また、学生の海外派遣に加え、海外からの留学生を受け入れることで双方向の国際交流を推進している。こうした取組を通じて、多文化共生による学修環境を整備し、高専教育の国際化と国際的な視野を備えた人材の育成を進めている。特に、学生寮等における日本人学生と留学生との共同生活は、日常的な交流を通じて異なる文化や価値観への理解を深め、コミュニケーション能力や協働力を養う上で重要な役割を果たしている。

○　高専は、制度創設以来培ってきた実践的技術者教育を海外へ展開しており、国立高専を中心にモンゴル、タイ、ベトナム、エジプトで日本型高専教育（KOSEN）の導入を支援している。KOSENの海外展開は、各国の産業発展を支える技術者の育成に貢献するとともに、相互理解の促進や文化・経済面での連携強化にもつながることから、更なる取組の充実が期待されている。

[13] 学校教育法第 115 条では、高等専門学校の目的を「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成する」と規定している。

○　一方、高専卒業者の海外大学への編入学や海外企業への就職等においては、付与される「準学士」の称号[14]の位置付けが諸外国において十分理解されず、高等教育機関である高専での学修の成果が正当に評価されないことが少なくない。このため、国際通用性が担保された形で適切に評価される環境の整備が喫緊の課題となっている。

（8）国立高専の財政基盤

○　高専の大半を占める国立高専51校の教育・研究活動を支える基盤的経費である、運営費交付金や施設整備費補助金は、国から独立行政法人国立高等専門学校機構に対して一括して交付されており、高専教育の質保証や教育研究環境の維持・向上を支える重要な財源となっている。また、公立高専においては、設置者による財政支援や地方財政措置、私立高専においては、私立大学等経常費補助金等によりそれぞれ教育・研究が支えられている。

○　近年は物価・エネルギー価格の上昇や人件費の増加等により、教育研究基盤の維持に必要な経費が増加している。また、将来に向けて優秀な教職員の確保・育成を図るとともに、光熱水費等の継続的な高騰に対応していく必要があり、高専教育の質の維持・向上及び機能強化を着実に推進するための運営費交付金の更なる充実が求められる。

○　また、施設は創設期に集中的に整備されたものであるため、その多くが建設から50年以上経過し、老朽化や教育研究機能の低下が著しく進行している。令和元年度から6年度にかけて、「令和新時代高専の機能高度化プロジェクト」として、集中的な整備を実施し、一定の成果を挙げたところであるが、引き続き、産業界や自治体等と連携した共創拠点の更なる整備・充実とともに、老朽改善整備や防災機能の強化が不可欠となっている。

4. 高等専門学校の更なる機能強化の方向性

（1）社会・産業構造の変化を踏まえた高専の役割・目指すべき姿

○　高専は、中学校卒業後の早い段階から意欲ある子供たちの関心を5年間にわたって一貫して伸ばし、専門教育を実施するとともに、実験・実習や課題解決型学習等を通じて高度な専門性と実践力を備えた人材を育成する我が国独自の高等教育機関として発展してきた。

○　今後、高専には、これまでの人材育成機能に加え、新たな技術や価値を創出するイノベーションの担い手の育成、地域や産業界との共創による課題解決、グローバルな視野を有する人材の育成など、その役割を一層発揮していくことが求められる。

○　その際、高専の強みである実践的教育や産業界との連携を維持・発展させるとともに、多様な学生が学び、一人一人の可能性や挑戦を支えられる教育環境を構築し、高専教育

[14] 学校教育法第 121 条では、「高等専門学校を卒業した者は、準学士と称することができる」と規定している。

の価値を一層高めていくことが重要である。

○　このような考え方の下、機能強化に当たっては、高専の特色と価値をさらに高める観点から、「量的拡大」、「質的向上」、「国際通用性の確保」を基本的な方向性として総合的に推進していくことが必要である。

（2）高専の「量的拡大」

①－1　公私立高専の新設促進

○　地域社会や産業で活躍する人材の育成や我が国の成長分野をけん引する高度専門人材の育成を目指して、高専の新設を検討する動きが全国で活発となっている。少子化傾向においても高専の学生数を増加させるため、国は成長分野転換基金や高等学校教育改革等推進事業債を活用した支援を行っているが、地域の実情に応じた高専の新設が促進されるよう、更に支援を拡充していくことが必要である。

○　高専設置の検討に当たっては、地域産業や成長分野を担う人材の育成を基本としつつ、我が国全体の人材需給を踏まえたものとする視点も重要である。その際、高専がこれまで評価を受けてきた教育研究の質の高さを引き続き担保した上で、育成する人材像やディプロマ・ポリシー（DP）[15]を明確化するとともに、地域・産業界との連携の下で教育課程及び体制を整備することが重要である。

○　学科構成については地域産業との連携を基盤として、卒業者を一定割合で地元に定着させるとともに、教育委員会等との連携のもと地域の高校教育全体との調和や定員配置について十分配慮することが求められる。地元定着の促進に向けては、地域の将来像を住民と共有し、地域定着施策と一体的に推進することが必要である。また、企業、研究機関及び自治体等から構成される産業クラスターとの連携の下、地域インフラや産業を支える人材を育成するとともに、地域における高専の人材供給機能を明確化することが重要である。

○　人材流動性の高い分野においては教員確保が課題となることから、質保証と柔軟な人材確保・育成を両立する仕組みの検討が必要である。特に地方における教員確保に当たっては、教員本人のみならず、その家族を含めた生活・就業環境等にも配慮し、多様な働き方を支える環境整備を進めることが重要である。あわせて、寄附金やふるさと納税等の活用を含め、多様な財源確保方策を推進することも重要である。

○　なお、国立高専の在り方については、公私立高専の整備状況等を踏まえながら検討を行うことが重要である。

[15] ディプロマ・ポリシー（DP：Diploma Policy）卒業認定・学位授与の方針をいい、卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力を示すもの。

①－２　高専教育の領域拡大

○　前述のとおり、高等専門学校設置基準においては、基幹教員や校舎の面積について工学に関する学科以外の学科に係る基準が定められていない。他方、高専の新設検討の動きが全国で活発となっており、社会や地域のニーズ等を踏まえて、農業等の新たな分野を検討する動きもある中、工学分野に留まらず農業やコンテンツ等の多様な分野・領域への拡大を図ることには意義がある。

○　工学分野を基礎としつつ、複数の分野を組み合わせた学科を設置している高専も存在していることや育成すべき具体的な人材像や産業・地域ニーズを踏まえつつ、高専が担うべき具体的役割を明確化した上で、新たな分野に係る基幹教員や施設面積、その他当該分野に必要な教育環境等の具体的な基準の検討を進める必要がある。その際、一定の具体的なニーズが認められる農業分野を対象として検討を進め、コンテンツ等の他の分野については、今後の具体的な人材像やニーズ、高専が担う役割を踏まえつつ段階的に検討していくことが考えられる。

○　新たな分野におけるカリキュラム構築に当たっては、ディプロマ・ポリシー（DP）を踏まえた教育課程の体系化や、卒業時までに身に付けるべき資質・能力の明確化が重要である。その際、既存の工学分野におけるモデル・コア・カリキュラム（MCC）[16]の策定・運用を通じて蓄積された知見も参考にしつつ、産業界との対話を通じて重点分野や到達目標、評価方法を整理することが有効であり、国は、関係機関や産業界等と連携し、新たな分野における教育モデルやカリキュラム構築を支援する方策や社会・産業構造の変化、関係制度の動向等に対応した教育課程や学修の在り方について検討を進めることが求められる。

①－３　学生の多様性確保

○　将来の社会・産業構造の変化により理工・デジタル系人材が圧倒的に不足することが見込まれる中にあって、高専においてこれらの担い手育成を進める上では、入学者の多様性確保が重要である。

○　新たな価値創造や教育の質的向上に資するため、公正かつ妥当な方法により、学力のみならず適性・資質、興味・関心等を含めた多面的な評価を行い、教育内容との適合性を重視した入学者選抜を実施することや入学後の興味・関心や進路希望の変化にも対応できる柔軟な学修環境や学修支援体制の整備を推進することが重要である。あわせて、誰一人取り残さないよう、学生支援体制の充実を図ることも重要である。これにより、安心して学び続けられる環境を確保し、ミスマッチの低減や卒業後の活躍の幅の拡大を図るとともに、様々な背景や視点を持つ学生の確保を通じて、多様な発想を取り入れた教育研究の推進と、より高い成果の創出につなげていくことが求められる。

[16] モデル・コア・カリキュラム（MCC）：独立行政法人国立高等専門学校機構が策定する、高専教育において学生が卒業までに修得すべき学習内容や到達目標を示した指針。

①－４　高専志願者増に向けた取組

○　少子化や進路選択の多様化が進む中、全国の15歳から積極的に選ばれる教育機関として高専が広く認知されるよう、高専教育の特色や魅力、卒業後の多様な進路・キャリア形成の姿を分かりやすく発信するとともに、広域から学生を惹きつけるための各高専の特色を活かした魅力向上を図り、高専全体としてのブランドイメージの構築を進め、社会全体の理解促進を図ることが重要である。

○　そのためには、卒業者の進学・就職実績や社会での活躍を積極的に発信し、高専で学ぶことによって実現できる将来像を具体的に示すことが重要である。また、専攻科や技術科学大学をはじめとする大学への編入学など多様な進路の選択肢があることに加え、入学後の興味・関心の変化や進路希望の変更にも対応できる仕組みの検討が必要である。あわせてセーフティネットがあることについて周知し、保護者や入学希望者の不安軽減を図る必要がある。

○　さらに、柔軟な進路選択が可能であることの理解を促進するため、高専３年次修了者が高等学校卒業者と同様に大学入学資格を有していることや、海外留学や大学等への進学、国内における進路変更等の際にその制度上の位置付けが適切に理解されるよう、３年次修了証書の積極的な活用や周知を図る必要がある。

○　高専の特色や多様な進路等について、小中学生本人に加え、保護者、小中学校教員、教育委員会等を対象とした広報を強化するとともに、出前授業や体験イベントなどを通じて高専との接点を拡大することが重要である。特に、低学年の段階から高専の魅力や教育内容への理解を促進する取組を推進する必要がある。

（3）高専教育の「質的向上」

②－１　国立高等専門学校機構運営費交付金等の抜本的な拡充

○　物価や人件費が高騰する中において、高専の機能強化を図っていくためには、運営費交付金予算の抜本的な構造転換と拡充が必要となる。また、施設・設備の老朽改善整備や防災機能の強化が喫緊の課題となっているところ、高専の機能強化の一環としてこれを進め、施設・設備環境を一層魅力的なものとしていく必要がある。

○　高専の機能強化に向けては、特に政府の日本成長戦略における戦略17分野に対応した教育研究プロジェクトや先端設備等の導入を推進するほか、高専間や大学等との連携事業、アントレプレナー教育の充実や高専発スタートアップを促進する体制整備を進めるべきである。また、産業クラスターとの連携を通じて、産学官が協働する教育研究拠点の形成や地域課題解決に資する共同プロジェクトを推進するための支援を充実することが重要である。これに加え、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置など教育基盤

の整備の充実を図る必要がある。このため、運営費交付金を、人材育成と成長戦略を支える戦略的投資として位置付け、抜本的な拡充と機動的な措置を行うことが求められる。

○　また、施設については、高専教育の機能強化とあわせ、施設環境をより一層、高度化し、魅力的なものにしていく必要がある。戦略17分野をけん引する人材育成・イノベーション創出を実現するため、その基盤として、老朽化した施設の改善を進めつつ、産学官の共創の場の形成や地域の防災拠点としての強化[17]が必要であり、施設整備費補助金の抜本的な拡充と機動的な措置が求められる。あわせて、寄附金やふるさと納税等の活用を含め、多様な財源確保方策を推進することも重要である。

○　なお、公立高専においては、設置者による財政支援や地方財政措置、私立高専においては私立大学等経常費補助金等を通じて国立高専と同様に高専教育の機能強化を図っていく必要がある。

②－２　高専の設置目的の見直し

○　高専は、学校教育法において「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること」を目的とする高等教育機関として位置付けられ、中堅技術者を養成する専門職業教育機関とされているが、社会・産業構造等は急速に変化しており、教育面のみならず研究面においても高専は役割を果たすことを社会から強く求められている。もとより、高専では教育内容を学術の進展に即応させるための研究活動が行われており、制度創設以来、教育と研究が相互に支え合う形で発展してきた。実態としては、「教育」と「研究」を一体的に推進する機関として機能しているが、学校教育法の高専の設置目的には反映されていない。

○　このような高専における研究活動が実態として行われている現状や研究機能の更なる高度化、高専の国際的な認知度・評価の更なる向上の必要性を踏まえ、高専の設置目的等に「研究」を位置付けることが必要であり、そのため、法制的な観点も含めた具体的な検討を進め、速やかに制度化を図る必要がある。また、その際には、高専で行われる研究の特色や研究環境の整備、教員の労働時間管理にも留意が必要である。

②－３　高専教員の確実な確保

○　高専の新規設置の動きが活発化していることに伴う教員需要の増大や教員が高年齢化していることに伴う将来的な人材不足が懸念される。また、技術や産業構造等が急速に変化し、最新の実務知識を教育に反映させることが求められている中、高度な専門知識や実務経験を有する高専教員の確保はより困難になると見込まれる。

○　高専教員には、高校生相当の年齢から専攻科の大学生相当までの幅広い学生への教育に加え、学生指導や厚生補導を担う能力も求められる。また、専門分野における高度な

[17] 空調（冷房）が設置されている体育館は全体の 6.3%（令和8年3月　国立高専機構施設整備5か年計画策定に向けた報告書）

教育・研究能力も必要とされることから、その役割は高等学校の教員や大学教員とは異なる特徴を有している。教員体制については、学術的な知見を有する教員と実務経験・実績を有する教員との適切なバランスを確保することが重要である。

○　また、高専における実践的な学びのためには、企業での実務経験を有する実務家教員が果たしている役割も大きい。実務家教員を含む優秀な人材を確保するため、実務経験や専門分野における業績等を有する者の位置付けがより明らかとなるよう、高専教員の資格の明確化等が必要である。

○　さらに、クロスアポイントメント[18]制度等の多様な雇用形態や教員配置を進めるとともに、教員人材の育成や処遇改善について検討することが重要である。特に、産業界からの優秀な技術者の出向や実務家教員の参画を一層促進するため、企業等との連携・協力の充実や参画しやすい環境の整備を進めることが求められる。

○　高専教員の養成に当たっては、高専との連携をミッションとする技術科学大学において、高専教員養成のためのプログラムが実施されており、高専教育の特性への理解や教育実践力の向上に向けた取組が進められている。

○　今後は、このような技術科学大学等との連携や取組をさらに発展させ、高専卒業者で高専教員を志望する者のみならず、企業等で実務経験を積んだ技術者が実務家教員となる上で、教育面の学修ができるリ・スキリングの場、あるいは、専門高校を母体とした公立高専の新設が各地で検討される中で、高等学校の教員が研究活動を経験した上で学位を取得し、高専教員となることができるようなリカレントの場としていくことで、高専教員の人材確保・育成を推進していくことが重要である。また、高専教員を志望する者へのインセンティブについて検討を進めるとともに、これらの取組を推進するために国からの支援を強化していくことが求められる。

②－４　柔軟な学修環境の充実

○　高専においては、海外留学や長期インターンシップ、企業・地域との実践的プロジェクト、起業活動など、学内外の様々な機会を活用した学びへのニーズが高まっている。また、高専卒業後の進路についても、多くの学生が産業界等で活用する一方、専攻科への進学、大学への編入学など、多様な進路選択もみられる。

○　こうした中、学生が専門性を深めつつ、それぞれの興味・関心や能力等に応じた主体的な学びを支えるため、柔軟な学修形態や学修成果の評価等を推進するとともに、多様な学

[18] 混合給与。研究者が、大学や公的研究機関、民間企業等2以上の組織と雇用契約を結び一定の勤務割合の下で各組織の業務に従事するとともに、雇用契　約を結ぶ当該各組織の間では、協定に基づき勤務割合や給与の負担割合等を設定する。

修機会への参加やキャリア形成を促進し、希望者に対する大学等との接続の円滑化にも資するよう、柔軟な学修環境の充実を図ることが重要である。

○　このため、社会・産業構造の変化や専門人材に求められる能力の変化等を踏まえ、高専教育の質と特色を維持・発展させつつ、柔軟な学修環境の充実に向け、学年による教育課程の区分を設けない単位制の選択的導入を可能とするとともに、高専における学修成果を踏まえた柔軟な単位計算を可能とする制度の整備が必要である。

（4）高専卒業者の「国際通用性の確保」

③－１　高専卒業者の国際通用性の向上

○　高専本科卒業者は、進学又は就職を希望する者のほぼ全員が進路を実現しており、その資質・能力に対する国内社会からの評価及び期待は高い。一方で、近年は人や情報、資本のグローバル化が進展しているにもかかわらず、高専が我が国独自の学校制度であることから、高専本科卒業者に付与される「準学士」の称号の位置付けや高専の教育課程の水準、修了者が有する資質・能力について海外の大学や企業等において十分な理解が得られていない。そのため、進学・就職・ビザ取得等の際に本人が個別に説明を求められるなど支障が生じている。

○　このため、海外大学への編入学や大学院への進学、国際機関や海外企業への就職、在留資格の取得等の場面において、不利益や個別の説明や追加資料の提出を求められるなどの負担が生じている。

○　例えば、海外大学への編入学に際して、専門科目の履修実績が十分に評価されず単位認定が限定的となったことから大学１年次から入学した事例や大学院進学で追加要件が課される事例がみられる。また、就職やビザ申請の際にも、「準学士」が学位ではないことから、学歴の説明や追加書類の提出を求められるなど、国際的なキャリア形成の障壁となっている。

○　また、海外では、日本の高専卒業時に学位が授与されないことが進学の障壁となる場合があり、モンゴルやタイの受験希望者が出願を見送った事例がある。さらに、卒業後も「準学士」の称号については海外での認知・理解が必ずしも十分ではなく、卒業後に母国で就職する際に学歴が適切に評価されにくい事例もみられる。

○　現在、我が国の学位・資格の透明性や比較可能性・国際通用性を高め、国際的な人材流動を促進するため、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下、大学改革支援・学位授与機構という。）において、教育資格をレベル別に整理した日本の教育資格枠組み（JEQF）[19]を策定し、情報発信に取り組んでいるが、制度面での更なる対応が求められる。

[19] JEQF（Japanese Educational Qualifications Framework）

○　このような状況を踏まえ、高専本科卒業者が、社会的にも国際的にも適切な評価が得られるよう、高専本科卒業者に対する学位授与を可能とする制度の整備が必要である。このため、日本の教育資格枠組みを踏まえつつ、法制的な観点も含めた具体的な検討を進め、速やかに制度化を図ることが必要である。また、その際には、学位に関する国際通用性を確保するとともに、15 歳からの早期の実践的・創造的技術者教育を特徴とする高専の特性を最大限活かす観点[20]から、大学改革支援・学位授与機構による学位授与を基本とし、卒業時期によって資質・能力に本質的な差異がなく、既卒者にも同様の課題が生じていることを踏まえた対応や各高専による現行の称号付与の取り扱い、諸外国の教育枠組みと照らしても国際的に理解されやすい学位名称の検討が必要である。また、実現可能なスキームや体制、高専卒業者の負担の在り方等の観点から適切な運用とする必要がある。

③－２　高専卒業者の卒業証明等の国際通用性の確保

○　高専卒業者等の学修成果や学歴の位置付けが海外において適切に理解されるために、既存制度の枠内において実施可能な対応として、我が国の教育資格に関する情報発信の強化やデジタル技術を活用した卒業証明書やディプロマ・サプリメント等として、高専の位置付けや日本の教育資格枠組みとの対応関係を明記するなど、国際的な理解促進に資する内容や説明の統一を図り、より一層わかりやすい情報発信を推進する必要がある。

③－３　高専生の海外留学の促進

○　グローバル化の進展に伴い、高専卒業者が海外での技術協力や現地スタッフの統括等を担う場面が増えている。こうした国際社会で活躍できる人材を育成するためには、海外インターンシップや留学等により、自らの慣れ親しんだ環境を離れ、多様な文化や価値観に触れる経験を積むことが重要である。このため、海外との接点を持たせる環境づくりの推進が必要である。また、学生が国際的な経験を積む機会の充実を図るとともに、教育の質を確保しつつ、学修成果の柔軟な評価・活用を進めることが重要である。

○　高専における海外からの留学生の受入れは、学生自身が多様な文化や価値観に触れる機会を創出する上で重要である。特に、グローバルな事業展開を行う企業が増加する中、異文化理解や国際コミュニケーション能力を備えた技術者の育成が求められており、留学生との日常的な交流やチームワーク型の学びは、高専生にとって国際的な視野を広げる貴重な学修機会となる。また、留学生と日本人学生が共に学ぶ環境の充実を図ることは、キャンパスの国際化を進める観点からも重要である。

[20]「高等専門学校の充実について」（平成 28 年 3 月　高等専門学校の充実に関する調査研究協力者会議）において、高専が学位授与機関となるには大学体系に位置づけられる必要があるが、高等専門学校　は現行制度では大学とは異なる 15 歳からの早期教育を特徴とする高等教育機関であり、大学体系に位置づけることで高専としての良さが失われるおそれがある、とされている。

○　留学生の受入れに当たっては、量ありきではなく「質の向上」を図る視点を重視し、在籍管理や安全保障貿易管理の一層の徹底など多様な国や地域から国内高専への留学生の受入れを促進するため環境の充実に努める必要がある。

○　タイ、モンゴル、ベトナムに加え、エジプトにも日本型高専教育システム（KOSEN）の国際展開は着実に進んでいる。各国における実践的・創造的な技術者育成に貢献するとともに、日本企業の海外展開を支える産業人材基盤の形成や、高専教育の国際的な認知度向上にも寄与することから、今後もその推進が重要である。

5. 高等専門学校の機能強化に向けた推進方策

○　本検討会では、「高等専門学校の機能強化に関するパッケージ（仮称）の方向性」を踏まえ、高専を取り巻く社会・産業構造の変化や人材需要の動向等を背景として、「量的拡大」、「質的向上」及び「国際通用性の確保」の三つの観点から、高専の機能強化に向けた方向性について検討を行った。

○　今後は、本報告書で示した方向性を踏まえ、高専が我が国の成長を支える高度専門人材の育成や地域課題の解決、イノベーション創出及び国際社会における人材育成の中核として、その役割を一層発揮できるよう、関係者が連携して取組を推進していくことが必要である。

○　特に、高専教育の領域の拡大、高専の設置目的への研究の位置付け、高専本科卒業者に対する学位授与制度の整備、学生の主体的な学びを支える柔軟な学修制度の構築など、本報告書において制度的対応の必要性を示した事項については、法制的な観点を含む必要な制度整備を速やかに進めることが求められる。

○　また、高専の機能強化を着実に進めるためには、その基盤となる教育研究環境の充実が不可欠である。このため、地域の実情に応じた高専の新設を促進するとともに、国立高等専門学校機構運営費交付金及び施設整備費補助金の充実をはじめ、高専教員の確保・育成、教育研究活動の充実、国際化の推進等に対する支援を総合的に講じることが必要である。

○　各高専においては、それぞれの理念や特色を生かしつつ、地域や産業界との連携を一層強化し、高専教育の質の向上と特色化に取り組むことが期待される。また、産業界、地方公共団体、大学等その他の関係機関においても、高専との連携・協力を一層進め、人材育成、研究活動及び地域・産業振興を支える取組を推進していくことが望まれる。これらの取組を通じて、高専が我が国の成長を支える人材基盤の強化やイノベーション創出、地域社会の持続的発展に貢献していくことが期待される。

○　国においては、本報告書の内容を踏まえ、高専の機能強化に向けた施策パッケージを策定し、必要な制度改正、予算措置及び関連施策を一体的かつ計画的に推進することが求められる。

○　高専は、実践的・創造的技術者教育を担う我が国独自の高等教育機関として発展してきた。本報告書で示した方向性に基づく取組を着実に推進することにより、高専が成長分野を支え、地域課題解決とイノベーション創出を担う人材の育成を一層推進するとともに、我が国の持続的な成長と地域社会の発展に更に貢献していくことを期待する。

参考 1

高等専門学校の機能強化に関する検討会設置要綱

令和8 年6 月15 日
高等教育局長決定

1 趣旨

将来の社会・産業構造の変化や少子化の進展等を背景として、高等教育の質の確保・向上が求められる中、実践的・創造的な技術者を養成する高等専門学校の役割は一層重要となっている。また、社会的需要が高い成長分野の人材育成や、地域課題・社会課題の解決に貢献する高度専門人材を育成する機関としての期待も高まっている。
このような状況を踏まえ、高等専門学校の更なる在り方や機能強化について検討を行うため、「高等専門学校の機能強化に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

2 検討事項

（1）社会・産業構造の変化等を踏まえた量的拡大・質的向上
（2）国際通用性の確保、グローバル化への対応
（3）その他必要な事項

3 実施方法

（1）検討会は別紙に定める有識者により構成する。
（2）検討会は必要に応じて他の関係者にも協力を求めることができる。

4 検討会の開催期間

令和8年6月 15 日から令和9年3月 31 日までとする。

5 その他

検討会に関する庶務は、高等教育局専門教育課において処理する。

参考 2

高等専門学校の機能強化に関する検討会 委員名簿

	五十棲 浩二	神山まるごと高専校長
	江口 忠臣	国立高等専門学校機構理事
	萱島 信子	JICA 緒方貞子平和開発研究所シニアリサーチアドバイザー 笹川平和財団常務理事
	小島 知博	サレジオ工業高等専門学校校長 日本私立高等専門学校協会会長
	坂口 菊恵	大学改革支援学位授与機構研究開発部教授
	柴崎 年彦	東京都立産業技術高等専門学校校長 全国公立高等専門学校協会会長
	竹内 芳明	大和総研顧問
◎	谷口 功	国立高等専門学校機構特別顧問（国立高等専門学校機構前理事長）
	若原 昭浩	豊橋技術科学大学長

（五十音順、敬称略）

◎：座長

参考 3

高等専門学校の機能強化に向けた検討会 開催経緯

第1回 【開催日時:令和 8 年 6 月 19 日(金曜日)14 時 00 分～16 時 00 分】

1. 検討会の運営について(座長選任等)
2. 高等専門学校の現状について
3. 「高等専門学校の機能強化パッケージ(仮称)」の方向性について

第2回 【開催日時:令和 8 年 7 月 6 日(月曜日)14 時 00 分～16 時 00 分】

1. 第1回検討会での議論について
2. 委員発表(研究、学位等)

第3回 【開催日時:令和 8 年 7 月 30 日(木曜日)16 時 00 分～18 時 00 分】

1. 第 2 回検討会及び大学分科会での議論について
2. 委員・協力者発表(新たな領域、教員の確保)
3. 中間整理の骨子案

第4回 【開催日時:令和 8 年 8 月 17 日(月曜日)14 時 00 分～16 時 00 分】

1. 委員発表(国立高専運営費交付金等)
2. 中間整理案

第5回 【開催日時:令和 8 年 9 月 25 日(金曜日)14 時 00 分～16 時 00 分】

1. これまでの議論等について
2. 今後の高専教育について

第6回 【開催日時:令和 8 年 10 月 21 日(水曜日)15 時 00 分～17 時 00 分】

1. これまでの議論等について
2. 協力者発表(柔軟な学修、実践的な語学教育)
3. 高等専門学校の機能強化について(素案)

第7回 【開催日時:令和 8 年 11 月 16 日(月曜日)14 時 00 分～16 時 00 分】

1. 高等専門学校の機能強化について(案)

高等専門学校の機能強化について　概要　（案）

高等専門学校の機能強化に関する検討会（令和〇年〇月〇日）

高専を取り巻く状況

〇　人口減少やデジタル技術・生成AI、GX、半導体分野の発展等を背景として、**理工系・デジタル人材の不足が一層深刻化**
〇　15歳からの一貫した専門教育により、**実践力・課題解決力を備えた技術者を育成する高専への期待は極めて高い**
〇　地域産業や地域の未来を支える人材育成・研究拠点として、先端技術分野や国際化への対応を含めた**高専機能の一層の強化が必要**

高専の現状

●学科構成と分野展開
工学中心から情報・AI等を含む複合型へと拡大し、学科統合や分野横断型教育が進展。多様化するニーズに対応する分野への展開の要請。

●学生・入学者の状況
少子化の進展においても入学定員は概ね充足されており、女子学生や留学生の増加など学生の多様化が進展。

●卒業後の進路と社会的評価
卒業生の約６割が就職、約４割が進学。技術者としての自主・自律性、実践力が産業界から評価を得ており、求人倍率は高い。また、近年はスタートアップ創出など、活躍の場も拡大。

●教員を取り巻く状況
教員の平均年齢の上昇、若手教員の割合が低下する中、新設の動きが活発化や、技術・産業構造等の急速な変化により、将来的な教員人材が不足。

●教育研究の状況
早期専門教育や実験・実習を重視した実践的教育を展開するとともに、社会実装や地域課題解決につながる産学連携や共同研究等が活発化。

●国際化と海外展開
学生の海外派遣、留学生の受入れ及び日本型高専教育（KOSEN）の海外展開を推進。グローバルに活躍できる技術者を育成。

●国立高専の財政基盤
近年の物価・人件費の高騰により教育研究基盤の維持・高度化に必要な経費が増加。

高専の課題

□ 工学以外の分野への展開も求められる一方、**工学系以外の学科に関する基準が整備されておらず**、新たな分野に係る基準が必要。**新たな分野における教育モデルやカリキュラムの構築**が必要。

□ 教育成果や社会的評価を有する一方で、**高専の情報に触れる機会が限られていることから**、接点が少ない層への情報発信や認知度向上が必要。**進路選択の不安を軽減**し、多様で意欲ある志願者を確保するため、入学者選抜や学修環境の充実が必要。

□ 人材需要の高まりにより評価が向上する一方で、**地元就職率は低い水準にあり**、地域で育成した人材の地元定着が必要。**地域産業界との連携**や実践的な教育を通じて地域とのつながりを深め、地域産業を支える人材の確保が必要。

□ 計画的な人材育成と知識・技能の継承に加え、多岐にわたる業務負担の増加、実務家教員も含めた**多様な教員人材の確保**が必要。実務経験を有する教員の確保・活用や資質向上のための環境整備が必要。

□ 社会や産業界の変化に対応し、**研究機能の更なる高度化と高専の国際的な認知度・評価の更なる向上のため、位置付けの明確化**が必要。海外留学等を含め多様な学修機会の確保に向け、教育の質を確保しつつ学修の柔軟性を一層高めることが必要。

□ 本科卒業生に付与される「準学士」の称号の位置付けが諸外国において十分理解されないため、**国際通用性が担保された形で適切に学修の成果が評価される環境整備**が必要。

□ **教育研究の質の維持・機能強化、共創拠点整備、老朽改善整備、防災機能強化のための更なる予算の充実**が必要。

高等専門学校の更なる機能強化の方向性

高専が我が国の成長を支える高度専門人材の育成や地域課題の解決、イノベーション創出及び国際社会における人材育成の中核としてその役割を一層発揮できるよう、「量的拡大」、「質的向上」、「国際通用性の確保」の三つの柱の下、関係者が連携して機能強化に向けた取組を総合的に推進していくことが必要。

柱①
高専の「量的拡大」

①―１公私立高専の新設促進

- 少子化傾向においても高専の学生数を増加させ、地域社会や産業で活躍する人材や成長分野をけん引する高度専門人材を育成するため、**成長分野転換基金等を活用した支援を拡充**するとともに、**教育研究の質保証や地域・産業界との連携を踏まえた設置を促進**することが必要。

①―２高専教育の領域拡大

- 社会や地域のニーズ等を踏まえ、新たな分野として**農業分野を対象に、必要な教育環境等の具体的な基準について検討（コンテンツ等の他の分野については、今後のニーズ等を踏まえて検討）**が必要。
- 養成すべき具体的な人材像や産業・地域ニーズを踏まえ、高専が担うべき役割の明確化が必要。
- 関係機関や産業界等と連携し、社会・産業の変化等に対応した**新たな分野における教育モデルやカリキュラムの構築等の検討**を進めることが必要。

①―３学生の多様性確保

- 新たな価値創造や教育により、学力のみならず適性・資質も踏まえた、公正かつ妥当な方法、興味・関心等を含めた**多面的な評価を行い教育内容との適合性を重視した入学者選抜の実施**や、**安心して学び続けられる環境の整備**を推進。柔軟な学修環境を充実し、多様な背景や視点を持つ学生の確保を推進。

①―４高専志願者増に向けた取組

- 全国の15歳から積極的に選ばれるよう、高専教育の特色や実現できる多様な進路・将来像を具体的に発信し**早期からの理解促進とブランド力向上**を推進。
- 入学後の**興味・関心の変化や進路変更に対応できる仕組みを検討**するとともに、高専３年次修了者の大学入学資格や制度上の位置づけが理解されるよう周知が必要。

柱②
高専教育の「質的向上」

②―１国立高等専門学校機構運営費交付金等の抜本的な拡充

- 物価・人件費が高騰する中、高専の機能強化を図っていくためには、**運営費交付金や施設整備費補助金の抜本的な構造転換と拡充**が必要。また、**施設・設備環境を一層魅力的なものとしていく**ことが必要。

②―２高専の設置目的の見直し

- 研究活動が実態として行われている現状や研究機能の更なる高度化、高専の国際的な認知度等の更なる向上の必要性を踏まえ、**高専の設置目的等に「研究」を位置付けるため、法制的な観点も含めた具体的な検討**を進めることが必要。
- 高専の研究の特色や研究環境の整備、教員の労働時間管理に留意することが必要。

②―３高専教員の確実な確保

- 実務家教員の確保を含む優秀な人材の確保のため、実務経験や専門分野における業績等を有する者の位置付けがより明らかとなるよう、**高専教員の資格の明確化**が必要。
- 高専と**技術科学大学等との連携等をさらに発展させるための支援**が必要。高専卒業生で高専教員を志望する者の養成、実務経験を積んだ技術者のリ・スキリング、高等学校の教員へのリカレント教育等により、高専教員の人材確保・育成を推進。

②―４柔軟な学修環境の充実

- 学生の主体的な学修やキャリア形成を支えるための学修環境の充実を図る観点から、**単位制の選択的導入を可能とする**とともに、希望する者に対する**高専と大学等との接続の円滑化や単位計算に係る制度改善**が必要。

柱③
高専卒業者の「国際通用性の確保」

③―１高専卒業者の国際通用性の向上

- 高専本科卒業者が、社会的・国際的にも適切な評価が得られるよう、**高専本科卒業者に対する学位授与を可能とする制度の整備のため、法制的な観点も含めた具体的な検討を進め、制度化を図る**ことが必要。
- 学位の国際通用性を確保するとともに、高専の特性を最大限生かす観点から、**大学改革支援・学位授与機構による学位授与を基本**とし、**同様の課題が既卒者へにも生じていることを踏まえた対応、**各高専による**現行の称号付与の取り扱い、国際的に理解されやすい学位名称について検討**を進めることが必要。
- **実現可能なスキームや体制、高専卒業者の負担の在り方等の観点から適切な運用**とすることが必要。

③―２高専卒業者の卒業証明等の国際通用性の確保

- 既存制度の枠内において実施可能な対応として**日本の教育資格に関する情報発信の強化**や**デジタル技術を活用した卒業証明書やディプロマ・サプリメント等を検討**し高専の位置付けや日本の教育資格枠組との対応関係等について、より一層わかりやすい情報発信を推進。

③―３高専生の海外留学の促進

- 国際社会で活躍できる技術者を育成するため、海外インターンシップや留学、留学生との交流を通じて、**多様な文化や価値観に触れる機会の充実**を図る。
- 学修成果の柔軟な評価・活用を進めるとともに、在籍管理や安全保障貿易管理の徹底等を通じた留学生の受入れを推進し、**海外との接点を拡大する環境づくりや日本型高専教育システム（KOSEN）の展開**を推進。

成長分野を支え、地域課題解決とイノベーション創出を担う実践的・創造的技術者の育成を一層推進

参考資料1

高等専門学校の機能強化に関する検討会設置要綱

令 和 8 年 6 月 15 日
高 等 教 育 局 長 決 定

1 趣旨

将来の社会・産業構造の変化や少子化の進展等を背景として、高等教育の質の確保・向上が求められる中、実践的・創造的な技術者を養成する高等専門学校の役割は一層重要となっている。また、社会的需要が高い成長分野の人材育成や、地域課題・社会課題の解決に貢献する高度専門人材育成する機関としての期待も高まっている。

このような状況を踏まえ、高等専門学校の更なる在り方や機能強化について検討を行うため、「高等専門学校の機能強化に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

2 検討事項

（1）社会・産業構造の変化等を踏まえた量的拡大・質的向上
（2）国際通用性の確保、グローバル化への対応
（3）その他必要な事項

3 実施方法

（1）検討会は別紙に定める有識者により構成する。
（2）検討会は必要に応じて他の関係者にも協力を求めることができる。

4 検討会の開催期間

令和8年6月 15 日から令和9年3月 31 日までとする。

5 その他

検討会に関する庶務は、高等教育局専門教育課において処理する。

別紙

高等専門学校の機能強化に関する検討会　委員名簿

五十棲　浩二	神山まるごと高専校長
江口　　忠臣	国立高等専門学校機構理事
萱島　　信子	JICA 緒方貞子平和開発研究所シニアリサーチアドバイザー 笹川平和財団常務理事
小島　　知博	サレジオ工業高等専門学校校長 日本私立高等専門学校協会会長
坂口　　菊恵	大学改革支援学位授与機構研究開発部教授
柴崎　　年彦	東京都立産業技術高等専門学校校長 全国公立高等専門学校協会会長
竹内　　芳明	大和総研顧問
谷口　　功	国立高等専門学校機構特別顧問（国立高等専門学校機構前理事長）
若原　　昭浩	豊橋技術科学大学長

（五十音順、敬称略）

参考資料2

高等専門学校の機能強化に関する検討会運営要領

令和8年6月 19 日
高等専門学校の機能強化に関する検討会決定

高等専門学校の機能強化に関する検討会（以下、「検討会」という。）の議事の手続きその他 検討会の運営に関しては、以下のとおりとする。

（座長）

第1条 検討会に座長を置く。座長が不在の場合は、委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（議事の公開等）

第2条 検討会は原則として公開して行う。ただし、座長が、検討会を公開することにより公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合は検討会の全部又は一部を非公開とすることができる。

（検討会の傍聴）

第3条 検討会を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省高等教育局専門教育課（「事務局」という。）の定める手続により登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けた者（以下この条において「登録傍聴人」という。）は、座長の許可を受けて、検討会を撮影し、録画し、又は録音することができる。

3 登録傍聴人は、前項の許可を受けようとするときは、事務局の定める手続により申請するとともに、検討会を撮影し、録画し、又は録音するに当たっては、事務局の指示に従わなければならない。

4 登録傍聴人は、検討会の進行を妨げる行為又は他の登録傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。

5 座長は、登録傍聴人が、第2項の規定による許可を受けず、若しくは第三項の規定による事務局の指示に従わずに検討会を撮影し、録画し、若しくは録音したとき、又は前項に規定する行為をしたときは、退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（検討会資料の公開）

第4条 検討会資料は原則として公開する。ただし、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると座長が認めるときは、 検討会資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

（議事録の公開）

第５条　検討会の議事録を作成し、これを公開するものとする。ただし、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれその他正当な理由があると座長が認めるときは、 議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

２ 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

（雑則）

第６条　前各条に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

「高等専門学校機能強化パッケージ（仮称）」の方向性について

参考資料3

【背景・経緯】

- 将来の社会・産業構造変化等を踏まえ、５年一貫で**実践的・創造的技術者を育成する高専への社会的期待**が大きく高まっている。
- 一方で、急速な産業構造変化に対応・牽引する人材を育成・輩出し、社会経済の発展に寄与していくためには、昭和36年の制度創設以降続いている**高等専門学校の在り方を見直し、より一層高度化**する必要。
- このような背景も踏まえ、**我が国の更なる発展や、個々人の適性や関心に応じて学べる環境の一層の確保**に向け、**高専を大きく機能強化**する。

⇒ 今後、高専の在り方について議論を行う**有識者会議を文部科学省に設置**し、以下の内容について議論を進めることとする。

【改革の方向性・内容】

柱①：高専の「量的拡大」

《①－１》公私立高専の新設促進
- 成長分野転換基金を通じた新設支援（～20億円支援）
- 自治体等との丁寧な対話、相談対応

《①－２》高専教育の領域拡大
- 農業、コンテンツ等の領域への拡大（現在は工学系の基準のみが制定）

《①－３》学生の多様性確保
- 工学系分野の女性など学生の多様性を確保し、多様な視点・発想を取り入れた高い成果を生み出す教育研究を実現

《①－４》高専志願者増に向けた取組
- 中学生や保護者、中学校進路担当教員に対する出前授業等の連携やSNS等の効果的取組の実施
- 高専と大学・大学院との接続強化等による高専卒業後の進路の魅力向上

⇒ **少子化傾向においても、高専学生数を増加**

柱②：高専教育の「質的向上」

《②－１》国立高等専門学校機構運営費交付金等の抜本的な拡充
- 人件費・物価上昇と連動した運交金の在り方への見直し
- 個別分野等への対応
  ※戦略17分野、スタートアップ、SC・SSW等
- 高専の施設・設備の整備充実による一層の高度化　・魅力化

《②－２》高専の設置目的の見直し
- 産業構造変化等に対応し、高専の役割に「研究」の追加を検討、学生の資質能力の更なる向上

《②－３》高専教員の確実な確保
- 実務家教員等の確保に向けて、高等専門学校設置基準の教員資格の明確化や実務実績をより適確に評価できるような教員審査の見直し等の検討
- 高専教員を養成する大学の取組への支援の検討

⇒ **高専教育の質を確実に担保・向上**

柱③：高専卒業者の「国際通用性確保」

《③－１》高専卒業者の国際通用性の向上
- 「称号」を付与していることの見直し
  ※高専での学びが国際的にも適切に評価されるよう、高専本科卒業者に対して「称号」を付与していることに伴う不都合に関する実態の把握等を行った上で、法制的な検討を行い、「学位」の授与も含め、見直しを検討

《③－２》高専卒業者の卒業証明等の国際通用性の確保
- 短期的方策として透明性や比較可能性を高める方策の実施

《③－３》高専生の海外留学の促進
- インターンシップや留学等の海外派遣支援の充実

⇒ **高専生・卒業者が国際的に活躍し、我が国の発展にも寄与できるよう環境整備**

機能強化の具体策の検討にあたって必要な論点①

１．高専の「量的拡大」

《①―１》公私立高専の新設促進

- 地域社会・産業で活躍する人材育成を目指した高専の新規設置の動きが全国で活発となっている。少子化の進行においても高専学生の増加させるため、これらの取組を成長分野転換基金等により積極的な支援するにあたり、その他必要な観点、方策は何か。

《①―２》高専教育の領域拡大

- 現在、全国に設置されている高専は、全て工学分野の技術者養成を目的としており、設置基準上、工学に関する学科以外の基準が定められていない。今後の社会・産業構造の変化や新規設置のニーズ等を踏まえて、工学以外の分野の拡大（例えば農業やコンテンツなどの分野）を検討するために必要な観点は何か。

《①―３》学生の多様性の確保

- 新たな価値創造や教育の質向上に資するよう、公正かつ妥当な方法により入学者の多様性を確保するために必要な観点、方策は何か。

《①―４》高専志願者増に向けた取組

- 少子化の進行や進路選択の多様化を踏まえ、全国の15歳から積極的に選ばれる教育機関となるよう、高専の魅力を効果的に発信するために必要な観点、方策は何か。

機能強化の具体策の検討にあたって必要な論点②

２．高専の「質的向上」

《②―１》国立高等専門学校機構運営費交付金等の抜本的な拡充

- 物価や人件費が高騰する中において、高専の機能強化を図っていくためには、運営費交付金予算の抜本的な構造転換と拡充が必要となる。また、施設・設備の老朽改善整備や防災機能の強化が喫緊の課題となっているところ、高専の機能強化と合わせて施設・設備環境を一層魅力的なものとしていくために必要な観点、方策は何か。

《②―２》高専の設置目的の見直し

- 高等専門学校は、昭和36年に「中堅技術者を養成する専門職業教育機関」として制度創設された。また、社会・産業構造等は急速に変化しており、教育面のみならず研究面においても高専の活動実績とともにその役割が社会から強く求められている。このような状況を踏まえ、高専の設置目的・意義をどのように考え、研究機能の強化を図っていくことが必要か。

《②―３》高専教員の確実な確保

- 新規設置の動きの活発化していることから、今後は教員需要の更なる増加が見込まれる。一方で、中高年層を中心とした年齢構造を背景に将来的な人材不足も懸念される。また、技術や産業構造等が急速に変化し、最新の実務知識を教育に反映させることが求められている。このような状況を踏まえ、実務家教員を含む優秀な人材確保を図るとともに、高専教員に求められる資質の明確化や高専教員の養成の在り方を検討するために必要な観点、方策は何か。

機能強化の具体策の検討にあたって必要な論点③

３．高専卒業者の「国際通用性確保」

《③―１》高専卒業者の国際通用性の向上

- 高専の本科卒業生は、約4割が大学や専攻科に進学、約6割が就職し、希望者はほぼ全て進学又は就職をしており、その資質・能力について社会からの期待や評価は高い。一方で、今日では人や情報、資本のグローバル化が進展しており、高専本科卒業者に「準学士」の称号が付与される仕組み自体があっても、海外において十分に理解されず、支障が生じている。このため、高専本科卒業生がより社会的にも国際的にも評価が得られるための仕組みについて学位の授与を含めて検討するために必要な観点、方策は何か。

《③―２》高専卒業者の卒業証明等の国際通用性の確保

- 上記の論点とあわせ、既存制度の枠内において実施可能な短期的な対応として、高専卒業者の学修成果や学歴の位置づけが海外において適切に理解される必要がある。このため、卒業証明書等の国際通用性の確保も含めて検討するために必要な観点、方策は何か。

《③―３》高専生の海外留学の促進

- グローバル化の進展を踏まえ、世界で活躍できる技術者の育成のため、高専生の海外派遣の推進、外国人留学生の受入れの充実、海外教育機関と連携した国際交流プログラム及びKOSENの海外展開を促進するために必要な観点、方策は何か。

高等専門学校の機能強化に関する中間整理　概要

参考資料4

高等専門学校の機能強化に関する検討会（令和８年８月28日）

高専を取り巻く状況

○　人口減少やデジタル技術・生成AI、GX、半導体分野の発展等を背景に、**理工系・デジタル人材の不足が一層深刻化**
○　15歳からの一貫した専門教育により、**実践力・課題解決力を備えた技術者を育成する高専への期待は極めて高い**
○　地域産業や地方創生を支える人材育成・研究拠点として、先端技術分野や国際化への対応を含めた**高専機能の一層の強化が必要**

高専の現状

●学科構成と分野展開

工学中心から情報・AI等を含む複合型へと拡大し、学科統合や分野横断型教育が進展。多様化するニーズに対応する分野への展開の要請。

●学生・入学者の状況

少子化の進展においても入学定員は概ね充足されており、女子学生や留学生の増加など学生の多様化が進展。

●卒業後の進路と社会的評価

卒業生の約６割が就職、約４割が進学。技術者としての自主・自律性、実践力が産業界から評価を得ており、求人倍率は高い。また、近年はスタートアップ創出など、活躍の場も拡大。

●教員を取り巻く状況

教員の平均年齢の上昇、若手教員の割合が低下する中、新設の動きが活発化や、技術・産業構造等の急速な変化より、将来的な教員人材が不足。

●教育研究の状況

早期専門教育や実験・実習を重視した実践的教育を展開するとともに、社会実装や地域課題解決につながる産学連携や共同研究等が活発化。

●国際化と海外展開

学生の海外派遣、留学生の受入れ及び日本型高専教育（KOSEN）の海外展開を推進。グローバルに活躍できる技術者を育成。

●国立高専の財政基盤

近年の物価、人件費の高騰により教育研究基盤の維持、高度化に必要な経費が増加。

高専の課題

□ 工学以外の分野への展開も求められる一方、**工学系以外の学科に関する基準が整備されておらず**、新たな分野に係る基準が必要。

□ 教育成果や社会的評価を有する一方で、**高専に関する情報に触れる機会が限られていることから**、特に高専との接点が少ない層への情報発信や認知度向上が必要。

□ 人材需要の高まりにより評価が向上する一方で、**地元就職率は低い水準にあり**、地域で育成した人材の地元定着が必要。

□ 計画的な人材育成と知識・技能の継承に加え、多岐にわたる業務負担の増、実務家教員も含めた**多様な教員人材の確保**が必要。

□ 社会や産業界の変化に対応し、**研究機能のさらなる高度化と高専の国際的な認知度・評価のさらなる向上のため、位置付けの明確化**が必要。

□ 本科卒業生に付与される「準学士」の称号の位置付けが諸外国において十分理解されないため、**国際通用性が担保された形で適切に学修の成果が評価される環境整備**が必要。

□ **教育研究の質の維持・機能強化、共創拠点整備、老朽改善整備、防災機能強化のためのさらなる予算の充実**が必要。

高等専門学校の機能強化に向けた基本的な考え方

「高等専門学校機能強化パッケージ」の方向性を踏まえ、高専の「量的拡大」、「質的向上」及び「国際通用性の確保」の３つの柱の観点から機能強化に向けた取組を総合的に検討・実行していくことが必要。

柱① 高専の「量的拡大」

①―１ 公私立高専の新設促進

- 少子化傾向においても高専の学生数を増加させるため、**成長分野転換基金を活用した支援を拡充**していくことが必要。

①―２ 高専教育の領域拡大

- 工学分野を基礎としつつ、複数の分野を組み合わせた学科を設置している高専も存在していることや養成したい具体的な人材像や産業・地域ニーズを踏まえ、高専が担うべき役割を明確化した上で、**農業やコンテンツ等の新たな分野に必要な教育環境等の具体的な基準の検討**が必要。

①―３ 学生の多様性確保

- 新たな価値創造や教育の質の向上のため、公正かつ妥当な方法により、学力のみならず適性・資質、興味・関心等を含めた**多面的な評価を行い教育内容との適合性を重視した入学者選抜の実施**や、**安心して学び続けられる環境の整備**を推進。

①―４ 高専志願者増に向けた取組

- 全国の15歳から積極的に選ばれるよう、高専教育の特色や実現できる将来像を具体的に発信し、**早期からの理解促進とブランド力の向上を推進**。また、入学後の興味・関心の変化や進路変更にも対応できる仕組みを検討。

柱② 高専教育の「質的向上」

②―１ 国立高等専門学校機構運営費交付金等の抜本的な拡充

- 物価や人件費が高騰する中において、高専の機能強化を図っていくためには、**運営費交付金や施設整備費補助金の抜本的な構造転換と拡充**が必要。また、**施設・設備環境を一層魅力的なものとしていく**ことが必要。

②―２ 高専の設置目的の見直し

- 研究活動が実態として行われている現状や研究機能のさらなる高度化、高専の国際的な認知度等のさらなる向上の必要性を踏まえ、**高専の設置目的等に「研究」を位置付けるため、法制的な観点も含めて検討**を進めることが必要。
- 高専の研究の特色や研究環境の整備、教員の労働時間管理に留意。

②―３ 高専教員の確実な確保

- 実務家教員の確保を含む優秀な人材の確保のため、実務経験や専門分野における業績等を有する者の位置付けがより明らかとなるよう、**高専教員の資格の明確化等の検討**が必要。
- 高専と**技術科学大等との連携等をさらに発展させるための支援**が必要。高専卒業生で高専教員を志望する者の養成、実務経験を積んだ技術者のリ・スキリング、高等学校の教員へのリカレント教育等により、高専教員の人材確保・育成を推進。

柱③ 高専卒業者の「国際通用性確保」

③―１ 高専卒業者の国際通用性の向上

- 高専本科卒業者が、社会的にも国際的にも適切な評価が得られるよう、**高専本科卒業者に対する学位授与を可能とする制度の整備のため、法制的な観点も含め検討**を進めることが必要。
- 大学改革支援・学位授与機構を含めた**学位授与の主体のあり方、既卒者への対応、各高専による現行の称号付与の取り扱い、国際的に理解されやすい学位名称について検討**。

③―２ 高専卒業者の卒業証明等の国際通用性の確保

- 既存制度の枠内において実施可能な対応として**日本の教育資格に関する情報発信の強化**や**デジタル技術を活用した卒業証明書やディプロマ・サプリメント等を検討**し、高専の位置付けや日本の教育資格枠組との対応関係等について、より一層わかりやすい情報発信を推進。

③―３ 高専生の海外留学の促進

- 海外インターンシップや留学、在籍管理や安全保障貿易管理の徹底等を通じた留学生の受入れの推進による**海外との接点を拡大する環境づくりや日本型高専教育システム（KOSEN）の展開を推進**。

参考資料5

高等専門学校の現状について

文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目次

１．高等専門学校制度等の沿革
２．高等専門学校の概要・基本的データ
３．特色ある教育等
４．海外交流、留学生受入、KOSEN導入支援
５．国立高専関係予算
６．高専新設の動き

※資料中 柱○ とあるのは、【資料４「高等専門学校機能強化パッケージ（仮称）」の方向性について】に記載の項目に主として対応する資料を示している。

1. 高等専門学校制度等の沿革

高等専門学校制度等の沿革

昭和36年	高等専門学校制度の創設
昭和37年	最初の高等専門学校の設置（国立12校、公立２校、私立５校）
昭和42年	商船高等専門学校の設置（５校）
昭和51年	技術科学大学設置
	単位制の導入、卒業に必要な単位数の設定
昭和63年	第１回アイデア対決全国等々専門学校ロボットコンテスト開催
平成３年	学科種別の規定を廃止、工業・商業のみとした分野の制限を撤廃
	卒業生に準学士の称号を付与、専攻科制度の導入
	大学評価・学位授与機構による専攻科修了者への学位授与制度の開始
	授業科目の標準に係る規定を廃止、卒業に必要な単位数の見直し（177単位→167単位）
平成10年	メディア等を通じて行う学修について単位認定制度化
平成16年	国立55校を設置・運営する法人として独立行政法人国立高等専門学校機構が発足
平成17年	単位計算方法の見直し（学修単位の導入）
平成20年	公立大学法人による高等専門学校の設置
平成21年	国立８校の高度化再編により、４校の設置
平成27年	大学評価・学位授与機構による専攻科修了者への学位授与の円滑化（専攻科の特例適用開始）
令和２年	高専以外の教育施設における学修の規定の弾力化（高専が認定できる単位数の上限を緩和）
	履修証明プログラムの単位認定（高専生の多様な学修等を促進）
	実務家教員の高専教育への参画促進（専任教員数の2割の範囲内）
	多様なメディアを活用した授業の単位上限の拡大（30単位→60単位）
令和４年	専任教員から基幹教員へ転換等
	高等専門学校制度創設６０周年記念式典開催
令和５年	平成14年以来の高専設置（私立１校）

２．高等専門学校の概要・基本的データ

高等専門学校制度の概要①

１．高等専門学校とは

○ 中学校卒業後の15歳の学生を受け入れ、実験実習を中心とした、**5年一貫の実践的技術者教育**を行う**高等教育機関**

（昭和３６年に制度化、昭和37年以降設置）

○ **中堅技術者・研究開発の担い手**の育成に加え、近年では、**社会的需要が高い成長分野**の人材育成や、**地域課題・社会課題の解決**に貢献する人材の育成が期待されている

２．基本データ

※令和7年５月1日現在（出典：令和7年度学校基本調査、文部科学省調べ）

学　校　数：全58校　（国立51校、公立３校、私立４校）

学　生　数：53,305人（女子学生比率　約24%）

入学定員（R7）：10,535人（15歳人口の約1%）

入学者数（R7）：10,753人（定員充足率 102.1%）

（志願者数 15,173人〔志願倍率1.44倍〕）

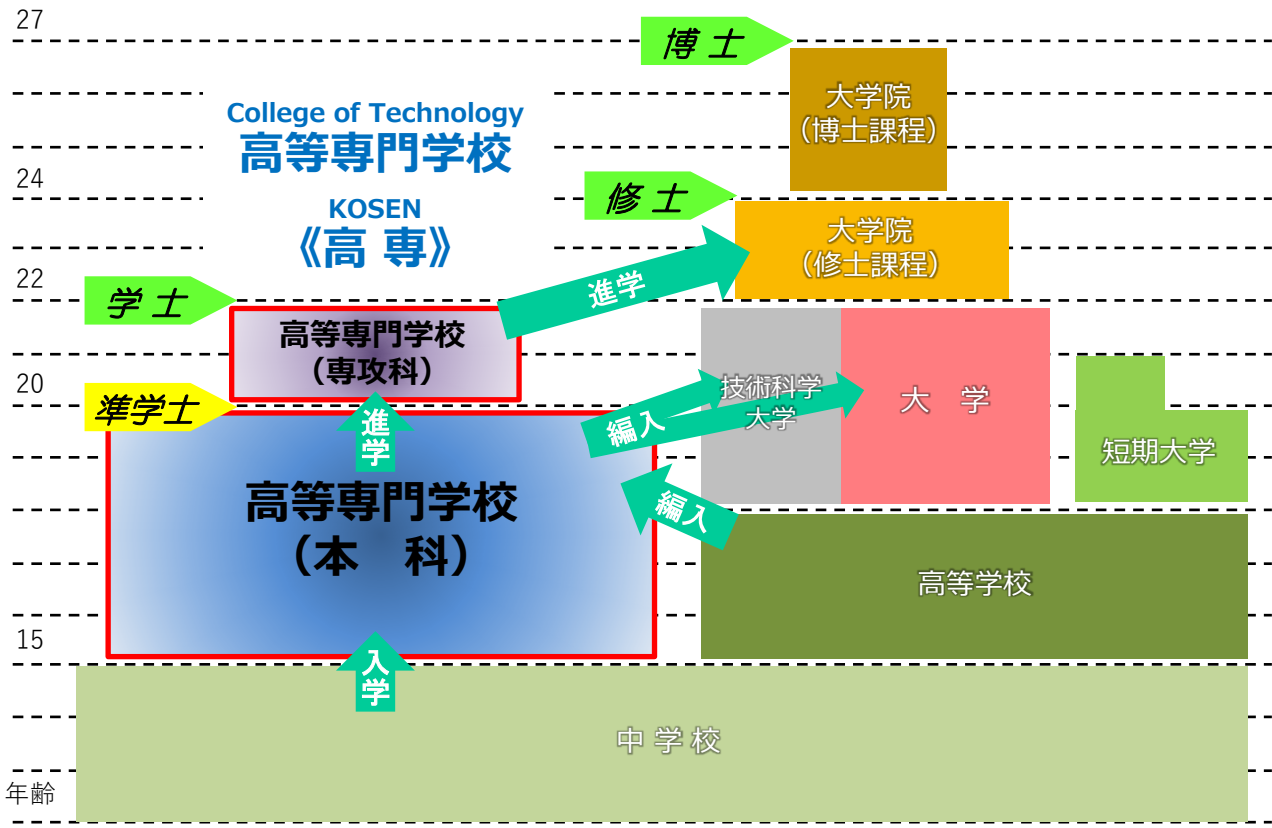
卒業後の進路：６割が就職

４割が進学（うち６割が大学へ編入、4割が専攻科へ進学）

高等専門学校制度の概要 ②

- ◆ 目　　的 ・・・ 深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成する。
- ◆ 修業年限 ・・・ ５年、商船に関する学科は５年６月
- ◆ 入学対象 ・・・ 中学校卒業者
- ◆ 教員組織 ・・・ 校長、教授、准教授、講師、助教、助手
- ◆ 教育課程等
  - ①一般科目と専門科目をくさび型に配当して、５年間一貫教育で効果的な専門教育を行っている
  - ②卒業要件単位数　167単位以上
    （商船に関する学科は、147単位以上）
  - ③一学級40人編成、学年制
- ◆ 称　　号
  - 卒業生には準学士の称号
- ◆ 進　　学
  - 高等専門学校卒業後、専攻科進学
    ※あるいは大学編入学の途がある
    ※専攻科修了後は、(独)大学改革支援・学位授与機構の審査を経て、学士の学位取得可

高等専門学校と高校、大学・大学院との制度上の関係



学校教育体系における高等専門学校の位置づけ（イメージ）

柱②

養成する人材	◆ジェネラリストや研究者を含め幅広く人材を養成	◆専門性が求められる特定の職業に従事する人材を養成	◆職業又は実際生活上の各種の目的に合った人材を養成	◆専門性が求められる特定の職業に従事する人材を養成	◆応用技術の修得が重視される実践的技術者を養成	◆多様な分野のニーズに応じた人材を養成
高等教育	**大学** ● 学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を**教授研究**し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする ➢ 教養教育と学術的な研究成果に基づく専門的な教育を実施	**専門職大学** ● 深く専門の学芸を**教授研究**し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする ● 当該職業に関連する民間事業者等と連携して教育を実施 ➢ 大学の目的の範囲内で専門職業人養成に特化した教育を実施	**短期大学** ● 深く専門の学芸を**教授研究**し、職業又は実際生活に必要な能力を育成することを主な目的とする ➢ 職業又は実際生活に具体的に役立つ専門教育を重点的に実施	**専門職短期大学** ● 深く専門の学芸を**教授研究**し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とする ● 当該職業に関連する民間事業者等と連携して教育を実施 ➢ 短期大学の目的の範囲内で専門職業人養成に特化した教育を実施	**高等専門学校** ● 深く専門の学芸を**教授**し、職業に必要な能力を育成することを目的とする ➢ 中学校等卒業者に対し、高等学校段階に相当する基礎的能力の育成も含め、**早期からの5年一貫教育**を実施 ➢ **技術者養成のための実際的な専門教育**を重点的に実施	**専門学校** ● 職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする ➢ 特定の職業に必要な能力を習得するために実践を重視した教育を実施
中等教育	高等学校					高等学校
	中学校					

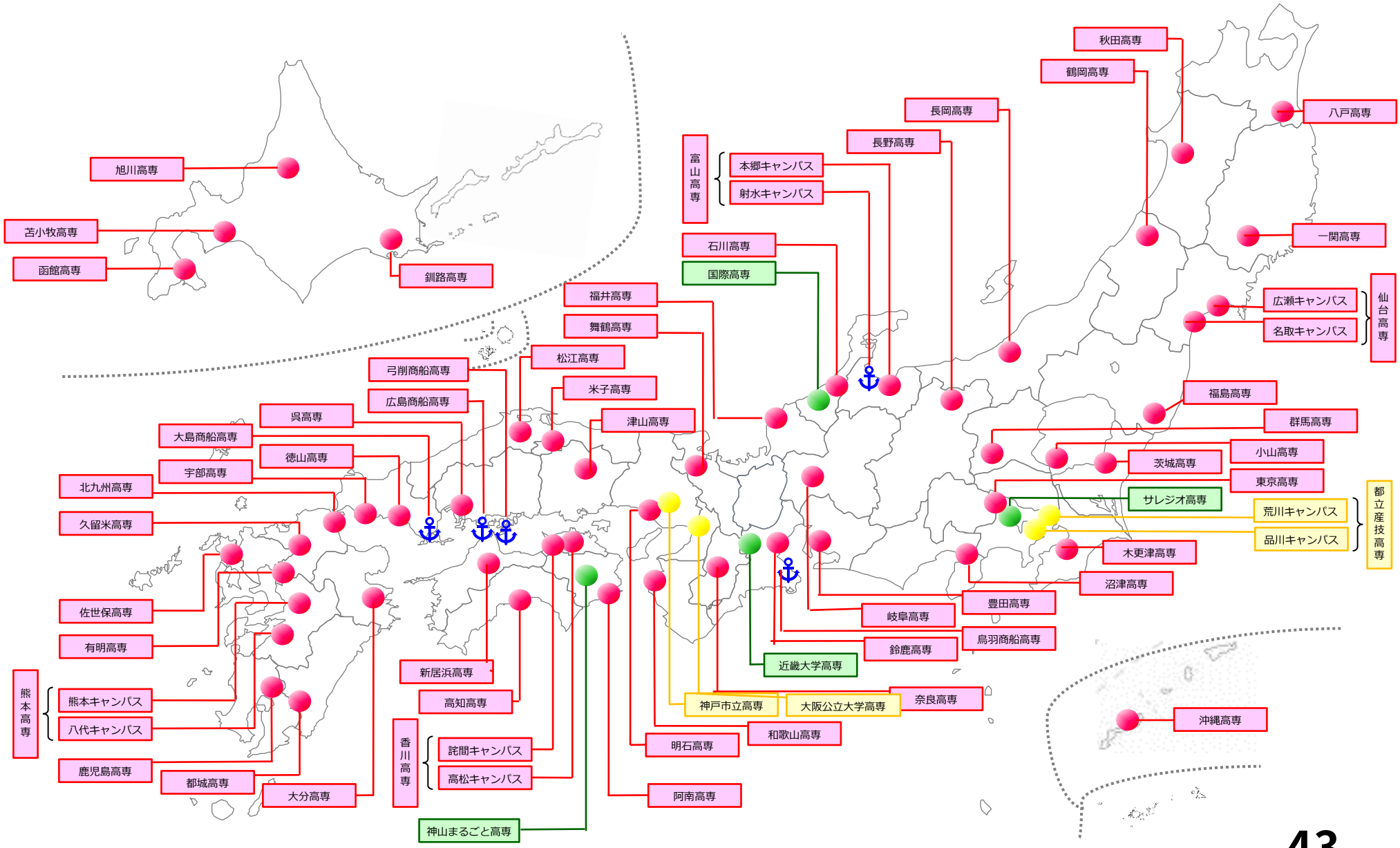
高等専門学校配置図

国立高専 ⇒ ５１校、 公立高専 ⇒ ３校 、 私立高専 ⇒ ４校 【高専合計 ⇒ ５８校】

⚓上記のうち商船高専５校

柱①

令和８年４月1日現在



全国の高等専門学校一覧

（令和８年４月現在）

柱①

ブロック	都道府県名	区分	校名（キャンパス）	市区町村	設置年
北海道	1	国立	函館工業	函館市	S37
	2	国立	苫小牧工業	苫小牧市	S39
	3	国立	釧路工業	釧路市	S40
	4	国立	旭川工業	旭川市	S37
東北	青森	国立	八戸工業	八戸市	S38
	岩手	国立	一関工業	一関市	S39
	宮城	国立	仙台 ※3（広瀬）旧仙台電波工業	仙台市	S38
			（名取）旧宮城工業	名取市	S46
	秋田	国立	秋田工業	秋田市	S39
	山形	国立	鶴岡工業	鶴岡市	S38
	福島	国立	福島工業	いわき市	S37
北関東	茨城	国立	茨城工業	ひたちなか市	S39
	栃木	国立	小山工業	小山市	S40
	群馬	国立	群馬工業	前橋市	S37
	埼玉	なし	※2		
南関東	千葉	国立	木更津工業	木更津市	S42
	神奈川	なし	※2		
	山梨	なし			
東京	1	国立	東京工業	八王子市	S40
	2	公立	都立産業技術（品川）旧都立工業	品川区	S37
			（荒川）旧都立航空工業	荒川区	S37
	3	私立	サレジオ工業	町田市	S38
北陸信越	新潟	国立	長岡工業	長岡市	S37
	富山	国立	富山 ※3（本郷）旧富山工業	富山市	S39
			（射水）旧富山商船	射水市	S42
	石川 1	国立	石川工業	河北郡津幡町	S40
	石川 2	私立	国際	金沢市	S37
	福井	国立	福井工業	鯖江市	S40
	長野	国立	長野工業	長野市	S38
東海	岐阜	国立	岐阜工業	本巣市	S38
	静岡	国立	沼津工業	沼津市	S37
	愛知	国立	豊田工業	豊田市	S38
	三重 1	国立	鳥羽商船	鳥羽市	S42
	三重 2	国立	鈴鹿工業	鈴鹿市	S37
	三重 3	私立	近畿大学工業	名張市	S37

ブロック	都道府県名	区分	校名（キャンパス）	市区町村	設置年
近畿	滋賀	なし	※4		
	京都	国立	舞鶴工業	舞鶴市	S40
	大阪	公立	大阪公立大学工業	寝屋川市	S38
	兵庫 1	国立	明石工業	明石市	S37
	兵庫 2	公立	神戸市立工業	神戸市	S38
	奈良	国立	奈良工業	大和郡山市	S39
	和歌山	国立	和歌山工業	御坊市	S39
中国	鳥取	国立	米子工業	米子市	S39
	島根	国立	松江工業	松江市	S39
	岡山	国立	津山工業	津山市	S38
	広島 1	国立	広島商船	豊田郡大崎上島町	S42
	広島 2	国立	呉工業	呉市	S39
	山口 1	国立	徳山工業	周南市	S49
	山口 2	国立	宇部工業	宇部市	S37
	山口 3	国立	大島商船	大島郡周防大島町	S42
四国	徳島 1	国立	阿南工業	阿南市	S38
	徳島 2	私立	神山まるごと（令和5年4月1日開設）	名西郡神山町	R5
	香川	国立	香川 ※3（高松）旧高松工業	高松市	S37
			（詫間）旧詫間電波工業	三豊市	S46
	愛媛 1	国立	新居浜工業	新居浜市	S37
	愛媛 2	国立	弓削商船	越智郡上島町	S42
	高知	国立	高知工業	南国市	S38
九州	福岡 1	国立	久留米工業	久留米市	S39
	福岡 2	国立	有明工業	大牟田市	S38
	福岡 3	国立	北九州工業	北九州市	S40
	佐賀	なし			
	長崎	国立	佐世保工業	佐世保市	S37
	熊本	国立	熊本 ※3（八代）旧八代工業	八代市	S49
			（熊本）旧熊本電波工業	合志市	S46
	大分	国立	大分工業	大分市	S38
	宮崎	国立	都城工業	都城市	S39
	鹿児島	国立	鹿児島工業	霧島市	S38
	沖縄	国立	沖縄工業	名護市	H14

※1 【学校数】 国立：51　公立：3　私立：4　　計 58校

※2 【高専から大学への転換】 埼玉県：（私）聖橋高専（S37）→埼玉工業大学（S51）、 神奈川県：（私）幾徳高専（S38）→神奈川工科大学（S51）、（私）桐蔭学園高専（S40）→桐蔭横浜大学（S63）
大阪府：（私）大阪高専（S37）→摂南大学（S50）

※3 【高専の高度化再編】 仙台、富山、香川、熊本については、平成21年度の高度化再編によりそれぞれ統合

※4 【今後の新設】 滋賀県：県立高専を令和10年度開校予定で準備中
福岡市：市立高専を令和11年度開校予定で準備中
愛知県：県立高専を令和11年度（※最短）開校予定で準備中

学校数・学科数・学生数

柱①

1．設置者別学校数、在学生数等の現状（令和７年５月現在）

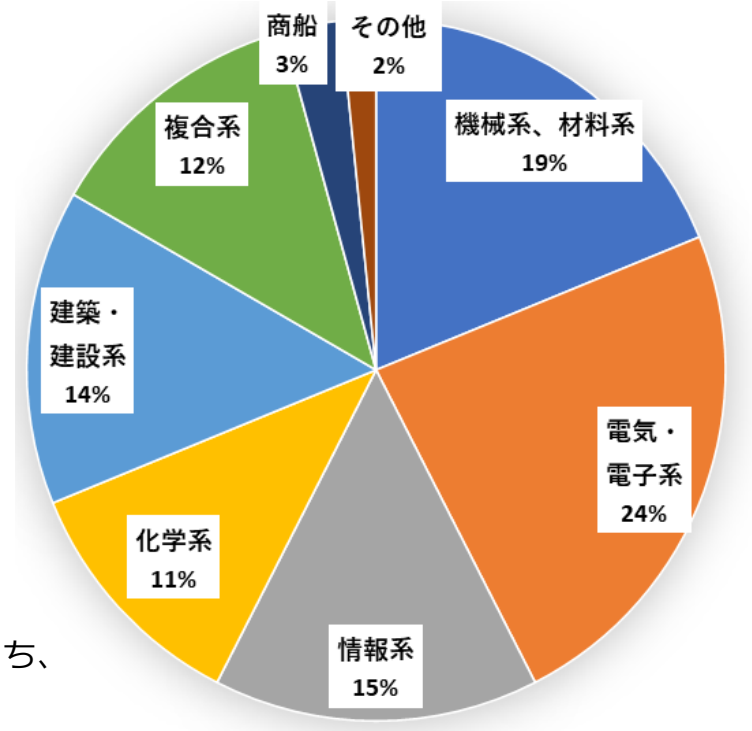
	学校数 a（本科,専攻科）		本科 学科数（注1）	本科 入学定員	本科 在学生数 b	専攻科 在学生数 b	１校当たりの在学生数（本科,専攻科） b/a	
国立	51	51	175	9,420	47,998	2,715	941	53
公立	3	3	7	720	3,606	155	1,202	52
私立	4	2	4	395	1,701	44	425	22
計	**58**	**56**	**186**	**10,535**	**53,305**	**2,914**	**919**	**52**

2．本科分野別学科数・入学定員（人）（令和７年度）

区分	工業								計
	機械系	電気・電子系	情報系	化学・生物系	建築・建設系	複合系（注２）	商船	その他	
学科数	35	44	28	21	27	23	5	3	186
入学定員	1,445	1,805	1,245	845	1,080	3,795	200	120	10,535

（注）
１．学科再編による募集停止中の学科を除く。
２．「機械系」「電気・電子系」「情報系」「化学・生物系」「建築・建設系」の各系統のうち、幾つかの系統を複合させた学科のこと。

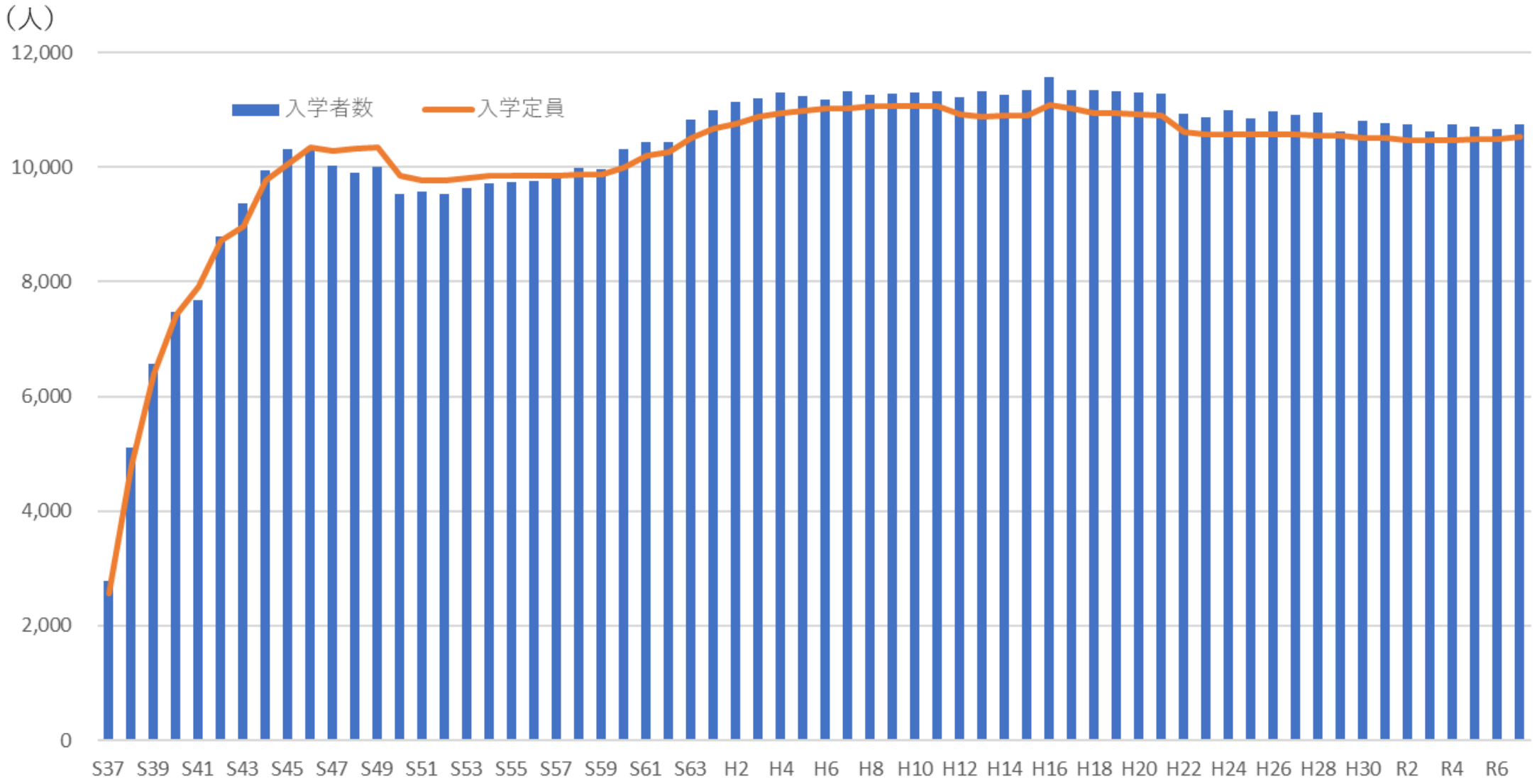
3．分野別学科数



出典：文部科学省調

入学定員・入学者の推移

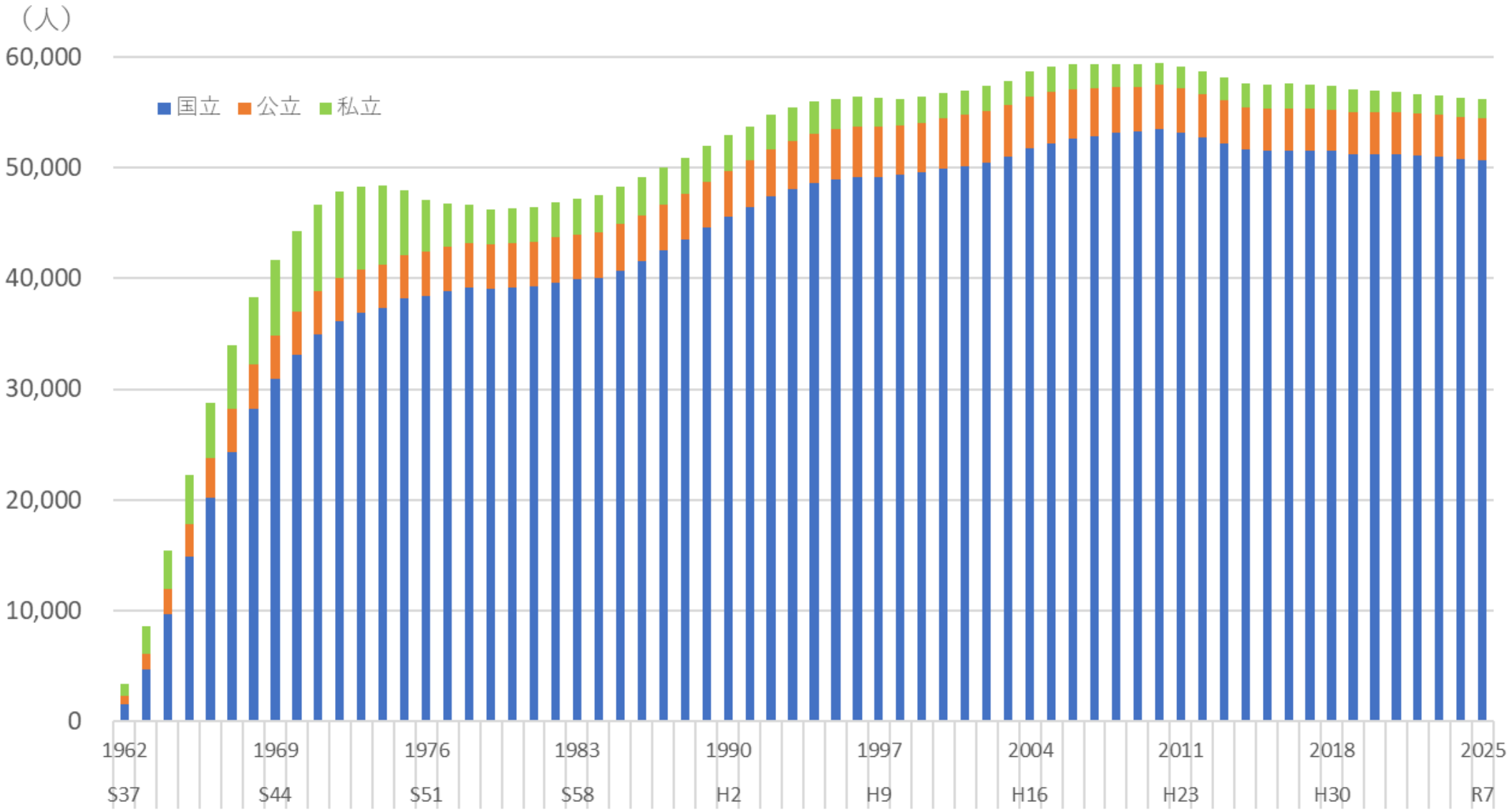
柱①



出典：文部科学省調べ

在学生数の推移

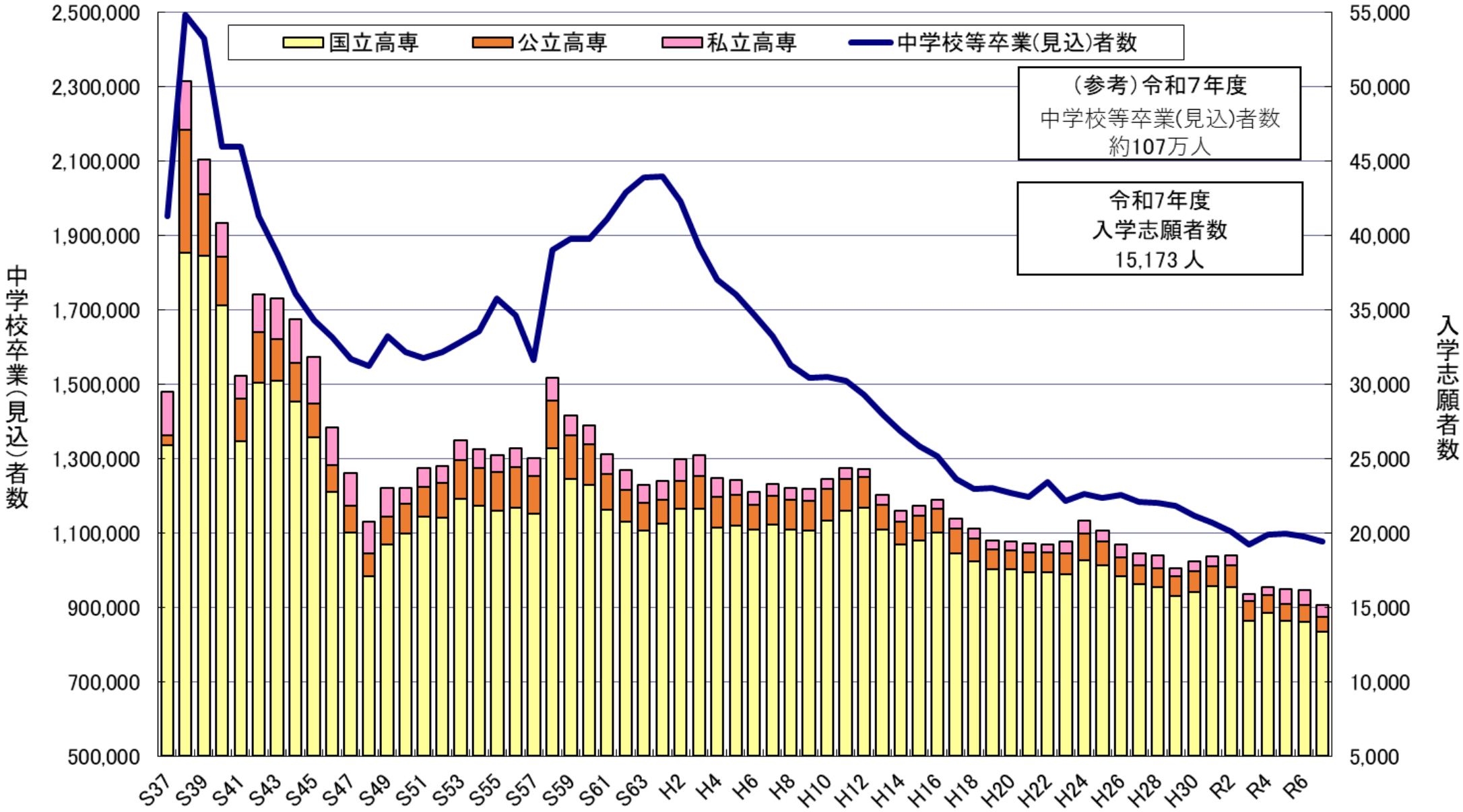
柱①



出典：文部科学省調べ

入学志願者推移

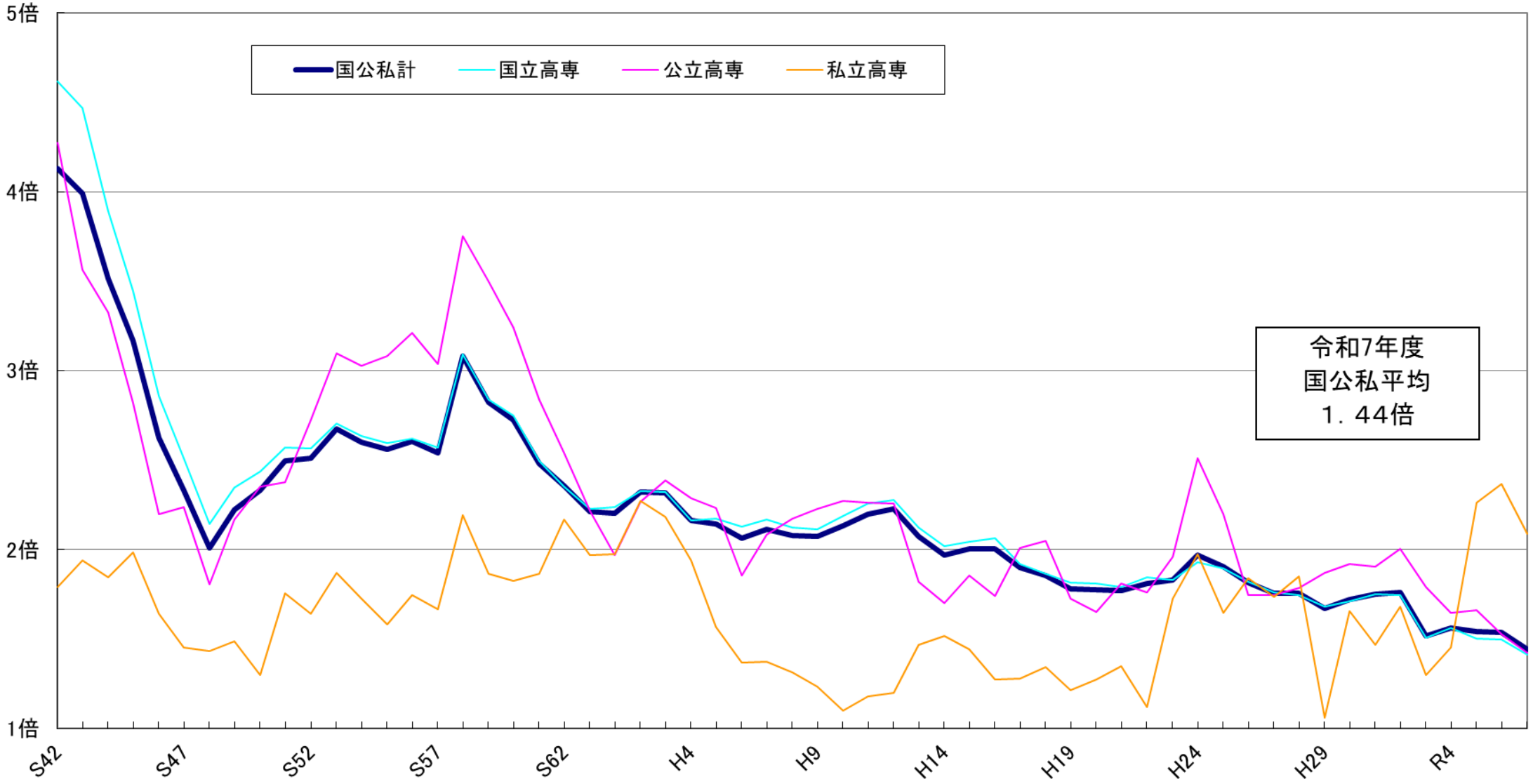
柱①



出典：文部科学省調べ

入学者志願倍率の推移

柱①

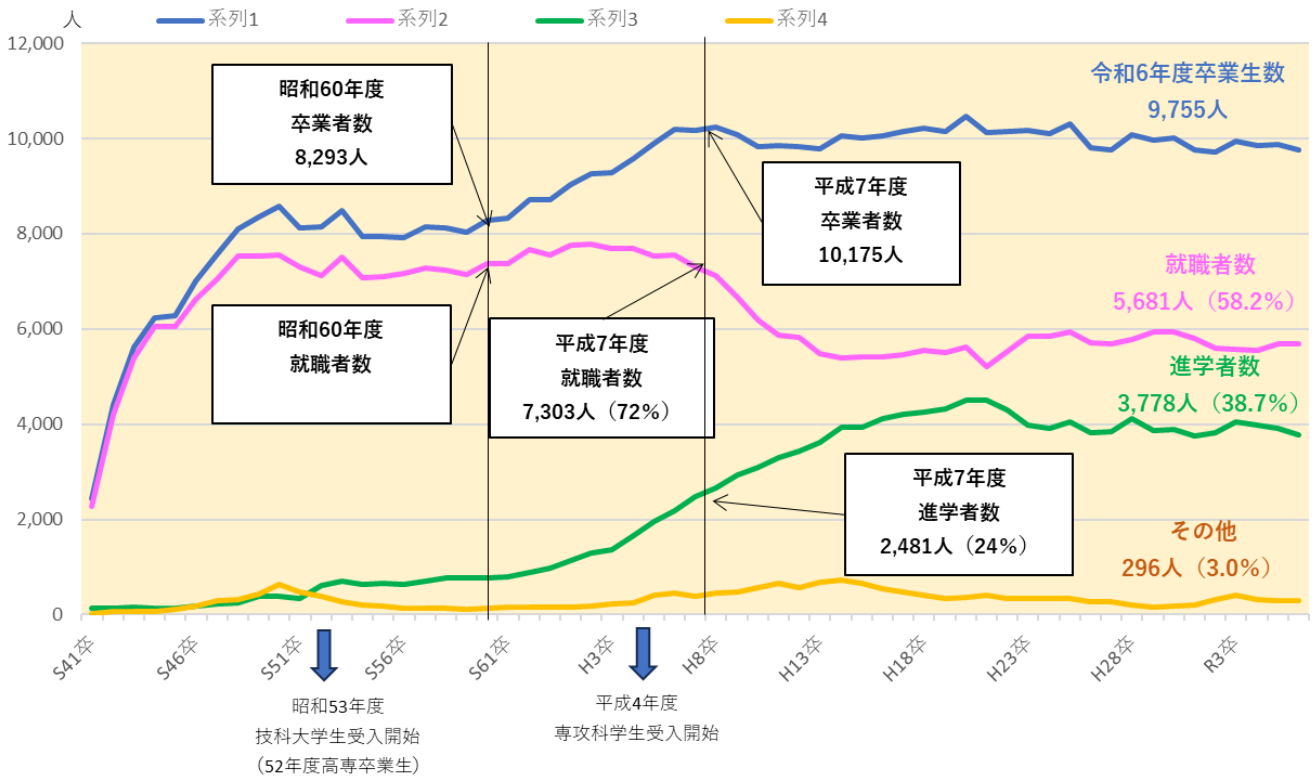


出典：文部科学省調べ

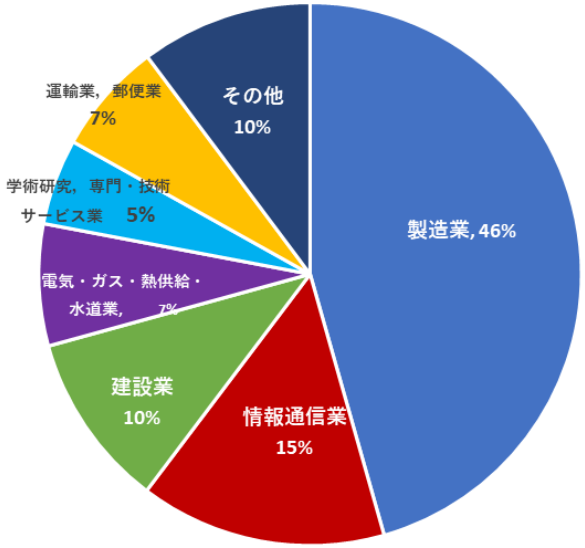
卒業者の状況

柱②

1．卒業生の進路の状況



2．卒業生の就職先（産業別）令和7年3月



○就職希望者の就職率は、ほぼ100%

○就職者の約5割が製造業に就職するなど、我が国の経済産業を支える人材を輩出
　職業別では約9割が技術者（専門的・技術的職業従事者）として就職

出典：令和7年度学校基本調査

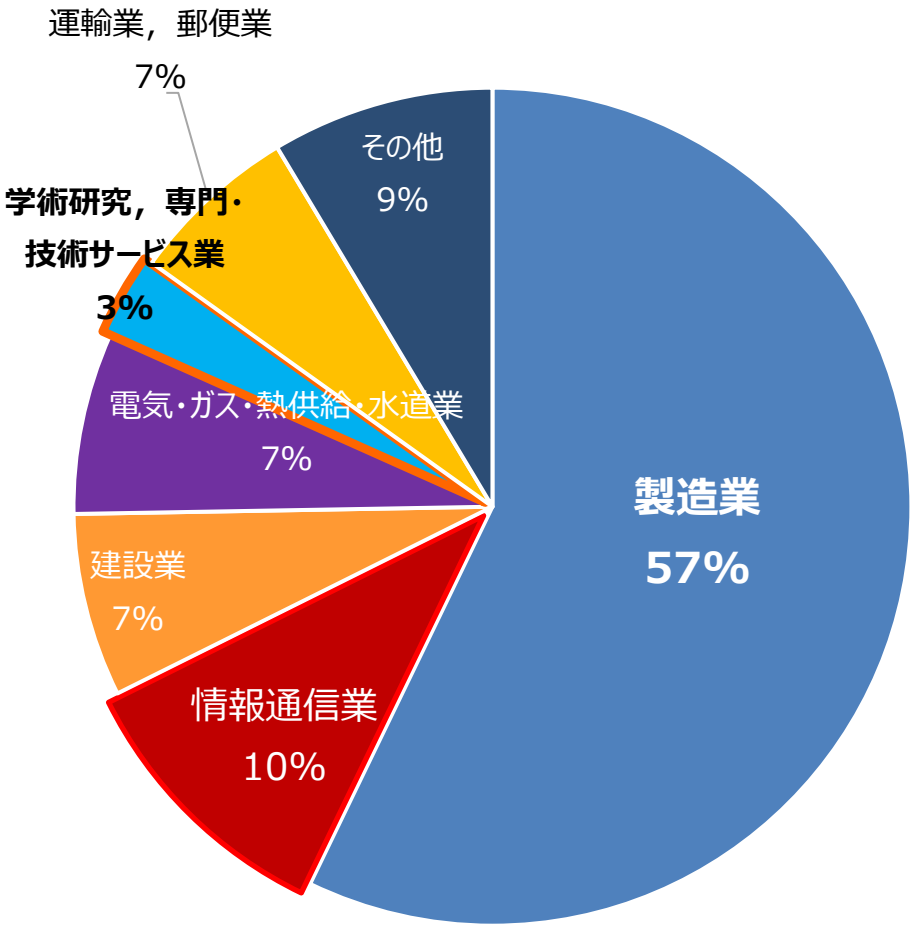
卒業生の産業別就職者数（平成21年度と令和７年度調査の比較）

柱②

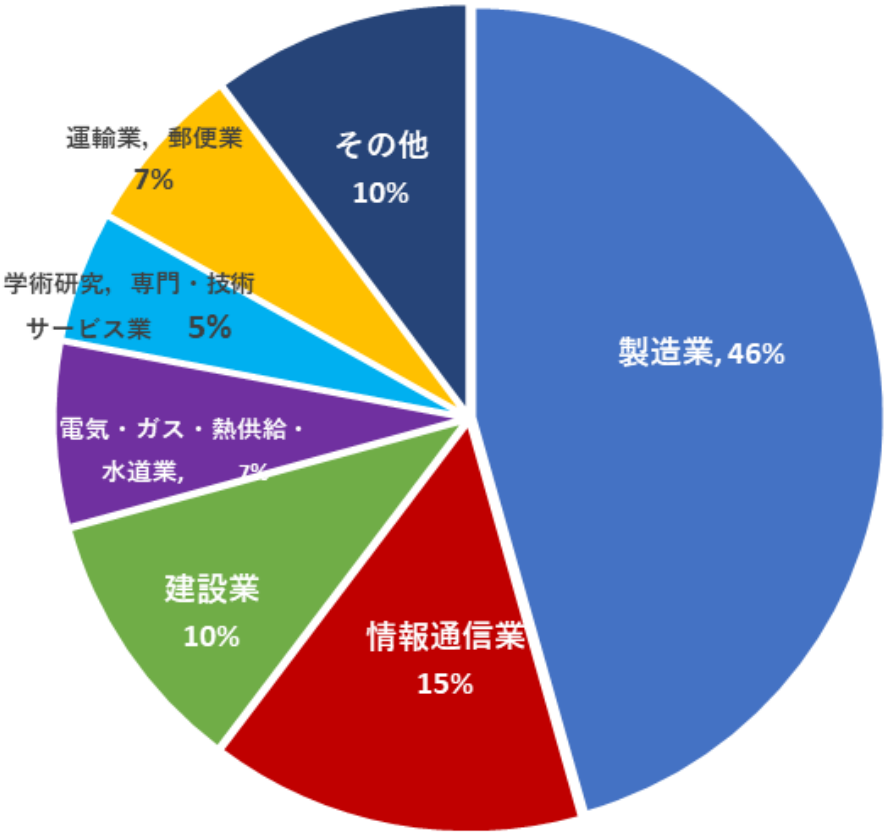
○産業構造の変化に伴い、卒業生の就職する業種も変化

- 製造業の減少（57% → 46%）
- 情報通信業の増加（10% → 15%）
- 学術研究、専門・技術サービス業の増加（3% → 5%）

平成20年3月卒業生



令和7年3月卒業生

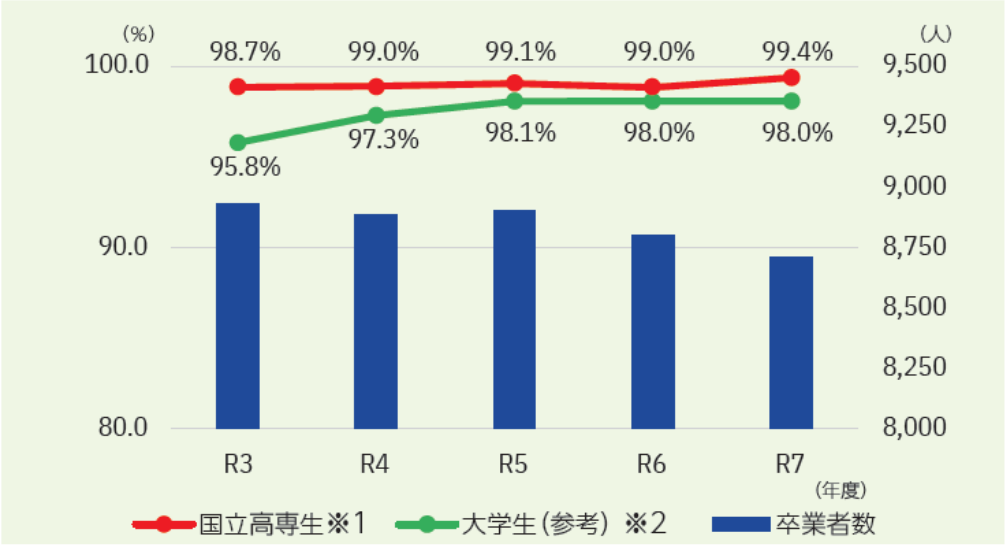


出典：平成21年度、令和７年度学校基本調査

就職希望者の就職率・求人倍率（国立高専）

柱②

本科卒業者のうち就職希望者の就職率



産業別就職者数（令和7年度本科卒業者）

産　業	人 数（人）
製造業	2,303
情報通信業	744
建設業	574
電気・ガス・熱供給・水道業	393
運輸業、郵便業	339
学術研究、専門・技術サービス業	335
公務（他に分類されるものを除く）	136
サービス業（他に分類されないもの）	120
卸売業、小売業	77
不動産業、物品賃貸業	45
複合サービス事業	18
金融業、保険業	15
生活関連サービス業、娯楽業	12
医療、福祉	8
教育、学習支援業	7
鉱業、採石業、砂利採取業	5
宿泊業、飲食サービス業	3
農業、林業	2
漁業	0
その他	16
合計	5,152

（令和8年5月1日現在）

出典：国立高等専門学校機構２０２６概要

＜令和６年度本科卒業者の求人倍率＞



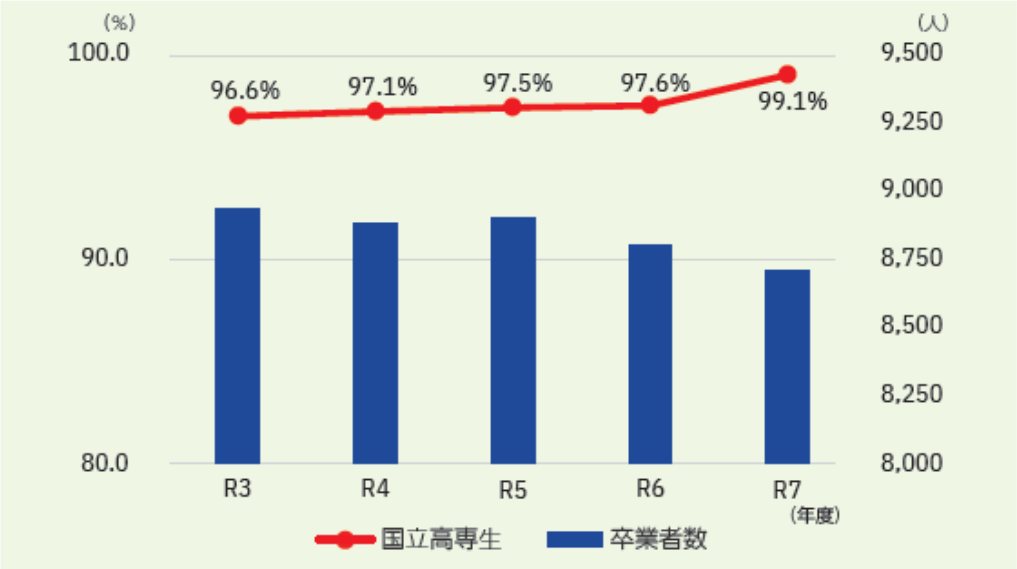
⇒　希望者就職率は、ほぼ100%
⇒　業種は製造業が最多
⇒　求人倍率は極めて高い

出典：文部科学省調べ

進学希望者の進学率・編入先（国立高専）

柱②

本科卒業者のうち進学希望者の進学率



(令和8年5月1日現在)

主な大学への編入学状況

大学名	人数(人) R7	大学名	人数(人) R7
豊橋技術科学大学	374	鹿児島大学	22
長岡技術科学大学	308	群馬大学	21
熊本大学	82	新潟大学	21
筑波大学	54	茨城大学	19
東京農工大学	52	電気通信大学	19
九州大学	50	山梨大学	19
千葉大学	48	愛媛大学	19
九州工業大学	47	東京都立大学	18
広島大学	44	千葉工業大学	17
金沢大学	42	名古屋大学	17
大阪大学	40	立命館大学	16
岡山大学	40	島根大学	16
東北大学	37	東京大学	15
京都工芸繊維大学	35	高知大学	15
福井大学	34	早稲田大学	14
横浜国立大学	33	東京都市大学	13
北海道大学	32	山口大学	13
信州大学	31	香川大学	13
室蘭工業大学	30	佐賀大学	13
東京科学大学	29	名古屋工業大学	12
神戸大学	27	岩手大学	11
岐阜大学	26	東京海洋大学	11
三重大学	24	北見工業大学	9
宇都宮大学	23	秋田大学	9
奈良女子大学	22	富山大学	9

(令和8年5月1日現在)

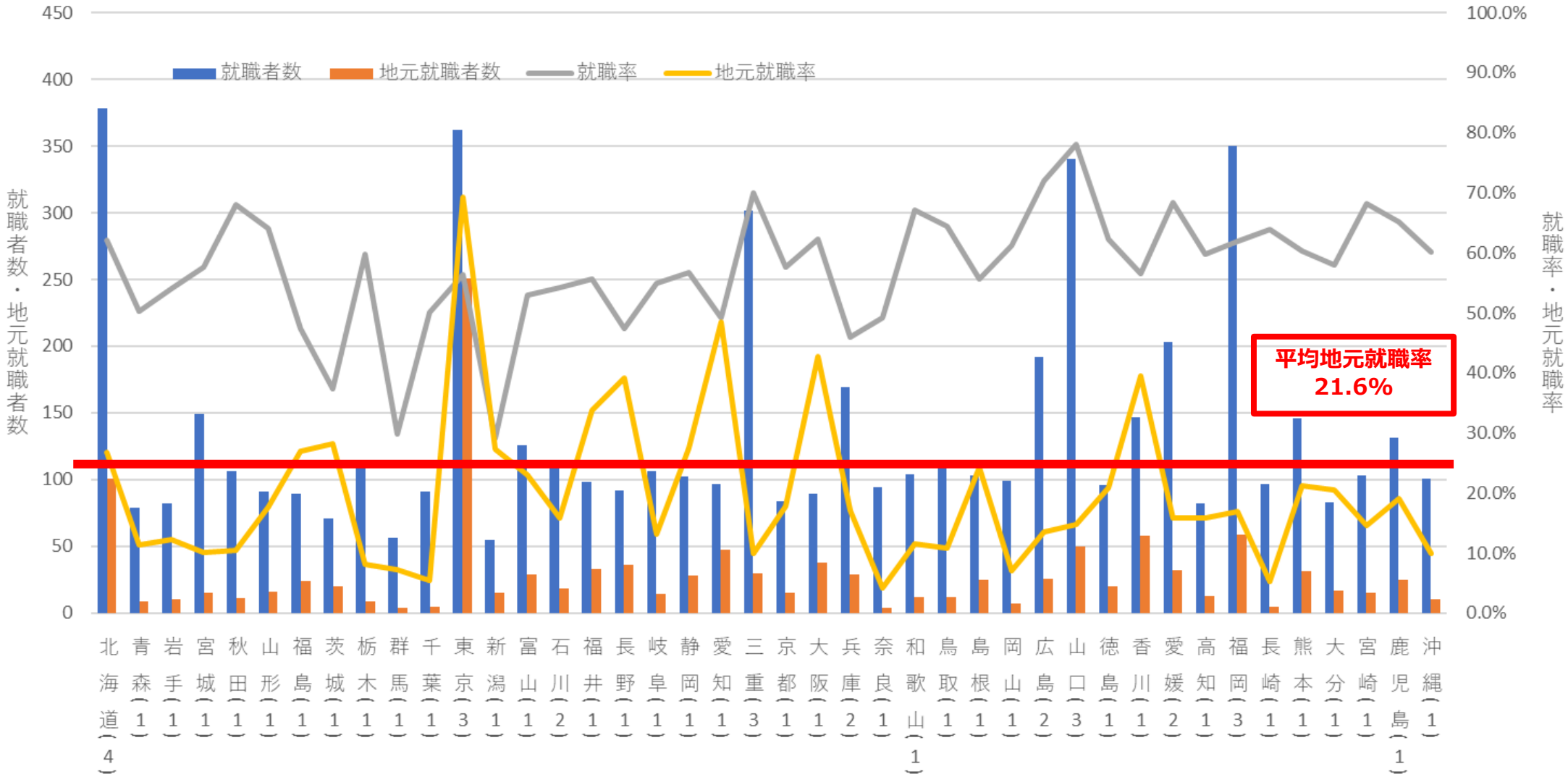
⇒ 希望者進学率は、ほぼ100%、国立大学の3年次編入が多い

出典：国立高等専門学校機構２０２６概要

就職状況（令和６年度卒業生）

柱②

※本社・支社・営業所等にかかわらず、主な勤務先が学校が設置されている都道府県内の企業への就職者の数



・（）内は設置されている高等専門学校の数

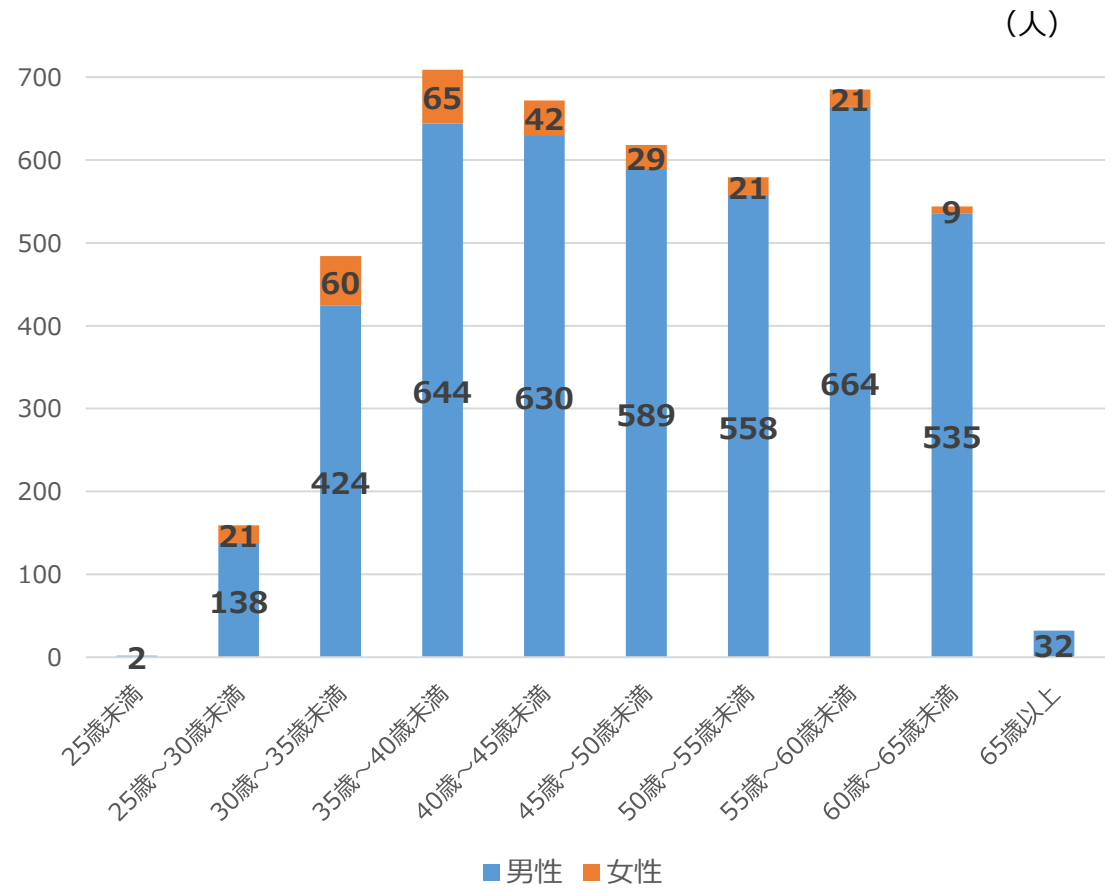
出典：文部科学省調べ

高専教員の年齢構成

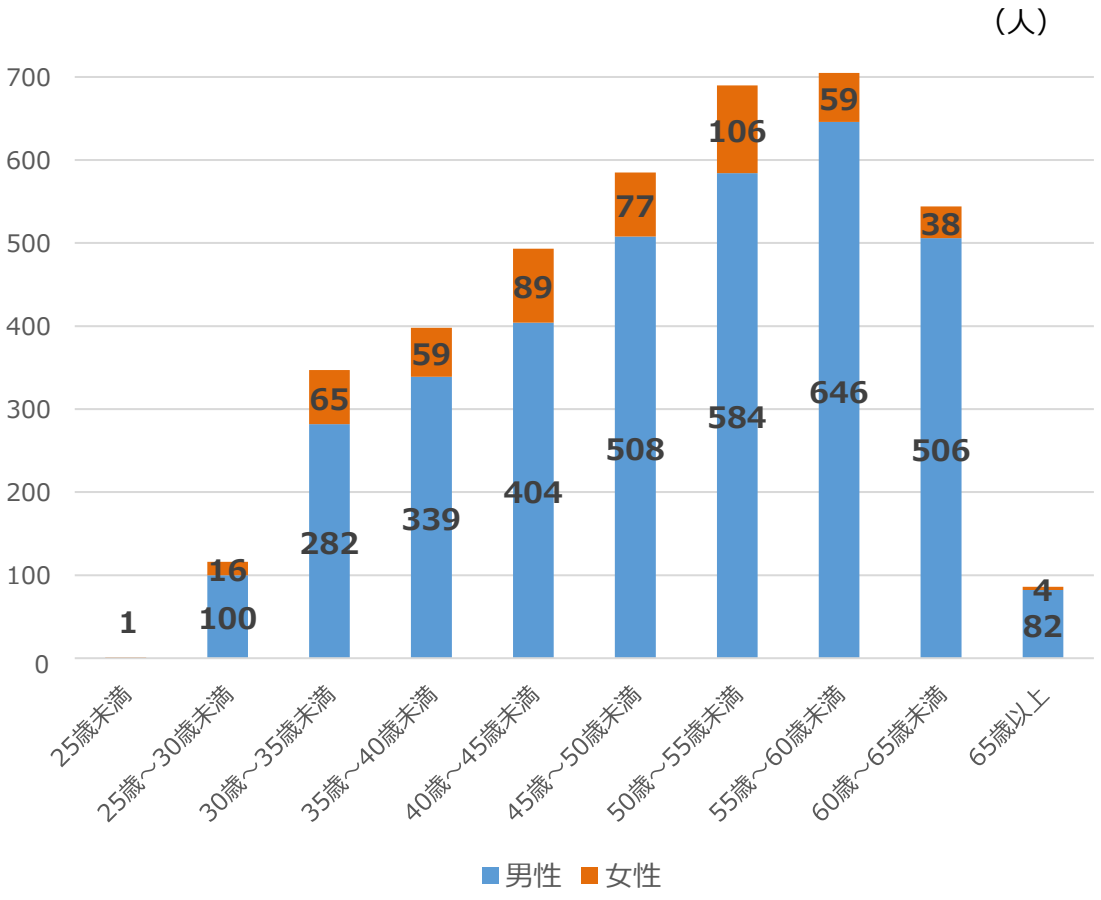
再掲

柱②

平成19年度



令和7年度



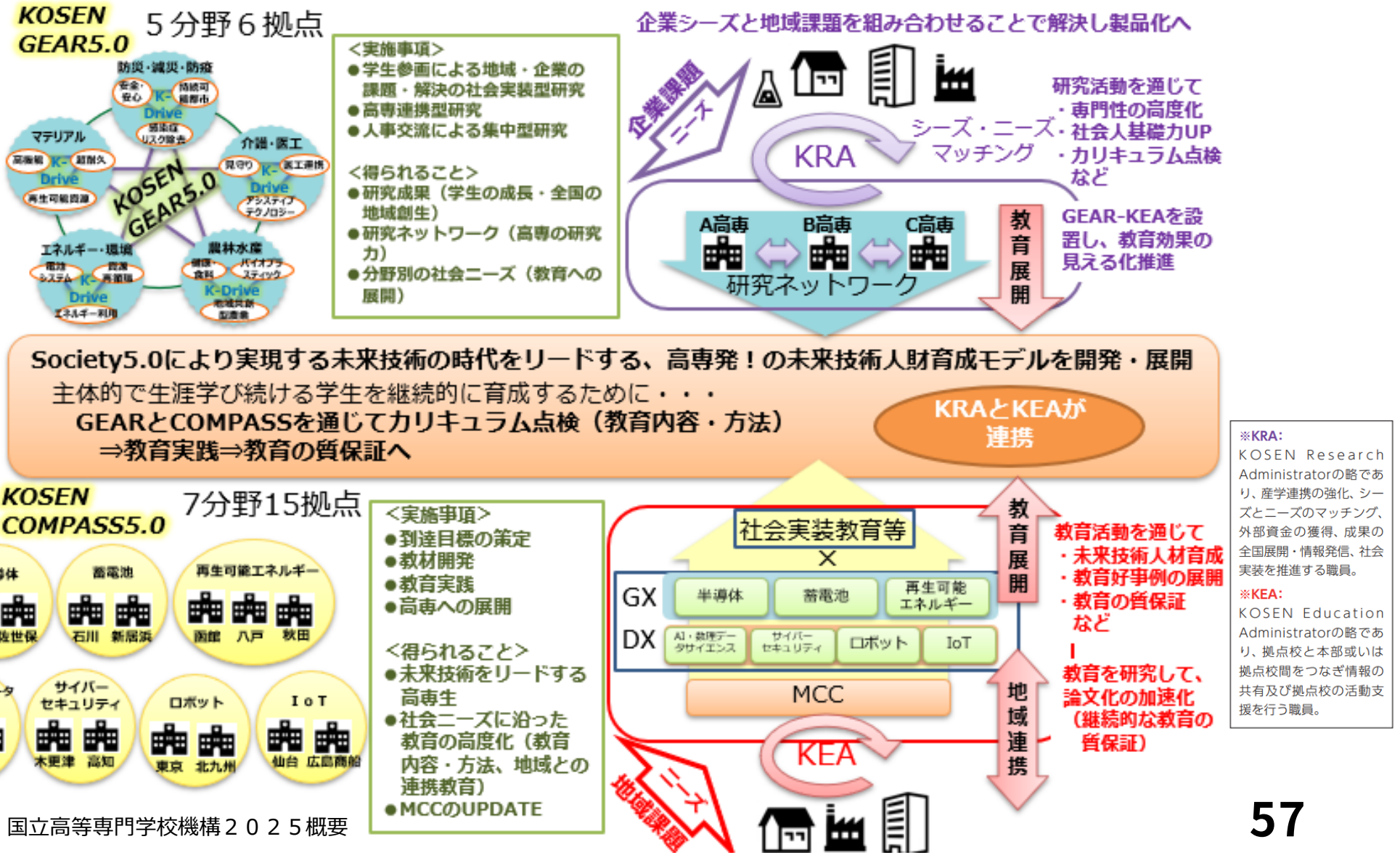
出典：文部科学省『学校教員統計調査』（令和7年度(中間報告）、平成19年度）

３．特色ある教育等

実践的教育プログラム（国立高専）

柱②

○Society5.0時代に対応した先端・実践的技術教育の高度化と質保証へつなげるため、GEAR5.0（未来技術の社会実装教育の高度化）、COMPASS5.0（次世代基盤技術教育のカリキュラム化）の2つのプロジェクトを推進



※KRA:
KOSEN Research Administratorの略であり、産学連携の強化、シーズとニーズのマッチング、外部資金の獲得、成果の全国展開・情報発信、社会実装を推進する職員。

※KEA:
KOSEN Education Administratorの略であり、拠点校と本部或いは拠点校間をつなぎ情報の共有及び拠点校の活動支援を行う職員。

出典：国立高等専門学校機構２０２５概要

実践的教育プログラムの展開　GEAR 5.0 / COMPASS 5.0 （国立高専）

柱②

GEAR5.0　～産学連携による高専の研究成果を活用した社会実装～

分野	拠点校	実践校、協力校
マテリアル	鈴鹿	４高専：鶴岡、小山、呉、大分
介護・医工	熊本	６高専：函館、仙台、長野、富山、徳山、新居浜
防災・減災(防疫)	沖縄	５高専：鶴岡、長岡、和歌山、宇部、新居浜
防災・減災(エネルギー)	奈良	５高専：苫小牧、長岡、和歌山、米子、都城
農林水産	鳥羽商船	４高専：函館、一関、和歌山、阿南
エネルギー・環境	佐世保	５高専：豊田、鈴鹿、奈良、久留米、大分

COMPASS 5.0　～産業界と連携した教育パッケージの開発・展開～

分野	拠点校	ブロック拠点校（半導体のみ）	実践校、協力校
AI・数理データサイエンス	旭川、富山		７高専：苫小牧、釧路、一関、石川、岐阜、佐世保、大分
IoT	仙台、広島商船		
サイバーセキュリティ	木更津、高知		8高専：旭川、一関、小山、石川、岐阜、松江、佐世保、熊本
ロボット	東京、北九州		18高専：函館、釧路、一関、福島、富山、福井、長野、沼津、鳥羽商船、舞鶴、和歌山、香川、佐世保、熊本、大分、都城、鹿児島、沖縄
半導体	熊本、佐世保	釧路、旭川	28高専：函館、苫小牧、一関、仙台、秋田、鶴岡、木更津、東京、群馬、長岡、富山、岐阜、鳥羽商船、鈴鹿、舞鶴、奈良、和歌山、米子、津山、阿南、香川、久留米、有明、北九州、大分、都城、鹿児島、沖縄
蓄電池	石川、新居浜		４高専：秋田、和歌山、奈良、米子　　その他高専（大阪公立）
再生可能エネルギー（洋上風力）	函館、八戸、秋田		３高専：一関、富山、鳥羽商船

成長分野と地域未来構想を支える高等専門学校

柱②



風力発電施設視察の様子

【分野⑨資源・エネルギー安全保障・GX】
秋田高専・八戸高専・函館高専

- **洋上風力発電に係る促進区域等に位置する３高専が洋上風力促進地域の企業・行政と連携**し、長きにわたり**風力発電を担う人材を育成**
- GX、環境調和、地域社会との連携を志向しつつ**広くエネルギー関連分野を切り拓ける人材を育成**

【分野⑨資源・エネルギー安全保障・GX】
石川高専・新居浜高専・大阪公立大高専

- **蓄電池の製造・開発、利活用を通し、将来的にGX社会で活躍できる人材を養成**
- **産官学協力体制を構築**し、製造分野、サプライチェーン企業との連携を強化
- **関西蓄電池人材育成等コンソーシアムとの連携**



学生向けバッテリー実習の様子

【分野①AI・半導体】
熊本高専・佐世保高専・有明高専

- 高専生が半導体に関する様々な知識・技術を学べる体制を構築するため、**全国の高専の拠点校として九州・沖縄地区の全ての高専と連携してカリキュラムを開発**
- **開発したカリキュラムを全国の高専に展開**することで、全国の高専で川上から川下までの**半導体関連教育を実施**
- **TSMC、SIIQ、九州地区の大学との連携**



半導体デバイス工学における
九州工業大学での実習の様子

研究の取組（国立高専）

柱②

○ 国立高専においては、共同研究、科研費、受託研究において件数や獲得資金が増加傾向。

共同研究の状況



受託研究の状況



科研費の状況



参考　H16当時
共同研究：288百万円、409件
受託研究：413百万円、155件
科 研 費：644百万円、466件

出典：国立高等専門学校機構２０２５概要

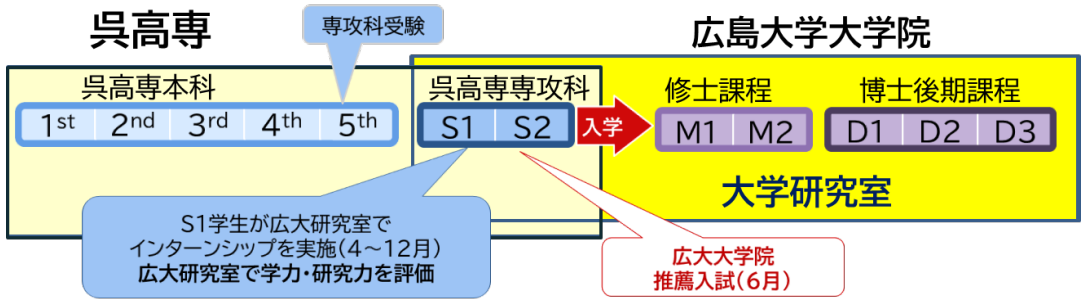
大学・大学院との接続強化の取組（国立高専）

柱①

呉高専と広島大学の連携教育プログラム

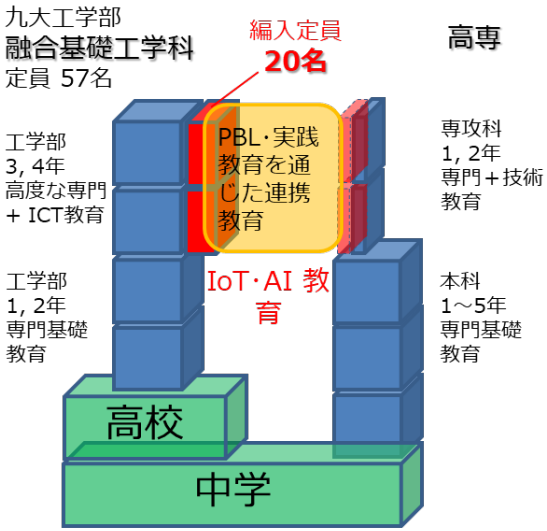
◆ 専攻科学生（S1)が広島大学研究室で長期インターンシップを行い、**大学研究室での評価**手続を経て、校長推薦を行う**新型大学院入試**方式。

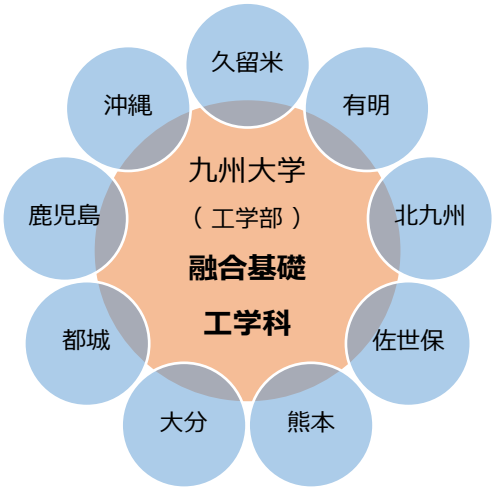
◆ **大学と高専の教員間で共同研究契約**を結び、専攻科学生が共同研究を推進。研究能力や適性が認められれば大学院に進学。



九州・沖縄地区9高専と九州大学との連携教育プログラム

◆ 九州大学との連携教育により、専門力をさらに高めつつ専門分野＋情報応用能力を身に付け、問題解決型学習に重きを置いた学びで俯瞰力と実践力を習得する**「新しい工学教育を展開 」**





融合基礎工学科
工学系専門教育・情報科学教育・PBL教育

＋

高等専門学校
早期専門教育・地域密着型・社会実装

出典：国立高等専門学校機構資料

アントレプレナーシップ教育強化（国立高専）

柱②

○アントレプレナーシップ教育と起業支援の好循環による高専型スタートアップエコシステムの構築

アントレプレナーシップ教育強化

起業したOB・OGの指導
⇒スタートアップエコシステムの構築



ｽﾀｰﾄｱｯﾌﾟ支援ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀ

TEAM

高専生（アントレプレナーシップ教育） × 地域（社会課題）
＝高度な社会実装教育

STEP 1 スタートアップを知る

・ビジネス、知財等に関する講義
・スタートアップ経験者による知見等の講義
・高専OB・OGの起業家データベースの活用

STEP 2 スタートアップを体験

・課題解決型・実習型の取り組みによる試作等
・研究・各種コンテストでｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝﾊﾌﾞ体験



STEP 3 スタートアップを実践

・起業家、コンサルタント等による起業希望者へのメンタリング
・地域の産官金との連携による地域課題解決
・スタートアップ教育実施及び全国展開

資金調達検討支援

出典：国立高等専門学校機構資料

高専の魅力発信の取組

柱①

取組例①（国公私高専）

○ KOSEN FES の実施

 # ポイント

- ✓小中学生や保護者に向けた体験型イベント
- ✓高専の魅力や進路の理解促進を図る取組

（内容）

・小中学生や保護者を対象に説明会を開催し、**高専の特色や魅力を発信**している。

・体験企画や学生との交流、個別相談を通じて、**高専での学びや進路について理解を深める機会を提供**している。



取組例②（国立高専）

○「高専女子プロフィール帳」の開設

（R６（２０２４）年度開設）

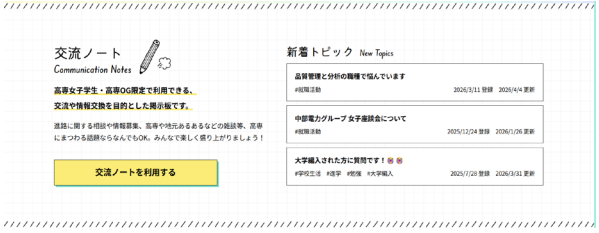
 # ポイント

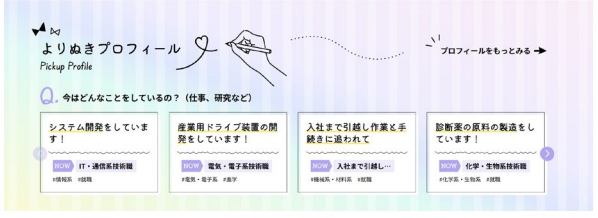
- ✓ 高専女子のキャリア形成支援
- ✓ OGとの交流によるロールモデル提示

（内容）

・ 高専機構ホームページにおいて、**「高専女子プロフィール帳」**を開設。

・ 高専OGがプロフィール帳形式で、高専在学時の経験や、現在の仕事・研究内容等を紹介することで、**高専女子の多様なキャリアパスを発信**している。





取組例③（国立高専）

○女子中学生向けパンフレットの配布

 # ポイント

- ✓ 女子中学生に特化した分かりやすい広報ツール
- ✓ 高専での学びや学生生活への理解促進を図る取組

（内容）

・ 女子中学生を主な対象として、「高専ってどんなところ？美羽のKOSEN探検」と題したパンフレットを作成・配布し、**高専での学びや学生生活を分かりやすく紹介**している。





取組例④（国立高専）

○高専女子フォーラムの実施

 # ポイント

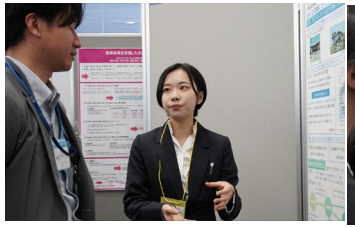
- ✓ 女子高専生の成長・活躍を直接伝える発信機会
- ✓ 女子中学生・保護者への高専理解促進

（内容）

・ 女子高専生が、女子中学生・保護者、企業関係者等を対象に、**専門教育や研究活動、学生生活を通じた自身の成長・活躍について発表・PRを行う**ことで、女子学生確保に向けた取組を推進している。









誰ひとり取り残さない学びの環境の充実（国立高専）

柱①

○学生に寄り添い・支える体制の充実等により、早期かつスムースな学生支援に繋げ、安心できる環境の中で学びの充実を継続

高専生の年齢は幅広い!（本科：15～20歳 専攻科：20～22歳）

高校生から大学生までの対応が必要

1年生～3年生《青年期（思春期）》→ 社会生活への適応を学ぶ時期
4年生以上　《 初期成人期 》　→ 精神的・経済的独立を目指す時期

近年、心理的・社会的危機が増 → 自殺・事件・事故・留年・中退の発生



●学生の孤立化
●メンタルケアの遅れ



●学業継続の挫折
●不本意な留年・中退増

①教員と専門職の連携支体制の充実

学生支援の人的リソースの拡充
（人にしかできない支援を強化！）



スクールカウンセラー（SC）によるカウンセリング



スクールソーシャルワーカー（SSW）による外部機関連携支援



専門職による助言・支援・研修

✓ 学生の学びの質の向上
✓ きめ細やかな学生対応
✓ 継続的な教員と専門職の連携支援体制

②教職員のスキルアップ

幅広い年齢層に対応した適切な学生支援・学生指導力の強化





✓ 教職員の学生支援に関する基礎力の向上
✓ 早期学生支援による大きなトラブル減

出典：国立高等専門学校機構資料

４．海外交流、留学生受入、KOSEN導入支援

海外交流の状況について（国立高専）

柱③

○ 全国５１校の**各国立高等専門学校において464機関**と学術交流協定を締結している。

○ 国立高等専門学校を設置する独立行政法人国立高等専門学校機構本部にて**29機関**と学術交流協定を締結している。

国立高専機構本部の包括的学術交流協定

国・地域	協定先機関名
インドネシア	スラバヤ電子工学ポリテクニック、国立ポリテクニク協会
シンガポール	ナンヤン・ポリテクニック、ニーアン・ポリテクニック、リパブリック・ポリテクニック、シンガポール・ポリテクニック、テマセク・ポリテクニック
タイ	キングモンクット工科大学ラカバン校、キングモンクット工科大学トンブリ校、泰日工業大学、教育省職業教育局、プリンセスチュラポーン・サイエンスハイスクール、タマサート大学工学部、ナコンパノム大学
台湾	國立聯合大學、國立臺北科技大學、國立高雄科技大學、正修科学大學、中州科技大學
ベトナム	商工省、教育訓練省、ダナン大学
フィンランド	トゥルク応用科学大学、オウル応用科学大学、メトロポーリア応用科学大学、サウスイースタン応用科学大学
香港	香港職業訓練協議会
マレーシア	マラ工科大学
モンゴル	ウランバートル市

（令和8年3月31日現在）

学生の国別派遣（令和7年度）

派遣（※1）

国・地域	人数（人）
台湾	1,169
シンガポール	680
タイ	486
マレーシア	407
大韓民国	406
フィリピン	286
ベトナム	245
オーストラリア	233
アメリカ	191
カナダ	75
モンゴル	67
ドイツ	63
中国	58
フランス	56
ニュージーランド	42
英国	41
スウェーデン	36
インドネシア	33
フィンランド	31
香港	22
カンボジア	16
その他欧州	61
その他アジア	9
その他アフリカ	13
その他中東	4
中南米	6
その他大洋州	1
合計	4,737



KOSEN Global Camp の様子（鹿児島高専）



プリンセスチュラポーン・サイエンスハイスクール（タイ）での科学技術研修時の様子（津山高専）

出典：国立高等専門学校機構２０２概要

外国人留学生の受入について① （国立高専）

柱③

○ 外国人留学生は**３年次より編入学**という形で原則受け入れている（国費留学生については、日本語教育センターで１年間の予備教育を受けることが前提）。

○ 全国５１校の各国立高等専門学校において、**28カ国**から**約500名**の外国人留学生を受け入れている（令和８年５月１日時点）。

国籍別留学生数

（人）

国名	国費留学生		マレーシア政府派遣留学生		タイ政府奨学金 上段：PCSHS 下段：タイ高専		私費留学生		計		合計
	本科	専攻科	本科	専攻科	本科	専攻科	本科	専攻科	本科	専攻科	
タイ	13	—	—	—	47 97	22 —	1	1	158	23	181
マレーシア	3	—	102	3	—	—	1	—	106	3	109
モンゴル	46	1	—	—	—	—	2	1	48	2	50
インドネシア	34	1	—	—	—	—	—	1	34	2	36
カンボジア	31	—	—	—	—	—	—	1	31	1	32
ミャンマー	23	—	—	—	—	—	1	—	24	—	24
ラオス	21	—	—	—	—	—	—	1	21	1	22
インド	16	—	—	—	—	—	—	—	16	—	16
スリランカ	8	—	—	—	—	—	—	—	8	—	8
チュニジア	7	—	—	—	—	—	—	—	7	—	7
ウガンダ	7	—	—	—	—	—	—	—	7	—	7
ジンバブエ	6	—	—	—	—	—	—	—	6	—	6
ブラジル	4	—	—	—	—	—	—	—	4	—	4
イラン	4	—	—	—	—	—	—	—	4	—	4
中国	—	—	—	—	—	—	3	—	3	—	3
メキシコ	3	—	—	—	—	—	—	—	3	—	3
カメルーン	3	—	—	—	—	—	—	—	3	—	3
ベナン	2	—	—	—	—	—	—	—	2	—	2
フィリピン	2	—	—	—	—	—	—	—	2	—	2
マダガスカル	2	—	—	—	—	—	—	—	2	—	2
モザンビーク	2	—	—	—	—	—	—	—	2	—	2
セネガル	2	—	—	—	—	—	—	—	2	—	2
アルジェリア	1	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
ナイジェリア	1	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
キューバ	1	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
クロアチア	1	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
ベトナム	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	1
バングラデシュ	1	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
合計	244	2	102	3	144	22	9	5	499	32	531

（令和8年5月1日現在）

（※）在留資格「留学」により、本科または専攻科に正規生として在籍する外国人留学生の人数



国際寮入寮者の集い（八戸高専）



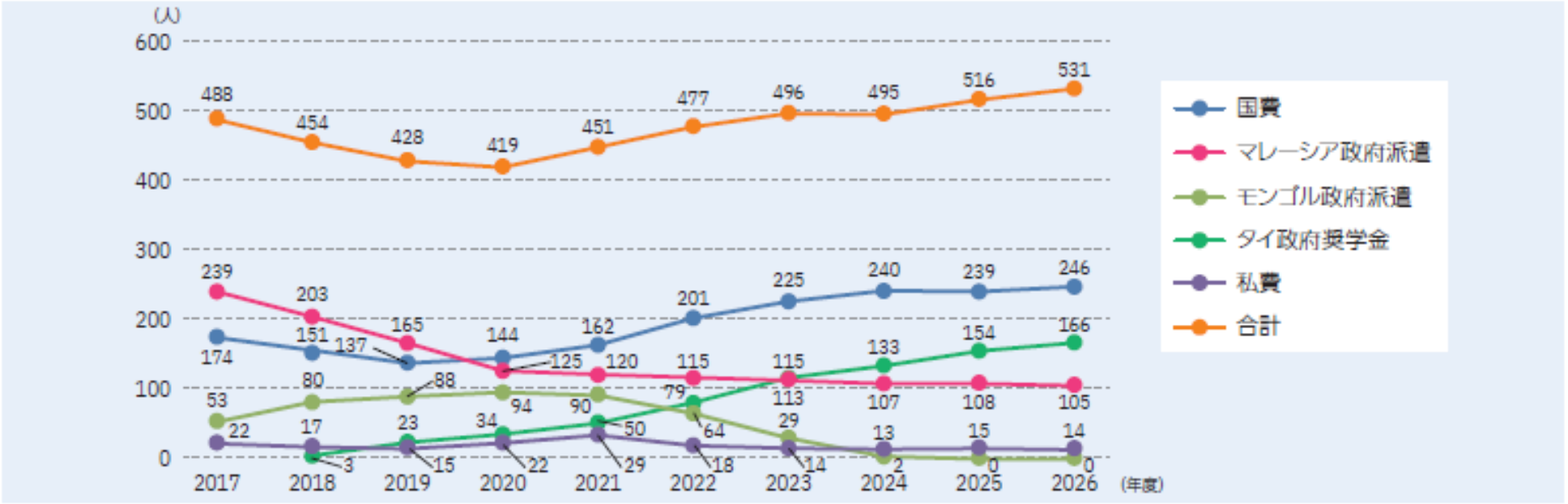
八戸高専による留学生日本語キャンプの様子
（八幡平リゾートパノラマスキー場）

出典：国立高等専門学校機構２０２６概要

外国人留学生の受入について② （国立高専）

柱③

留学生数の推移



(各年度5月1日現在)

留学生の進路状況

【本科卒業者】 (人)

	卒業者数	就　職	大　学	専攻科	その他※
令和3年度	113	2	82	2	27
令和4年度	131	5	76	10	40
令和5年度	149	9	100	17	23
令和6年度	129	7	92	15	15
令和7年度	134	15	103	13	3

【専攻科修了者】 (人)

	修了者数	就　職	大学院	その他※
令和3年度	8	3	2	3
令和4年度	9	6	2	1
令和5年度	2	—	1	1
令和6年度	15	3	5	7
令和7年度	17	7	5	5

※「その他」は帰国後に就職活動・進学準備を行う者を含む

出典：国立高等専門学校機構２０２６概要

高専（KOSEN）の導入支援の状況（国立高専）

柱③

○ 「日本型高等専門学校教育システム（KOSEN）」の導入支援を各国のニーズに応じて展開。

○ 現在、**タイ、モンゴル、ベトナム、エジプト**との協力体制を構築。

○ 国立高専機構本部が**関係国立高専と連携**し、**学校の管理運営へのアドバイス**や、**教育カリキュラム・教材の共同開発、教員研修等の支援**を実施。

タ　イ

- **タイの円借款事業**で、2019年に日本型高専教育システムを導入した高専開設**(タイ高専プロジェクト)**
- 現在２高専に898人が在籍（志願倍率約25倍と高い人気）、**2025年にKOSEN-KMITL二期生及びKOSEN KMUTT一期生が卒業**
- 日本の国立高専へのタイ政府奨学金留学生受入れ



KOSEN KMUTT一期生卒業式
(2025.9)

モンゴル

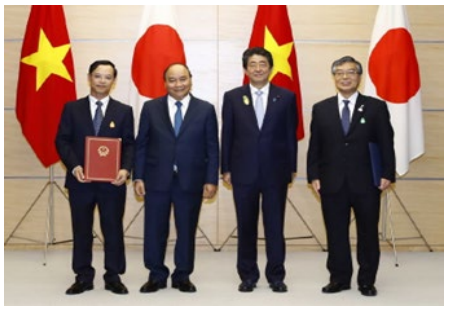
- 2014年、日本の高専を卒業したモンゴル人元留学生らの尽力によりウランバートルに3高専が設立
- 2023年に3校の高専が新設される
- 国立高専10校の支援体制を構築し、教員研修等の支援を実施
- 2025年6月に七期生が卒業、卒業生はモンゴル国内での就職、進学のほか、日本国内の大学・高専専攻科へ進学、日本企業へ就職



自民党国会議員団視察（2024.7）

ベトナム

- 日本型高専教育モデルの導入に向けた協働（2019年７月覚書）
- 2019年以降、**ベトナムの３工業短大にKOSENモデルコース**（３年制・５年制コース）を開講
- 2024年度以降は、各高専とパイロット校3校との学校間交流を広範に推進



覚書の締結（2019.7　総理官邸）

エジプト

- 2025年9月21日開校
- 入学者49名、現員47名（1年次は括り入学）
- ２年次から2コース制

Computer Science and Electronics

Smart Robotics and Green Energy



入学式（2025.9.21）

出典：国立高等専門学校機構資料

学位と称号について

柱③

「学位」：

学術の中心として、自律的に高度の教育研究を行う大学により、国際的通用性のある大学教育修了相当の知識・能力の証明として授与されるもの

※上記の原則を踏まえつつ、多様な学習成果を適切に評価して大学・大学院修了者と同等の水準にあると認められる者に対して、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による学位の授与が、学校教育法第104条第７項に基づき認められている。

「称号」：

特定の学校を卒業したことについて、公に一定の価値・栄誉があるものとして、法令の規定により、本人が称することができるもの

		1991年 （平成3年）	2005年 （平成17年）
大学院	博士、修士 **（学位）**	博士、修士 **（学位）**	博士、修士 **（学位）**
学部	学士（称号）	学士**（学位）**	学士**（学位）**
短期大学	卒業	**準学士（称号）**	短期大学士 **（学位）**
高等専門学校	卒業	**準学士（称号）**	**準学士（称号）**

我が国の「教育資格枠組み」

柱③

レベル	教育資格	
8	博士	
7	修士	
	修士（専門職）	
	教職修士（専門職）	
	法務博士（専門職）	
	学士（医学、歯学、薬学（臨床目的）、獣医学）	
6	学士 ― 以下の認定専攻科における単位修得に基づき NIAD-QE が授与するものを含む (*1) ・短期大学 ・高等専門学校	
	学士（専門職）	高度専門士 (*2)
5	短期大学士	準学士
	短期大学士（専門職）	専門士
	専攻科２年制以上修了証書 ・高等学校 ・中等教育学校後期課程 ・特別支援学校高等部	
4	専修学校専門課程１年制修了証書 専攻科１年制修了証書 ・高等学校 ・中等教育学校後期課程 ・特別支援学校高等部	
3	卒業証書 ・高等学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校高等部 ・専修学校高等課程	
	高等専門学校３年次修了証書	
	高等学校卒業程度認定試験合格証書	
2	卒業証書 ・中学校 ・義務教育学校 ・特別支援学校中学部	
	中学校卒業程度認定試験合格証書	
1	卒業証書 ・小学校 ・特別支援学校小学部	

(*1) NIAD-QE が行う審査に合格した者のみ学士が得られる
(*2) 文部科学大臣認定を受けた課程の修了者は大学院入学資格が得られる
(*3) 大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、高等専門学校には認証評価の受審義務がある

LEVEL	QUALIFICATIONS	
8	Doctoral degree [Hakushi]	
7	Master's degree [Shushi]	
	Master of xxx (Professional) [Shushi (Senmonshoku)]	
	Master of Education (Professional) [Kyoshoku shushi]	
	Juris Doctor [Homu hakushi (Senmonshoku)]	
	Bachelor's degree (Medical, Dentistry, Pharmaceutical Sciences (Clinical), and Veterinary Medical Science) [Gakushi (Igaku, Shigaku, Yakugaku, Juigaku)]	
6	Bachelor's degree [Gakushi] -includes those of NIAD-QE based on credit accumulation at recognized advanced courses [senkoka] at (*1) ・Junior College ・College of Technology (KOSEN)	
	Bachelor's degree (Professional) [Gakushi (Senmonshoku)]	Advanced diploma [Kodo-senmonshi] (*2)
5	Associate degree [Tanki-daigakushi]	Associate [Jun-gakushi] (*3)
	Associate degree (Professional) [Tanki-daigakushi (Senmonshoku)]	Diploma [Senmonshi]
	Certificate of Completion of two or more year advanced course [senkoka] in: ・Upper secondary school ・Upper division, secondary education school ・Upper secondary department, school for special needs education	
4	Certificate of Graduation of one year course in professional training college Certificate of Completion of one year advanced course [senkoka] in: ・Upper secondary school ・Upper division, secondary education school ・Upper secondary department, school for special needs education	
3	Certificate of Graduation ・Upper secondary school ・Secondary education school ・Upper secondary department, school for special needs education ・Upper secondary course, specialized training college	
	Certificate of Completion of 3rd grade of regular course, College of Technology (KOSEN)	
	Certificate: Upper secondary school equivalency examination	
2	Certificate of Graduation ・Lower secondary school ・Compulsory education school ・Lower secondary department, school for special needs education	
	Certificate: Lower secondary school equivalency examination	
1	Certificate of Graduation ・Elementary school ・Elementary department, school for special needs education	

(*1) Those who have passed the assessment conducted by NIAD-QE can earn Bachelor's degrees.
(*2) Those who have completed the course designated by MEXT are eligible for admission to master's programs.
(*3) Conferred by Colleges of Technology (KOSEN)
(*4) Universities, professional and vocational universities, junior colleges, professional and vocational junior colleges, and Colleges of Technology (KOSEN) must undergo certified evaluation and accreditation (CEA).

（出典）大学改革支援・学位授与機構資料

学位がないことに伴う不利益の例

柱③

○アメリカの大学に進学しようとしたところ、高専卒業についての理解が得られず、大学学部への編入学ができなかった。実際に大学工学部と同等レベルの専門科目の単位修得をしていたにもかかわらず、高専本科1年～3年までが高校相当とみなされ、単位認定数が 27 単位にとどまり、結果として大学1年次から入学することとなり、学士号の取得に時間を要した。

○台湾の大学の工学部の3年次に編入学しようとしたが、それが認められず、1年生からの入学となり、学士号の取得に時間を要した。

○高専卒業者がタイ国のワーキングビザを取得しようとしたが、学位がないためビザの取得ができなかった。

○海外留学における高専卒業後の学歴証明、海外大学編入学、海外企業への就職、ビザ申請時に際して、高専卒業の意味に関して卒業者本人が説明を要求され、対応に苦労を要した。

○海外の高専に在学しながら日本の高専に留学をした際、日本側の高専の教育課程が学位授与を目的としたものではないため、海外高専に戻った際に単位互換が認められなかった。

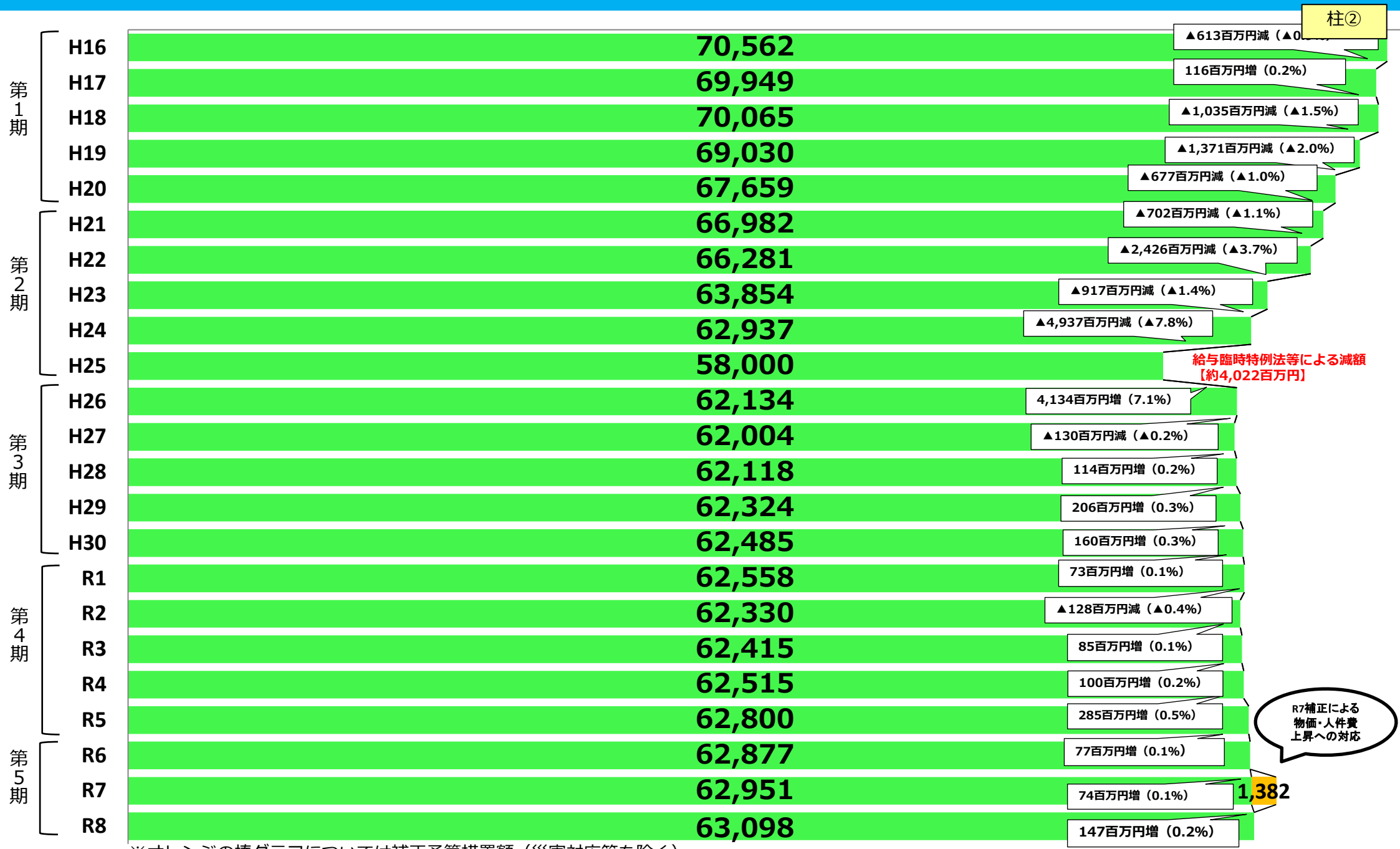
○タイの高専から日本の高専に編入学してきた学生について、本来はタイ高専卒業者に付与される学位が日本では授与されないことから、一部の学生・保護者からは、日本の高専への編入学を躊躇する意見も見られた。

※ モンゴル及びタイの高専では、卒業生に準学士(Associate Degree)を授与する法体系が整備されている。海外高専は日本の高専モデルを基に設立されており、日本の高専に準じたカリキュラムを導入・整備している中で、学位が授与されている。

(出典)文部科学省調べ

５．高専関係予算

国立高等専門学校機構運営費交付金予算額の推移



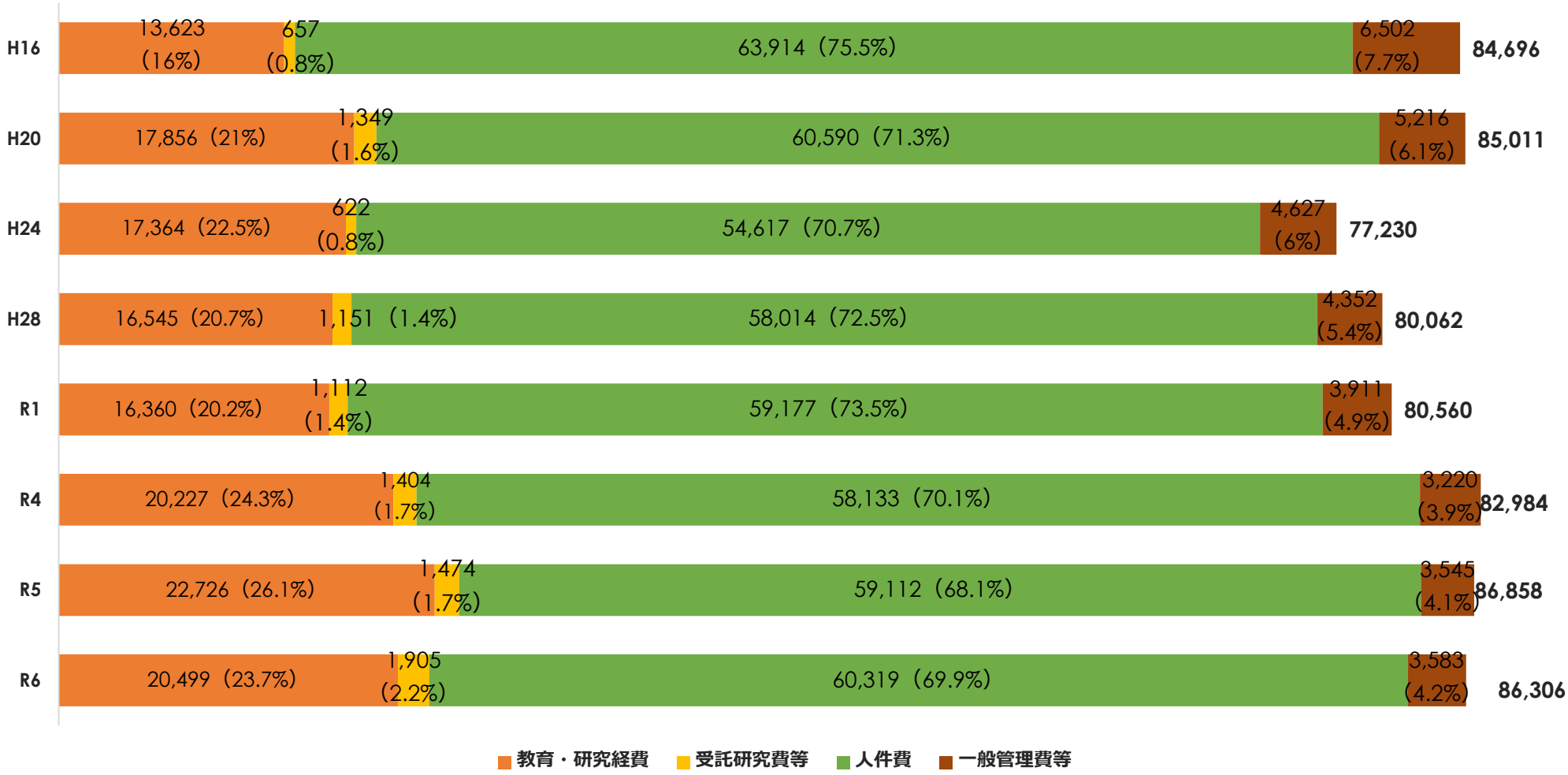
※オレンジの棒グラフについては補正予算措置額（災害対応等を除く）
※平成25年度については給与臨時特例法等による減額分、平成26年度については同法の終了に伴う増額分が含まれる。
※令和２年度については別途、修学支援新制度の授業料減免分（約397百万円）を内閣府予算に計上。
※端数処理の都合、計数が一致しないことがある。

国立高等専門学校機構の経常費用の推移

柱②

- 人件費が経常費用の太宗を占める。
- 人件費・一般管理費は減少、教育・研究経費が増加。

（単位：百万円）



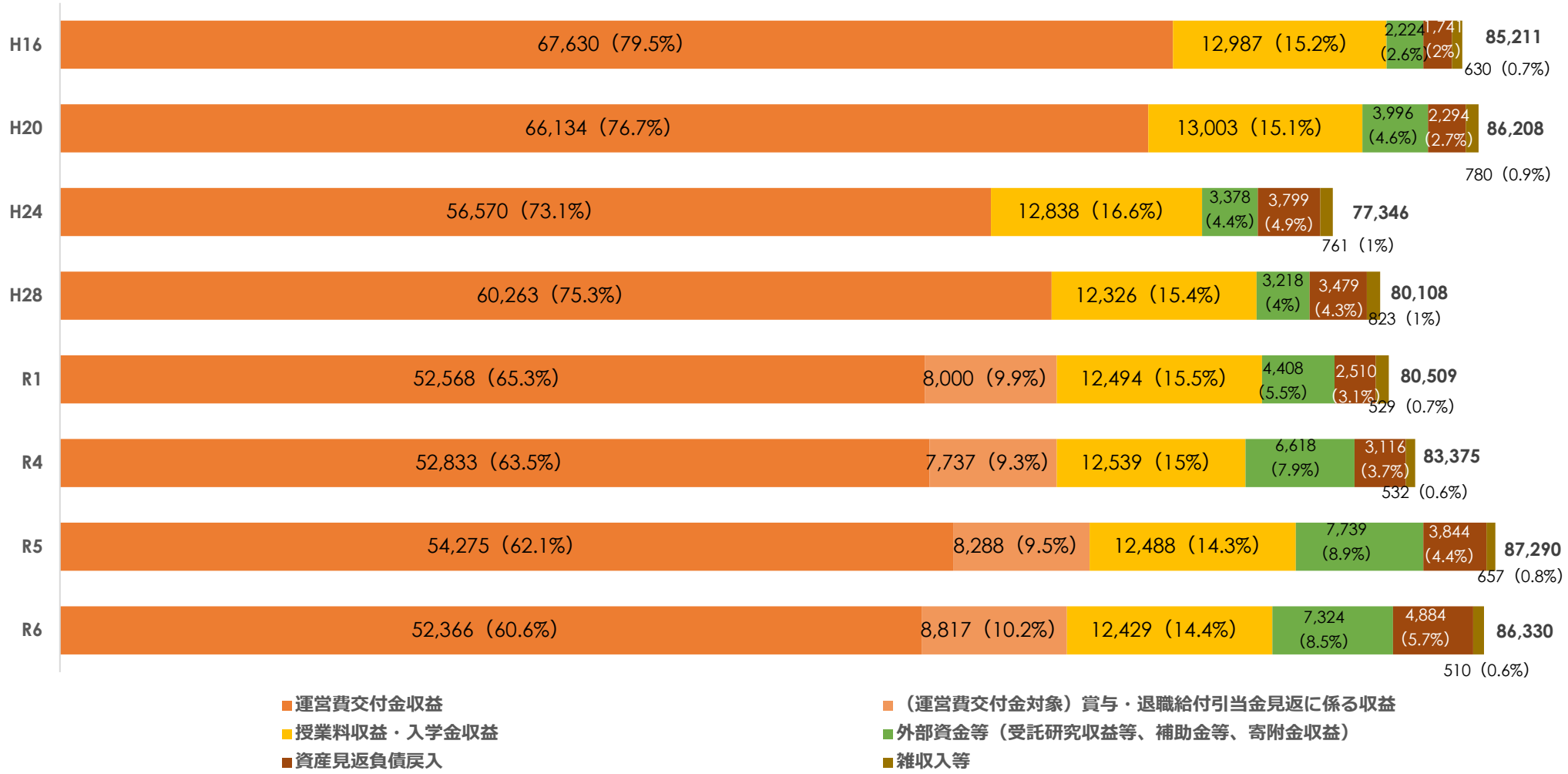
※財務諸表等を基に作成、端数処理により合計金額が一致しない場合がある

国立高等専門学校機構の経常収益の推移

柱②

➢経常収益は運営費交付金への依存度が高く、7割程度を占める。
➢法人化以降、外部資金等による収益は大きく増加。

(単位：百万円)



※平成31年3月の会計基準の改訂により、運営費交付金財源による賞与引当金及び退職給付引当金に係る会計処理が変更となった
※財務諸表等を基に作成、端数処理により合計金額が一致しない場合がある

高専（KOSEN）の機能強化の推進

令和9年度要求・要望額　891億円
うち「強く豊かな日本」投資枠　260億円
（前年度予算額　631億円）
（令和７年度補正予算額　70億円）

柱②

我が国の成長戦略の実現に向け、国立高等専門学校の実践的・創造的な技術者育成や研究力を強化

主な増額要求のポイント

成長戦略の実現に向けた人材育成

▶ 成長戦略17分野を中心とした高専の教育研究機能の強化、国際化　教育研究プロジェクトとして48億円拡充

◆ 教育カリキュラムの高度化

・成長分野をけん引する半導体、デジタル、エネルギー（蓄電池、風力）、宇宙、造船等の教育カリキュラムの構築を産学連携で推進



半導体デバイス工学における学生実習の様子

◆ アントレプレナーシップ教育の充実、スタートアップ創出支援

・アントレプレナーシップ教育と、地域中小企業等・地域課題を掛け合わせ、イノベーションを創出する高度な社会実装教育を強化

・起業家等の専門家によるモニタリングを実施し、スタートアップを実践



起業家工房での活動の様子
（弓削商船高専）

◆ 高専における学びの充実

・AIを安全に活用する環境を整備し、学生によるAI開発・実証を連動させ、専門分野で活躍できるAI人材を育成

・フィジカルAI時代に即したものづくり教育

・次世代の海洋人材育成の推進



◀ロボコン2025の決勝戦（旭川×熊本）の様子



高専生によるフィジカルAIを活用したものづくり例▶
（豊田高専「Pipe Eye」）
自動走行・リアルタイム画像認識・報告書作成可能な下水道の自動点検ロボット
DCON（全国高等専門学校ディープラーニングコンテスト）2026　最優秀賞

◆グローバル技術人材の育成とKOSENの国際標準化

・グローバルに活躍できるエンジニア育成のため、海外学生との課題解決型学習（PBL)を実施（KOSEN Global Camp）



KOSEN Global Campの様子
（鹿児島高専）

・日本型高専教育制度（KOSEN）の海外展開のため、学生・教職員の海外交流を促進するとともに、KOSENの導入を支援

KOSENの海外展開の実績：
モンゴル（2014.9-）6校、タイ（2019.5-）2校
ベトナム（2019.9-）3校、エジプト（2025.9-）1校

・KOSENの国際的な質保証のため、国立高専教育国際標準を運用（KOSEN International Standard：KIS）

安定的な教育研究の実現

▶ 高専の教育研究を支える基盤の強化

・人件費・物件費の上昇等が継続する中でも、実践的・創造的な技術者育成や研究を実施するために必要な基盤的経費を増額

※R6～R9の４か年分の人件費・物件費対応分及び施設維持管理費増額分を計上　92億円増額

・教育研究機能の高度化に資する先端設備等の整備 120億円増額

例：半導体材料の研究に必要なX線回折装置



戦略17分野との関連：
先端半導体製造関連技術　等

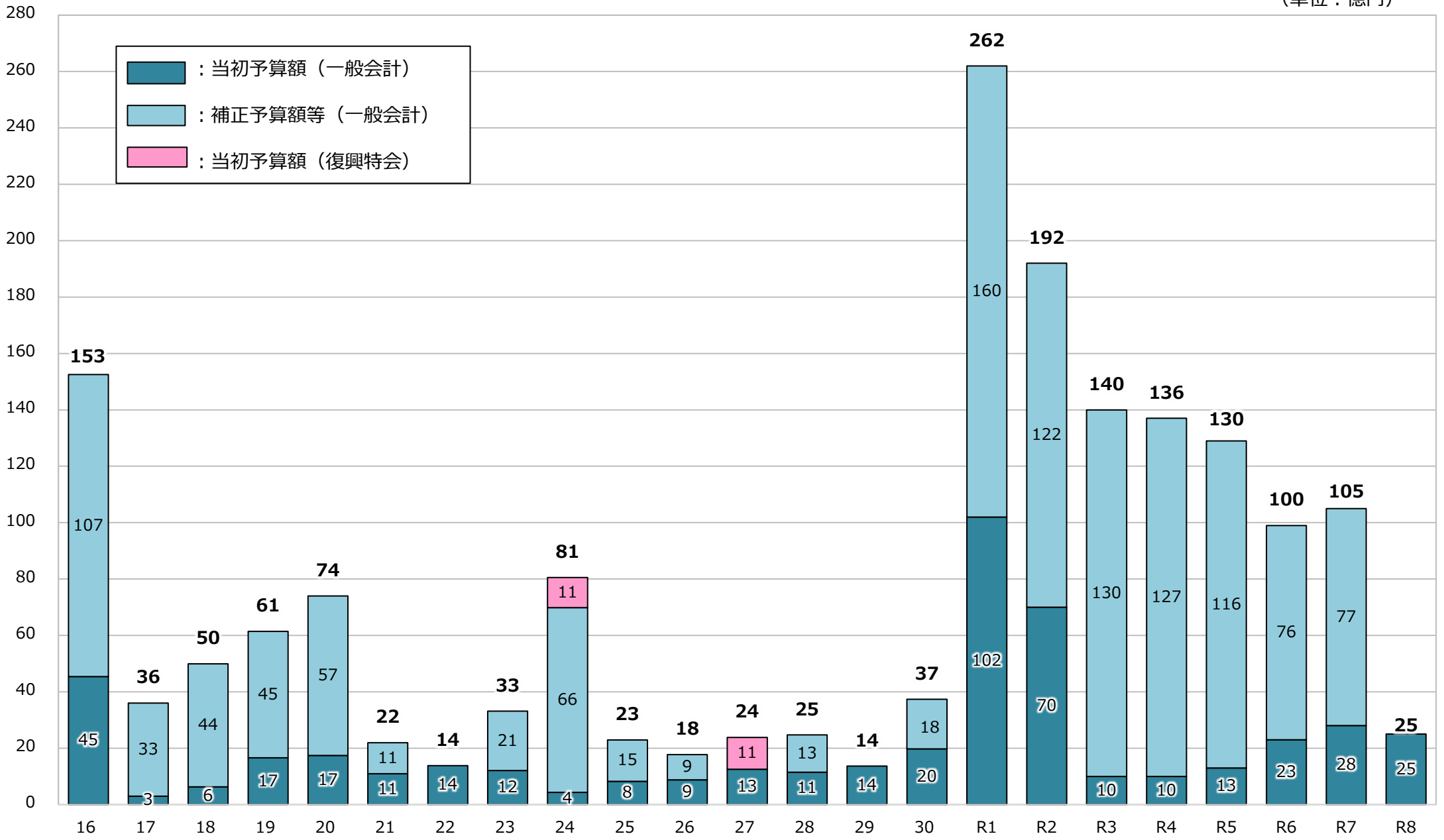
（担当：高等教育局専門教育課）

77

国立高等専門学校機構施設整備費予算額の推移

柱②

（単位：億円）



※四捨五入により合計は一致しない場合がある。

※補正予算額等には予備費を含む。

令和新時代高専の機能高度化プロジェクト計画期間

柱②

令和新時代高専の機能高度化プロジェクト計画【施設・設備計画】

施設

新しい時代にふさわしい国立高等専門学校施設の機能の高度化に向け、**国際寮の整備**や**老朽化が著しい学生寮、校舎等を集中的に改善整備**し、長期にわたる安全性の確保とともに、多様な学修形態等に対応できる生活環境、教育環境を実現する。

●第１期（令和元年度～令和３年度）事業費　約４８０億円　措置済み:４８０億円　　１００%措置済み

創設６０周年に向けて、新たに国際寮の整備、早期改善の必要な老朽化が著しい学生寮等を中心に長寿命化改修により再生整備

●第２期（令和４年度～令和６年度）事業費　約４２０億円　措置済み:４２０億円　　１００%措置済み

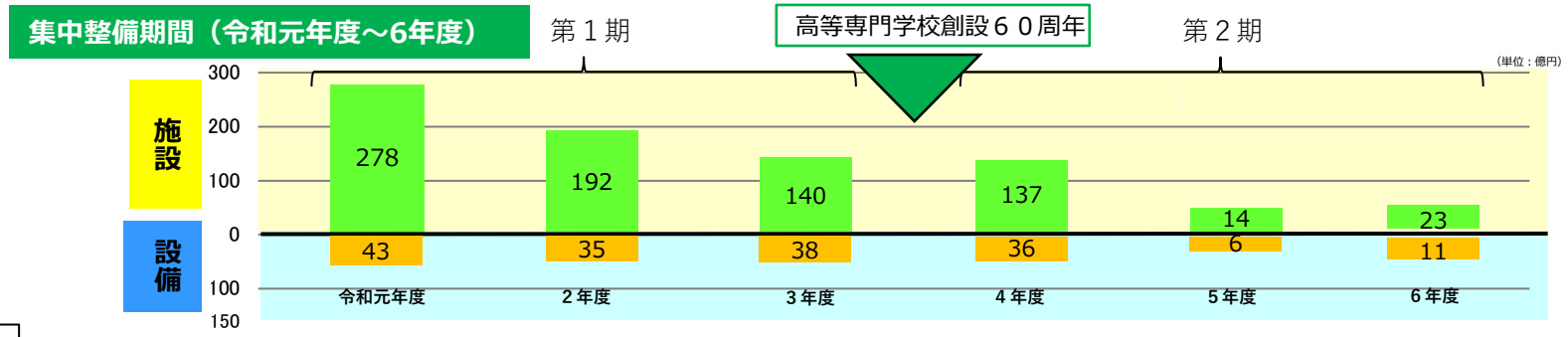
老朽化した主要施設（校舎、学生寮等）の施設機能を高度化するため長寿命化改修により再生整備

設備

新しい時代にふさわしい国立高等専門学校の**教育研究の高度化に向けた基盤的設備の更新・整備を集中的に実施し、**「ものづくり」を先導する人材育成を実現する。

●（令和元年度～令和６年度）事業費　約１８０億円　　措置済み:１９７億円（R6当初まで）　１００%措置済み

設備整備マスタープラン（今後整備が必要な設備をリスト化）に基づき、①老朽化・陳腐化が著しく更新を優先すべき設備、②各高専における機能の高度化に向け新規に必要な設備を導入



練習船

商船高専において新しい時代にふさわしい教育研究を実現するため、**老朽化が著しい練習船を計画的かつ集中的に更新**する。

●（令和２年度～令和８年度）事業費　約４５億円×５隻

※１隻あたり２年の建造期間を予定

１００%措置済み



（令和）	２年	３年	４年	５年	６年	７年	８年
大島丸（大島，船齢29）	個別の設計	→					
弓削丸（弓削，船齢28）		個別の設計	→				
鳥羽丸（鳥羽，船齢28）			個別の設計	→			
若潮丸（富山，船齢28）				個別の設計	→		
広島丸（広島，船齢27）					個別の設計	→	

※船齢順に着手、船齢は，予算措置が開始された時点のもの

第６次国立大学法人等施設整備５か年計画（R8~12年度）　（国立高専）

（令和８年３月31日　文部科学大臣決定）

柱②

国立大学法人等に求められる役割

○ **「知と人材の集積拠点」**として複雑化する社会課題に教育と研究を通じて挑み、その成果を社会に還元することで**地域や世界と共に発展**

○ 我が国の高等教育と学術研究の水準の向上・発展を図るための**「国家的な資産」**であり、**地域の貴重な「公共財」**でもある国立大学法人等のキャンパス・施設を、**多様なステークホルダーが「共創」する拠点**、**安全・安心な拠点として整備**

施設の目指す方向性

キャンパス全体の イノベーション・コモンズ（共創拠点）の実装化

多様で高度な知・人材・付加価値を生み出すため、共創拠点への転換をキャンパス全体に拡大し、**多様な活動の相乗効果で更なる成果を創出**



戦略的リノベーション等による老朽改善整備

地域の防災拠点の実現

災害発生時、**多様なステークホルダー等の安全確保**や**教育研究活動を継続**するための耐災害性の強化

災害拠点病院や地域の避難所等としての防災機能の強化

整備の方向性

- ✓ 我が国最大・最先端の**「知のインフラ」を最大限活用**
- ✓ **研究力強化**への対応、**地域や産業界との共創活動を促進**
  （研究インテグリティ・研究セキュリティの確保にも留意）
- ✓ 災害発生時の**安全確保**、**教育研究活動の継続性**の確保　など

施設マネジメントの方向性

- ✓ ミッションや経営戦略等を踏まえた**施設総量の見通し**の明確化
- ✓ 全学的な体制の下で**中長期的な施設整備計画を再構築**
- ✓ **財源の多様化**の推進　など

イノベーション・コモンズ：キャンパス全体が有機的に連携し、ソフト・ハードの取組が一体となり、あらゆる分野、あらゆる場面で、あらゆるプレーヤーが共創することで、新たな価値を創造できる拠点


デジタル化の体制強化


社会実装の推進


企業等とのオープンラボ


地域との屋外共創空間


リカレント教育の場


国際交流空間

国立大学・高専等施設の整備

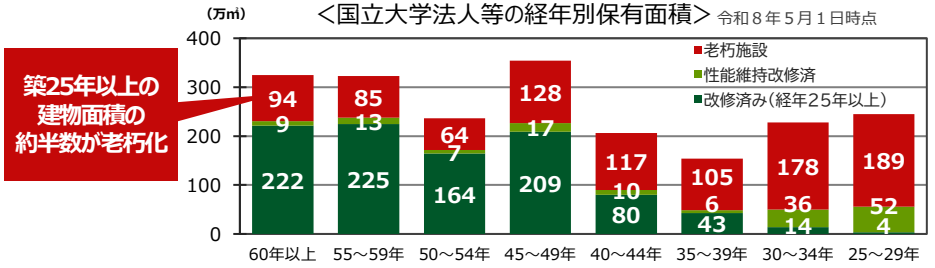
令和9年度要求・要望額　1,828億円
うち「強く豊かな日本」投資枠　927億円
（前年度予算額　364億円）
令和7年度補正予算額　802億円

柱②

現状・課題

国立大学法人等には社会的な課題に対応する「知と人材の集積拠点」としての役割が求められている中、**築25年以上の建物面積の約半数が老朽化。**
昭和40～50年代に整備した膨大な施設の更新時期が到来し、**安全面、 機能面、経営面への課題対応が急務**となっている。

<国立大学法人等の経年別保有面積> 令和８年５月１日時点



築25年以上の建物面積の約半数が老朽化


劣化配管の漏水による断水

安全面 老朽化による**事故発生が頻発**
機能面 スペース不足、**教育研究機能の低下**
経営面 エネルギーロス等による**財政負担の増大**

骨太の方針2026（抄）

大学改革を進めるとともに、大学における研究活動を安定的、継続的に支える国立大学法人運営費交付金や科研費の大幅な拡充を図ることや、**施設の計画的整備への着実な支援**、(略)など、基礎研究を含めた科学技術研究の基盤を強化(略)

日本成長戦略（抄）

４．人材育成
ⅱ）「成長分野」を牽引する科学技術人材・クリエイティブ人材の育成
また、(略)基盤的経費と多様な競争的研究費の充実・強化を図るほか、**産学官金が活躍する共創拠点としての国立大学法人等の機能を強化する**。
ⅲ）「人材力」の基盤となる環境整備
(略)**ＡＸ時代に向けた教育・研究環境の整備（※）**を進める(略)
※ (略)、**創造的な学習環境**・教材・**研究施設・設備の計画的な整備。**

■ 近年の状況

・資材価格や人件費の高騰により**整備量が目減り**
・**補正予算に依存**したいびつな構造
・中長期的な計画に基づく**計画的整備が困難**

■ 社会的要請への対応

・**「知と人材の集積拠点」**としての役割が拡大
・成長分野を牽引する**人材育成・研究の基盤となる施設**が必要
・**共創拠点としての施設機能の高度化**が必須

事業内容

- 「第6次国立大学法人等施設整備5か年計画」に基づき、**人材力の基盤となる国立大学法人等施設**について、**戦略的なリノベーション等を基本としたキャンパス全体のイノベーション・コモンズ（共創拠点）の実装化と、耐災害性等の強化による地域の防災拠点の実現**を目指す。
- 予見可能性のある事業として、物価高騰を踏まえた上で**当初予算による計画的な支援の実現及び必要な整備量の確保**を目指す。
- **安全・安心の確保**とともに、**成長分野の研究開発や科学技術人材等の育成を実現する施設整備を推進**

国立大学等施設の目指す方向性
「第6次国立大学法人等施設整備5か年計画（令和8～12年度）」より

人材力の基盤となる**共創拠点※の実装化**	地域の**防災拠点の実現**
産学官金等の共創により、地域課題の解決と新産業創出を推進	安全確保・教育研究活動継続のための耐災害性強化 病院・避難所としての防災機能強化

①耐災害性の強化（国土強靱化）

耐震対策・防災機能強化、老朽改善、ライフラインの計画的な更新


老朽化と機能劣化が著しい校舎


安全・安心な教育研究環境の確保

②イノベーション拠点の強化等（成長分野の牽引）

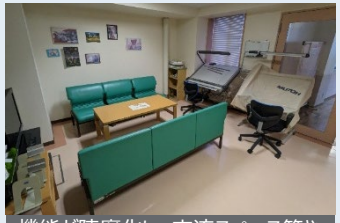
安全確保と併せた人材育成、先端研究、グローバル化等に貢献する施設整備、附属病院の再生


実験室の大部屋化により最先端かつフレキシブルな実験研究環境を実現


体育館をリノベーションしたコワーキングスペース、スタートアップ創出拠点

③高等専門学校施設の高度化・魅力化

実践的・創造的技術者を育成する高専施設の老朽改善・防災機能強化と併せた共創環境の整備


機能が陳腐化し、交流スペース等や学習スペースが不足する学生寮


図書館とICT施設を統合。柔軟なスペース利用等による教育環境向上を実現

（担当：大臣官房文教施設企画・防災部計画課）

大学・高専機能強化支援事業（成長分野転換基金）

令和7年度補正予算額　200億円
※令和4年度第2次補正予算額　3,002億円

柱①

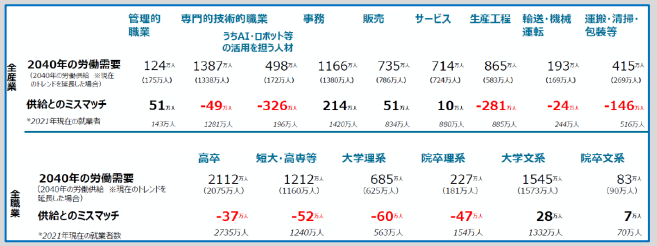
現状・課題

●少子高齢化に加え、2040年には、生産年齢人口の減少による働き手不足により、我が国の社会・産業構造の大きな変化が見込まれる一方で、今後求められる理系人材を輩出する理系学部の定員が未だ少ない状況。

●また、日本成長戦略本部において、「未来成長分野に挑戦する人材育成のための大学改革、高専等の職業教育充実」について検討課題とされており、半導体等の重点分野に関する人材育成を迅速に取り組む必要。

●さらに、成長分野における即戦力となる人材育成を行う高専について、公立高専の新設の動きもある状況。

<2040年の産業構造・就業構造推計>



将来の社会・産業構造変化を見据え、大規模大学を含めて、成長分野への学部等転換・重点分野の人材育成を一層強力に推進

支援内容

（1）学部再編等による特定成長分野（デジタル・グリーン等）への転換等（支援１）

①「成長分野転換枠」（継続分）　学部再編等に必要な経費20億円程度まで

・産業界との連携を実施する場合に助成率を引き上げ

②「大規模文理横断転換枠」（新設）　大規模大学を含め、文理横断の学部再編等を対象にした支援枠を新設し、必要な経費40億円程度まで

・施設設備等の上限額を引き上げるとともに、支援対象経費に「新設理系学部の教員人件費」、「土地取得費」等を追加
・大学院の設置・拡充、産業界との連携を実施する場合に助成率を引き上げ
・文系学部の定員減を要件化、既存の文系学部の教育の質の向上に向け、ダブルメジャーを導入するなど高度なレベルの文理融合教育を実施する場合も支援対象
・教育課程や入学者選抜における工夫、高校改革を行う自治体、DXハイスクール・SSHとの継続的な連携等について確認を実施

○支援対象（①、②共通）：公私立の大学の学部・学科（理工農の学位分野が対象）　※原則８年以内（最長10年）支援、令和14年度まで受付

執行プロセスの見直しも実施
- 構想段階から大学との対話・伴走支援を実施
- 申請の事前段階から個別の構想の熟度を高め、より質や実現可能性の高い取組構想を厳選

（2）高度情報専門人材の確保に向けた機能強化（支援２）

これまでの高度情報専門人材の育成に加え、**AI、半導体、量子、造船、バイオ、航空等の経済成長の実現に資する重点分野**に係る高専等の学科・コースの設置等に伴う体制強化に必要となる施設・設備整備費、教員人件費等**10億円程度**まで

※情報系分野の**高専新設・転換**の場合、上限額を**20億円程度**まで引き上げ

○支援対象：国公私立の大学（大学院段階）・高専　※最長10年支援、令和10年度まで受付

【事業スキーム】



期待される効果

大規模大学の学部再編等も契機にしつつ、我が国の大学等の文理分断からの脱却を含む成長分野への組織転換を図ることで、社会・産業構造の変化に対応できる人材を育成・輩出し、一人一人の豊かさや我が国の国際競争力の向上、新たな価値の創造等に資する

82

（担当：高等教育局専門教育課）

大学・高専機能強化支援事業（成長分野転換基金）

令和9年度要求・要望額	1,100億円
うち「強く豊かな日本」投資枠	1,100億円（新規）
令和7年度補正予算額	200億円
令和4年度第2次補正予算額	3,002億円

柱①

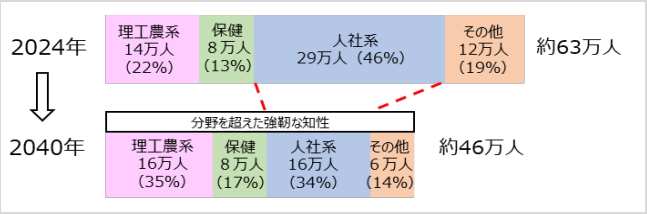
現状・課題

●**少子高齢化**に加え、2040年には我が国の**産業構造の大きな変化**が予想され、事務職（437万人）が余剰となる一方で、**AI・ロボット等利活用人材**（▲339万人）や**現場人材**（▲260万人）が**大きく不足**する見込み（※）であり、これらの不足する人材を輩出する**理工・デジタル系分野の学部定員が未だ少ない**状況。

（※）「2040年の就業構造推計（改訂版）について」経済産業省 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会（令和8年3月5日）

●また、骨太の方針2026（2026.7.21閣議決定）では、「**理工・デジタル人材育成を含む大学・大学院等の機能強化**のため、**成長分野への学部再編**、**17の戦略分野の高度人材育成**や、（中略）**高専の新設・機能強化**、**文理分断の傾向が強い大都市圏の大学を始めとする成長分野の重視**や**人社系のダウンサイジング及び理数分野併修を通じた質の向上**（中略）など多様性の中で価値を創造する人材育成を進める」と記載。

【少子化に対応するための大学における文理分断の改善イメージ】
（仮に、大学の学部 理工農系＋保健のシェアを増大するとした場合）



（※）理工農系、保健の数には、その他区分のうち理工農系・保健に関連する者の推計を含む。

将来の産業構造変化等を見据え、大都市圏の大学も含めた理工・デジタル系等の成長分野への学部転換等や文理分断からの脱却を進めるとともに、大学・高専の戦略17分野に係る人材育成や高専の新設等を一層強力に促進するに当たり、現在の基金残高では不足する金額を積み増しつつ、支援内容の拡充・見直しを図る

支援内容

（１）大規模文理横断転換枠（現行の大規模文理横断転換を拡充）

【支援内容】「成長分野転換支援委員会」による伴走支援のもと、**大都市圏の大規模私立大学**を主眼にした**大規模な理系転換**や人文・社会科学系学部の入学定員のダウンサイジングによる**ST比**（学生教員数比率）**改善**、**理数分野併修**による**教育の質の向上**等を行う際に必要となる土地取得費、施設・設備整備費、教員人件費等を支援。

【支援対象】公私立の大学　　【支援期間】最長10年支援（令和14年度まで受付）

【支援総額】**80億円**まで（現行の40億円から引上げ）　※ダブルメジャーを導入するなど高度なレベルの文理融合教育を実施する場合も支援対象。

※首都圏・大都市圏に所在する大規模私立大学**11大学が理系転換・文理分断からの脱却を具体的に構想**

（２）高等専門学校支援枠（現行の高度情報専門人材育成枠と重点分野支援枠の一部を統合の上、拡充）

【支援内容】**高専の新設**や、高専における**戦略17分野の人材育成**（高専の学科、コース等の設置・拡充）など体制強化に伴い必要となる施設・設備整備費、教員人件費等を支援。

【支援対象】国公私立の高専　　【支援期間】最長10年支援（令和14年度まで受付）

【支援総額】10億円まで（**高専新設**に関する取組は**40億円**まで（現行の20億円から引上げ））

※滋賀県・愛知県・福岡市等が**高専新設を具体的に構想**

（３）成長17分野支援枠（現行の成長分野転換枠と重点分野支援枠の一部を統合の上、拡充）

【支援内容】日本成長戦略の「**戦略17分野**」や、第７期科学・技術イノベーション基本計画の「**重要技術領域**」の人材育成に関する大学における学部開設や大学院の専攻設置等の体制強化に必要となる施設・設備整備費、教員人件費等を支援。

【支援対象】公私立の大学学部、国公私立の大学院　　【支援期間】最長10年支援（令和14年度まで受付）

【支援総額】学部に関する取組は20億円まで、大学院に関する取組は10億円まで

※愛媛大学（造船分野）・立命館大学（宇宙分野）等が**戦略17分野の人材育成に向けた体制強化を具体的に構想**

これまでの支援実績

令和8年度7月までに**4回の公募**を実施し、**計272件**を選定

成長分野転換基金の活用状況（例）

○安田女子大学 理工学部【広島県】
2025（R7）開設、入学定員：180名

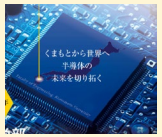
安田女子大学
安田女子短期大学



#ポイント
✓ **全国初の女子大理工学部（生物科学科、情報科学科、建築学科）**
✓ **「地域連携センター」を設置し、地域・産官学と連携したフィールドワークやPBL等、実践的な学びを促進**

○熊本大学 半導体デバイス課程【熊本県】
2024（R6）開設、入学定員：40名
※３年次編入を含む

熊本大学 Kumamoto University



#ポイント
✓ **半導体技術者・研究者の育成に特化した国内初の組織（学部相当）**

○滋賀県立高等専門学校【滋賀県】
2028（R10）開設予定、入学定員：120名（予定）

Mother Lake 滋賀県 Shiga Prefecture



#ポイント
✓ **約40年ぶりの公立高専新設**
✓ **滋賀県内初の高等専門学校**
✓ **地元産業界における情報技術系人材の需要に対応する人材育成を推進**

これらの取組をはじめ、基金での支援総額は**約2,000億円以上**であり、これを踏まえた基金残高は**約1,000億円**となる見込み
残高約1,000億円は全額執行する予定であり、今次要求分も順次執行予定

期待される効果

本施策等を通じて、2040年までに約２万人の理工系学部定員の増を実行し、2040年における我が国の学部学生の理工系割合を５割に高めることにより、産業構造の変化に対応できる人材を育成・輩出し、一人一人の豊かさや我が国の国際競争力の向上、新たな価値の創造等に資する

（担当：高等教育局専門教育課）48

高度情報専門人材の確保に向けた機能強化（支援２）　採択状況①

柱②

令和5年度

高専名	事業計画名	期間
仙台高専	仙台高等専門学校 高度情報専門人材育成・早期輩出機能強化事業	10年間
石川高専	石川工業高等専門学校によるKOSENの強みを活かした高度情報×専門教育による高度情報人材育成	10年間
鳥羽商船高専	鳥羽商船高等専門学校　情報機械システム工学科　高度情報工学コース設置	10年間
阿南高専	阿南高専における高度情報専門技術者育成事業	10年間
佐世保高専	未来技術人材を育成する次世代基盤技術教育を実現するための佐世保高専の学科改組 ～新たな教育体制整備と、社会ニーズに柔軟に対応する教育プログラムの構築～	10年間

令和6年度

高専名	事業計画名	期間
苫小牧高専	苫小牧工業高等専門学校DX・GX等の成長をけん引する高度情報専門人材の育成・輩出	７年間
旭川高専	旭川工業高等専門学校「北海道で急速に需要が高まる工学専門知識を備えた高度情報人材」の育成	10年間
鶴岡高専	実践的なオーダーメイドTsuruokaKosenSTEAM教育による デジタルデザイン×専門のダブルメジャーとなるDX人材育成	10年間
木更津高専	木更津工業高等専門学校における学修者と社会の期待に応えるサイバーセキュリティ教育推進基盤強化事業	10年間
津山高専	津山高専 オンライン利活用による地域創成と未来展開型情報人材育成事業	10年間
広島商船高専	広島商船高等専門学校における学科改組に伴う情報系学生定員増員に向けた取組み	10年間
宇部高専	DX/GX　で切り開く未来を支える情報技術と高度専門性を備えた宇部高専エンジニアの育成	10年間
高知高専	高知工業高等専門学校における情報セキュリティ人材育成の拡充	10年間
熊本高専	地域から日本を支える熊本高専　― ファーストペンギンズDXプロジェクト ―	10年間
鹿児島高専	鹿児島工業高等専門学校による Well-being な社会の実現に貢献する高度情報専門人材育成事業	10年間
神戸高専	神戸高専　学科構成および教育組織の再編による高度情報専門人財育成事業	10年間

高度情報専門人材の確保に向けた機能強化（支援２）　採択状況②

柱②

令和7年度

高専名	事業計画名	期間
福井高専	福井高専における情報科学・情報技術×デザインマインドで未来社会を創造する高度情報専門人材育成事業	10年間
沼津高専	先端分野にも対応した沼津高専高度情報専門人材育成	10年間
奈良高専	専門にもAIにも強い人材を輩出する奈良高専モデルによる高度情報人材育成	10年間
呉高専	呉工業高等専門学校　先端情報技術を活用し未来社会モデル「Society5.0」を牽引する高度情報専門人材の育成	10年間
弓削商船高専	弓削商船高等専門学校　離島工学に基づく高度情報専門人材育成コースの構築	10年間
久留米高専	久留米工業高等専門学校における新時代に活躍する分野横断的高度情報専門人材の育成	10年間
滋賀県立（仮）	滋賀県立高等専門学校　整備計画	10年間

令和8年度

高専名	事業計画名	期間
東京高専	サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合した未来社会を見据えた、“実装”にチャレンジするトップエンジニア、イノベーターの養成	10年間
愛知県立（仮）	愛知県立高等専門学校 整備計画	10年間
福岡市立（仮）	福岡市立高等専門学校（仮称）の新設	10年間

６．高専新設の動き

高専新設の主な動向（令和８年11月時点）

柱①

✓ 現時点で高専の新設を公表をしている**自治体等は8件**。潜在的なニーズも含めると、10件以上の構想有。

自治体･法人名	検討状況
滋賀県（滋賀県立高専）	✓ **2028（令和10）年4月設置予定** ✓ **公立大学法人滋賀県立大学が運営予定** ✓ 1学年120名、総合学科の1学科･4コースを予定 ✓ **成長分野転換基金に採択済（2025（令和7）年）**
愛知県（愛知県立高専）	✓ **2029（令和11）年4月の設置を目指すことを発表** ✓ **愛知県公立大学法人が県立総合工科高校と併設して運営予定** ✓ 1学年40名、デザイン情報工学科の1学科･2コース（ロボティクスコース、AI･デジタルコース）を予定
福岡市（福岡市立高専）	✓ **2029（令和11)年4月の設置を目指すことを発表** ✓ **福岡市教育委員会が、福岡市立博多工業高校と併設して運営予定** ✓ 1学年80名、情報系1学科を予定
川崎市	✓ 高専設置を公約に掲げた市長が2025（令和7）年10月の市長選挙で再選 ✓ 2026（令和8）年8月の市議会にて、**2030（令和12）年4月の高専設置を目指すことを報告** ✓ **官民共同での設置を検討中**
鳥取県	✓ 2026（令和8）年4月の知事会見にて、**農業高専も視野に入れた公立高校改革について言及** ✓ 鳥取県の令和8年度補正予算において、県立高等専門学校（工業、農業）の設置にかかる検討経費を予算化 ✓ **産学官関係者による協議会を設置**し、**県立高専の必要性のほか、設置する場合における方向性などを検討中**
長野県	✓ **2026（令和8）年8月に知事が高専の設置に着手する方針を示す** ✓ 長野県の令和8年度補正予算において、**検討経費を予算化** ✓ 今後**「信州高等専門学校（仮称）」検討懇話会を設置**し、新たな高等専門学校のあり方を検討
徳島県	✓ **2026（令和8）年8月に知事が農業高専の新設意向を表明**
長崎総合科学大学 （旧：長崎造船大学）	✓ **2028（令和10）年4月の高専設置の構想を表明** ✓「知能情報学科」を設け、AIやデータサイエンスといった専門的な技能を学び、様々な産業で活用できる人材育成を目指す

大学・高専機能強化支援事業（成長分野転換基金）

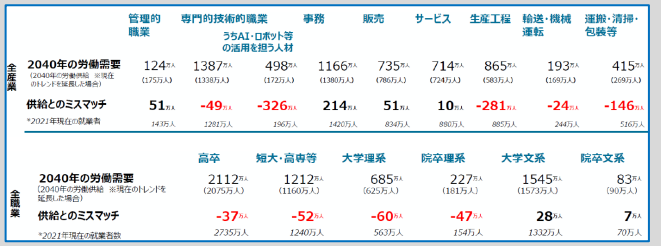
令和7年度補正予算額　200億円 **再掲**
※令和4年度第2次補正予算額　3,002億円

柱①

現状・課題

- **少子高齢化**に加え、2040年には、**生産年齢人口の減少による働き手不足**により、我が国の社会・産業構造の大きな変化が見込まれる一方で、今後求められる理系人材を輩出する**理系学部の定員が未だ少ない**状況。
- また、日本成長戦略本部において、「**未来成長分野に挑戦する人材育成のための大学改革、高専等の職業教育充実**」について検討課題とされており、**半導体等の重点分野に関する人材育成を迅速に取り組む**必要。
- さらに、成長分野における即戦力となる人材育成を行う高専について、**公立高専の新設**の動きもある状況。

<2040年の産業構造・就業構造推計>



		管理的職業	専門的技術的職業	うちAI・ロボット等の活用を担う人材	事務	販売	サービス	生産工程	輸送・機械運転	運搬・清掃・包装等
全産業	2040年の労働需要（2040年の労働供給：※現在のトレンドを延長した場合）	124万人（175万人）	1387万人（1338万人）	498万人（172万人）	1166万人（1380万人）	735万人（786万人）	714万人（724万人）	865万人（583万人）	193万人（169万人）	415万人（269万人）
	供給とのミスマッチ	51万人	-49万人	-326万人	214万人	51万人	10万人	-281万人	-24万人	-146万人
	*2021年現在の就業者	1473万人	1281万人	196万人	1420万人	834万人	880万人	885万人	244万人	516万人

		高卒	短大・高専等	大学理系	院卒理系	大学文系	院卒文系
全職業	2040年の労働需要（2040年の労働供給：※現在のトレンドを延長した場合）	2112万人（2075万人）	1212万人（1160万人）	685万人（625万人）	227万人（181万人）	1545万人（1573万人）	83万人（90万人）
	供給とのミスマッチ	-37万人	-52万人	-60万人	-47万人	28万人	7万人
	*2021年現在の就業者数	2735万人	1240万人	563万人	154万人	1332万人	70万人

将来の社会・産業構造変化を見据え、大規模大学を含めて、成長分野への学部等転換・重点分野の人材育成を一層強力に推進

支援内容

（1）学部再編等による特定成長分野（デジタル・グリーン等）への転換等（支援１）

①「成長分野転換枠」（継続分）　学部再編等に必要な経費20億円程度まで

・産業界との連携を実施する場合に助成率を引き上げ

②「大規模文理横断転換枠」（新設）　大規模大学を含め、文理横断の学部再編等を対象にした支援枠を新設し、必要な経費40億円程度まで

・施設設備等の上限額を引き上げるとともに、支援対象経費に「新設理系学部の教員人件費」、「土地取得費」等を追加
・大学院の設置・拡充、産業界との連携を実施する場合に助成率を引き上げ
・文系学部の定員減を要件化、既存の文系学部の教育の質の向上に向け、ダブルメジャーを導入するなど高度なレベルの文理融合教育を実施する場合も支援対象
・教育課程や入学者選抜における工夫、高校改革を行う自治体、DXハイスクール・SSHとの継続的な連携等について確認を実施

○支援対象（①、②共通）：公私立の大学の学部・学科（理工農の学位分野が対象）　※原則８年以内（最長10年）支援、令和14年度まで受付

執行プロセスの見直しも実施
- 構想段階から大学との対話・伴走支援を実施
- 申請の事前段階から個別の構想の熟度を高め、より質や実現可能性の高い取組構想を厳選

（2）高度情報専門人材の確保に向けた機能強化（支援２）

これまでの高度情報専門人材の育成に加え、**AI、半導体、量子、造船、バイオ、航空等の経済成長の実現に資する重点分野**に係る高専等の学科・コースの設置等に伴う体制強化に必要となる施設・設備整備費、教員人件費等**10億円程度**まで

※情報系分野の**高専新設・転換**の場合、上限額を**20億円程度**まで引き上げ

○支援対象：国公私立の大学（大学院段階）・高専　※最長10年支援、令和10年度まで受付

【事業スキーム】



期待される効果

大規模大学の学部再編等も契機にしつつ、我が国の大学等の文理分断からの脱却を含む成長分野への組織転換を図ることで、社会・産業構造の変化に対応できる人材を育成・輩出し、一人一人の豊かさや我が国の国際競争力の向上、新たな価値の創造等に資する

（担当：高等教育局専門教育課）

大学・高専機能強化支援事業（成長分野転換基金）

令和9年度要求・要望額	1,100億円
うち「強く豊かな日本」投資枠	1,100億円（新規）
令和7年度補正予算額	200億円
令和4年度第2次補正予算額	3,002億円

再掲

柱①

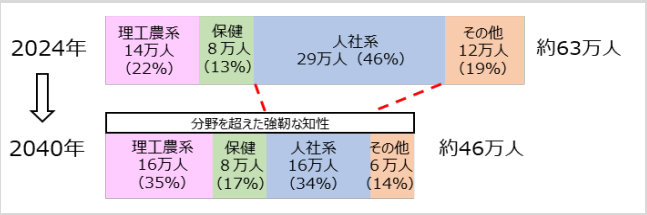
現状・課題

●少子高齢化に加え、2040年には我が国の産業構造の大きな変化が予想され、事務職（437万人）が余剰となる一方で、AI・ロボット等利活用人材（▲339万人）や現場人材（▲260万人）が大きく不足する見込み（※）であり、これらの不足する人材を輩出する理工・デジタル系分野の学部定員が未だ少ない状況。

（※）「2040年の就業構造推計（改訂版）について」経済産業省 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会（令和8年3月5日）

●また、骨太の方針2026（2026.7.21閣議決定）では、「理工・デジタル人材育成を含む大学・大学院等の機能強化のため、成長分野への学部再編、17の戦略分野の高度人材育成や、（中略）高専の新設・機能強化、文理分断の傾向が強い大都市圏の大学を始めとする成長分野の重視や人社系のダウンサイジング及び理数分野併修を通じた質の向上（中略）など多様性の中で価値を創造する人材育成を進める」と記載。

【少子化に対応するための大学における文理分断の改善イメージ】
（仮に、大学の学部 理工農系＋保健のシェアを増大するとした場合）



（※）理工農系、保健の数には、その他区分のうち理工農系・保健に関連する者の推計を含む。

将来の産業構造変化等を見据え、大都市圏の大学も含めた理工・デジタル系等の成長分野への学部転換等や文理分断からの脱却を進めるとともに、大学・高専の戦略17分野に係る人材育成や高専の新設等を一層強力に促進するに当たり、現在の基金残高では不足する金額を積み増しつつ、支援内容の拡充・見直しを図る

支援内容

（１）大規模文理横断転換枠（現行の大規模文理横断転換を拡充）

【支援内容】「成長分野転換支援委員会」による伴走支援のもと、大都市圏の大規模私立大学を主眼にした大規模な理系転換や人文・社会科学系学部の入学定員のダウンサイジングによるST比（学生教員数比率）改善、理数分野併修による教育の質の向上等を行う際に必要となる土地取得費、施設・設備整備費、教員人件費等を支援。

【支援対象】公私立の大学　【支援期間】最長10年支援（令和14年度まで受付）

【支援総額】80億円まで（現行の40億円から引上げ）　※ダブルメジャーを導入するなど高度なレベルの文理融合教育を実施する場合も支援対象。

※首都圏・大都市圏に所在する大規模私立大学11大学が理系転換・文理分断からの脱却を具体的に構想

（２）高等専門学校支援枠（現行の高度情報専門人材育成枠と重点分野支援枠の一部を統合の上、拡充）

【支援内容】高専の新設や、高専における戦略17分野の人材育成（高専の学科、コース等の設置・拡充）など体制強化に伴い必要となる施設・設備整備費、教員人件費等を支援。

【支援対象】国公私立の高専　【支援期間】最長10年支援（令和14年度まで受付）

【支援総額】10億円まで（高専新設に関する取組は40億円まで（現行の20億円から引上げ））

※滋賀県・愛知県・福岡市等が高専新設を具体的に構想

（３）成長17分野支援枠（現行の成長分野転換枠と重点分野支援枠の一部を統合の上、拡充）

【支援内容】日本成長戦略の「戦略17分野」や、第７期科学・技術イノベーション基本計画の「重要技術領域」の人材育成に関する大学における学部開設や大学院の専攻設置等の体制強化に必要となる施設・設備整備費、教員人件費等を支援。

【支援対象】公私立の大学学部、国公私立の大学院　【支援期間】最長10年支援（令和14年度まで受付）

【支援総額】学部に関する取組は20億円まで、大学院に関する取組は10億円まで

※愛媛大学（造船分野）・立命館大学（宇宙分野）等が戦略17分野の人材育成に向けた体制強化を具体的に構想

これまでの支援実績

令和8年度7月までに4回の公募を実施し、計272件を選定

成長分野転換基金の活用状況（例）

○安田女子大学 理工学部【広島県】
2025（R7）開設、入学定員：180名

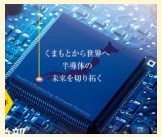
安田女子大学
安田女子短期大学



#ポイント
✓全国初の女子大理工学部（生物科学科、情報科学科、建築学科）
✓「地域連携センター」を設置し、地域・産官学と連携したフィールドワークやPBL等、実践的な学びを促進

○熊本大学 半導体デバイス課程【熊本県】
2024（R6）開設、入学定員：40名
※３年次編入を含む

熊本大学 Kumamoto University



#ポイント
✓半導体技術者・研究者の育成に特化した国内初の組織（学部相当）

○滋賀県立高等専門学校【滋賀県】
2028（R10）開設予定、入学定員：120名（予定）

Mother Lake 滋賀県 Shiga Prefecture



#ポイント
✓約40年ぶりの公立高専新設
✓滋賀県内初の高等専門学校
✓地元産業界における情報技術系人材の需要に対応する人材育成を推進

これらの取組をはじめ、基金での支援総額は約2,000億円以上であり、これを踏まえた基金残高は約1,000億円となる見込み
残高約1,000億円は全額執行する予定であり、今次要求分も順次執行予定

期待される効果

本施策等を通じて、2040年までに約２万人の理工系学部定員の増を実行し、2040年における我が国の学部学生の理工系割合を５割に高めることにより、産業構造の変化に対応できる人材を育成・輩出し、一人一人の豊かさや我が国の国際競争力の向上、新たな価値の創造等に資する

（担当：高等教育局専門教育課）54

高等学校教育改革等推進事業費の創設

柱①

○ いわゆる高校無償化による公立高校への影響を考慮し、地方団体が地域の実情に応じて公立高校等における今後の社会・経済の発展を支える人材育成に向けた取組を進められるよう、新たに「高等学校教育改革等推進事業費」を計上し、「高等学校教育改革等推進事業債」を創設

1. 対象事業

高等学校教育改革実行計画※に基づき実施する以下の地方単独事業

※文部科学省が提示した高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）を踏まえ、都道府県において策定される計画

（1）専門高校※の機能強化・高度化に資する施設設備の整備

※工業高校、農業高校等

（例）
- 先端技術を活用した機器導入
- 専門的な指導強化のための施設整備

※高等専門学校への転換等のための施設設備の整備も対象



（マシニングセンタ）



（スマート農業対応温室）

（2）普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化に資する施設設備の整備

（例）
- 理数系教育推進のための機器導入
- 探究的な学びの実施に向けた施設整備



（化学生物系実験室）



（探究型学習空間）

（3）地理的アクセス・多様な学びの確保に資する施設設備の整備

（例）
- 遠隔授業配信拠点の整備
- 特別な教育的支援のための施設設備の整備



（遠隔授業配信センター）



（校内エレベーター）

2. 地方財政措置

地方債充当率：90%、交付税措置率：50%

※施設の新増築・建替えについては、交付税措置率30%

3. 事業期間

令和8年度～令和13年度

4. 事業費

1,000億円

出典：総務省作成資料

高等専門学校に関する参考資料

目次

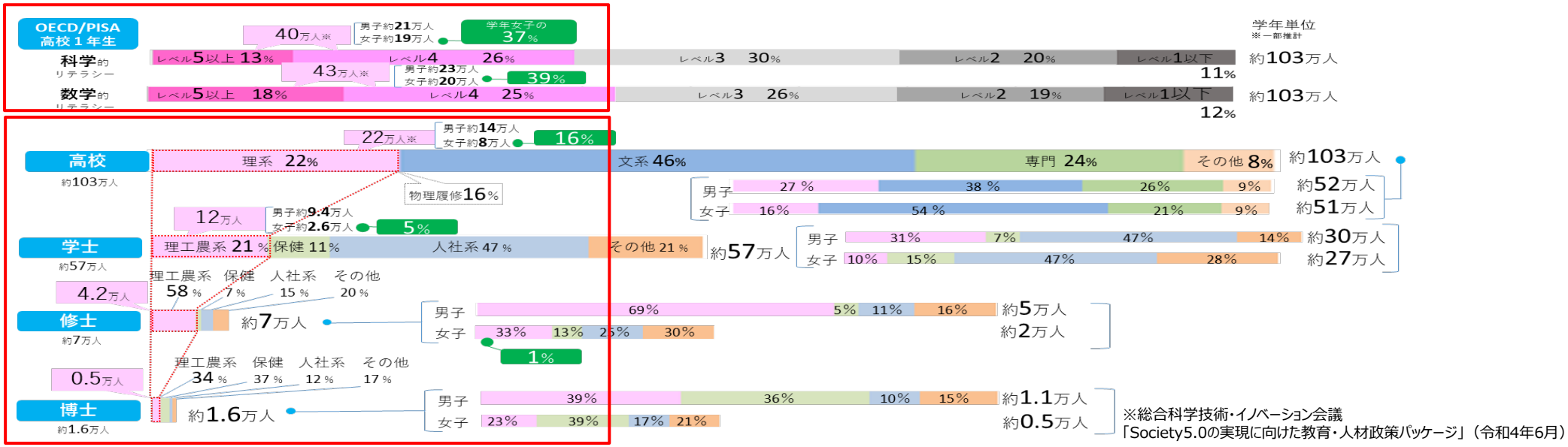
１．我が国の高等教育の現状と課題
２．政策文書等
３．関係法令

１．我が国の高等教育の現状と課題

我が国の高等教育の現状と課題

①文理分断からの脱却

理系学部定員の少なさとジェンダーギャップ



※総合科学技術・イノベーション会議
「Society5.0の実現に向けた教育・人材政策パッケージ」（令和4年6月）

職業間・学歴間のミスマッチ

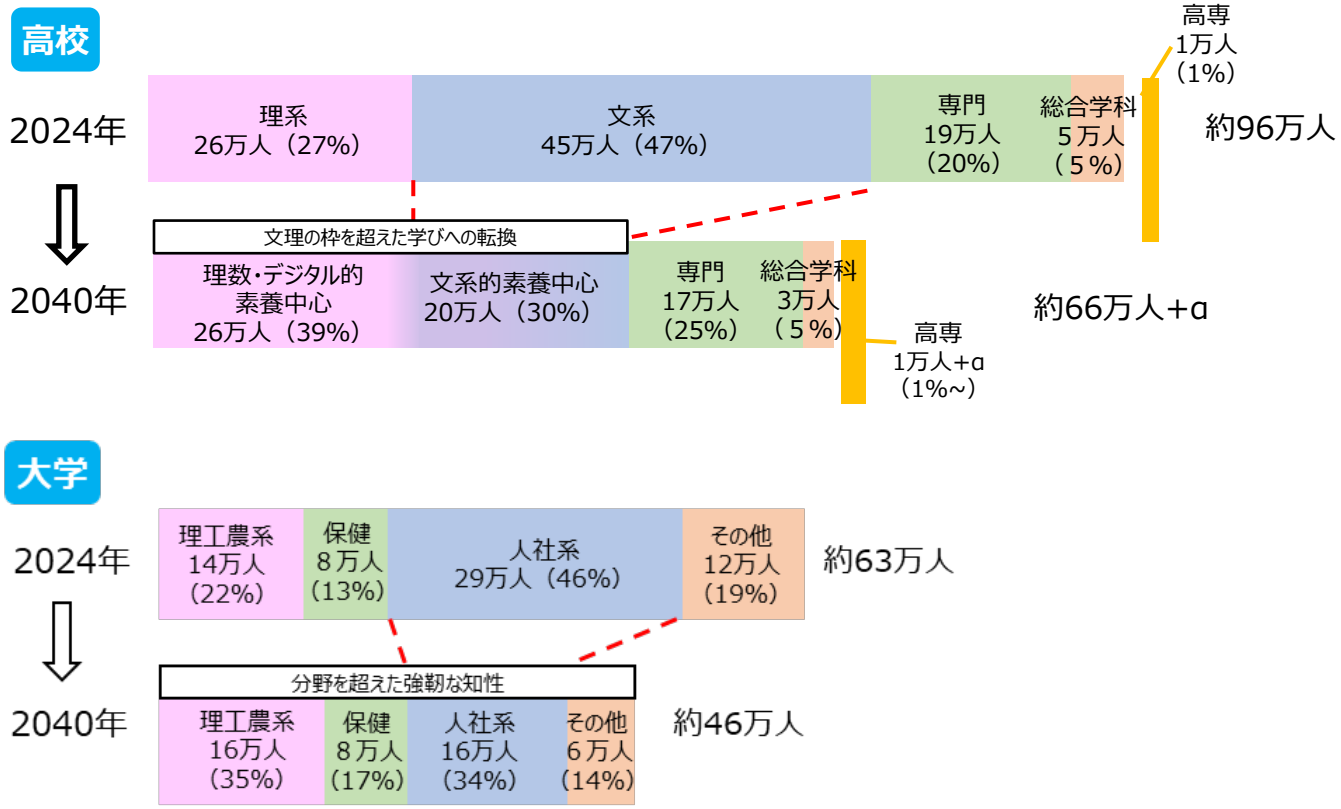
職種別	専門職	うち AI・ロボット等利活用人材	事務職	現場人材	うち 生産工程従事者
2040年需給ミスマッチ	-181万人	-339万人	437万人	-260万人	-206万人
2040年需要数/供給数	1867万人/1686万人	782万人/443万人	1039万人/1476万人	3283万人/3023万人	731万人/525万人
2022年就業者数	1288万人	236万人	1455万人	3637万人	835万人

学歴別	高卒（普通科）	高卒（工業科）	高専卒	大卒・院卒 理系	大卒・院卒 文系
2040年需給ミスマッチ	32万人	-91万人	-15万人	-124万人	76万人
2040年需要数/供給数	778万人/810万人	538万人/448万人	77万人/62万人	899万人/775万人	1549万人/1625万人
2022年就業者数	899万人	534万人	64万人	689万人	1678万人

※経済産業省 産業構造審議会
経済産業政策新機軸部会（令和8年3月5日）
「2040年の就業構造推計（改訂版）について」より

少子化に対応するための高校・大学における文理分断の改善イメージ

（仮に、現在の高校普通科理系・専門高校、学士理工農系＋保健のシェアを増大するとした場合）



（※）高校の文理の内訳については、公益財団法人日本理科教育振興協会「令和６年度　高等学校　理系文系進路選択に関する調査結果」を使用

（※）大学における理工農系、保健の数には、その他区分のうち理工農系・保健に関連する者の推計を含む。

日本の高等教育の構造

急速な人口減少に伴い、現在、**約63万人**いる大学進学者数は、**2040年に約46万人まで減少**すると推計。

明治期から１９５９年までに創設された「第１世代大学」

理系比率※ 数学必須比率※

私学平均　29.9%　26.2%
国立平均　59.5%　96.9%
国公私平均　37.7%　49.7%

学生の家計年収
・450万円未満：26.3%
・850万円以上：40.1%
大都市圏※の大学の学生：92.6%
※　大都市圏は、東京・神奈川・埼玉・千葉・京都・大阪・兵庫・愛知
女子学生の割合：46.0%（※）

※理系比率は、入学定員に占める理、工、農、保健系学部の募集人員の比率

入学定員：
約３６．７万人（５８%）
（国9.0万:公1.2万:私26.5万）

※数学必須比率は、一般選抜の募集人員に対する個別テスト又は共通テストにおける数学を必須とする募集人員の比率

１９６０年から１９７４年までに創設された「第２世代大学」

理系比率

私学平均　34.2%
国公私平均 34.7%

約１３．０万人（２１%）

学生の家計年収
・450万円未満：32.4%
・850万円以上：33.1%
大都市圏の大学の学生：63.9%
女子学生の割合：49.1%（※）

１９７５年から１９９７年までに創設された「第３世代大学」

理系比率

私学平均　36.7%
国公私平均 37.7%

約７．３万人（１２%）

学生の家計年収
・450万円未満：29.8%
・850万円以上：29.6%
大都市圏の大学の学生：58.1%
女子学生の割合.54.7%（※）

１９９８年以降に創設された「第４世代大学」

理系比率

私学平均　49.8%
国公私平均 50.3%

約６．２万人（１０%）

学生の家計年収
・450万円未満：32.3%
・850万円以上：28.7%
大都市圏の大学の学生：53.4%
女子学生の割合.56.0%（※）

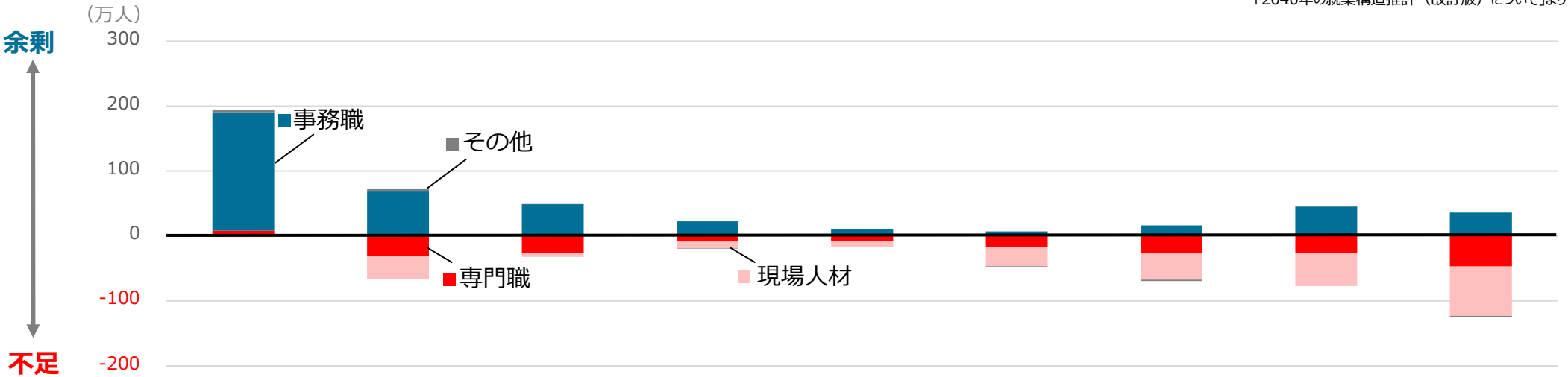
※大学の分類は濱中義隆（国立教育政策研究所　高等教育研究部）「学生調査から見た私立大学の学生・教育」（私立大学等の振興に関する検討会議（２０１６年４月１３日））（以下「濱中資料」）による。

※学生の家計年収の割合のデータは、（独）日本学生支援機構「令和4年度学生生活調査」のデータ（私立大学対象）を使用して算出。
※女子学生の割合のデータは、濱中資料における２０１４年のデータ（私立大学対象）を使用（第１世代大学については、１０校のデータ）。

②地域を支える人材の確保と大学のリバランス

地域別就業構造推計（地域別ミスマッチ × 職種内訳）

※経済産業省 産業構造審議会
経済産業政策新機軸部会（令和8年3月5日）
「2040年の就業構造推計（改訂版）について」より

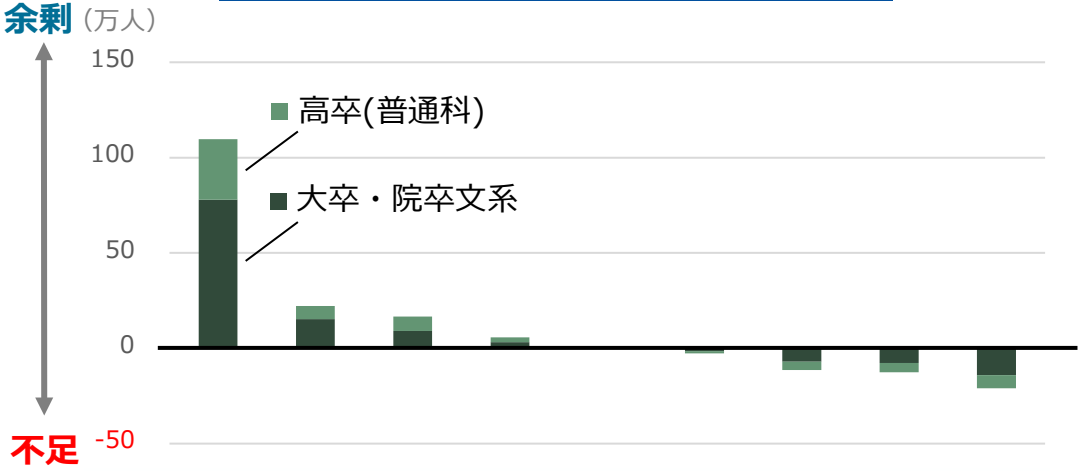


地域ブロック	関東（一都三県）	近畿	中部	中国	四国	北海道	東北	九州	関東（一都三県以外）
ミスマッチ数	193万人	7万人	16万人	3万人	-6万人	-41万人	-53万人	-31万人	-89万人

（注）職業分類は令和４年就業構造基本調査で用いた職業分類（総務省）による。「専門職」は、専門的・技術的職業従事者を指す。うち「AI・ロボット等の利活用を担う人材」は、機械技術者やその他の情報処理通信技術者等の職種を集計。また、「現場人材」は、生産工程従事者、建設・採掘従事者、サービス職業従事者等の職種を集計。地域ブロックは、経済産業局所管区域に沿って設定。なお、関東は一都三県/一都三県以外で二分し、沖縄県は九州に統合して集計。

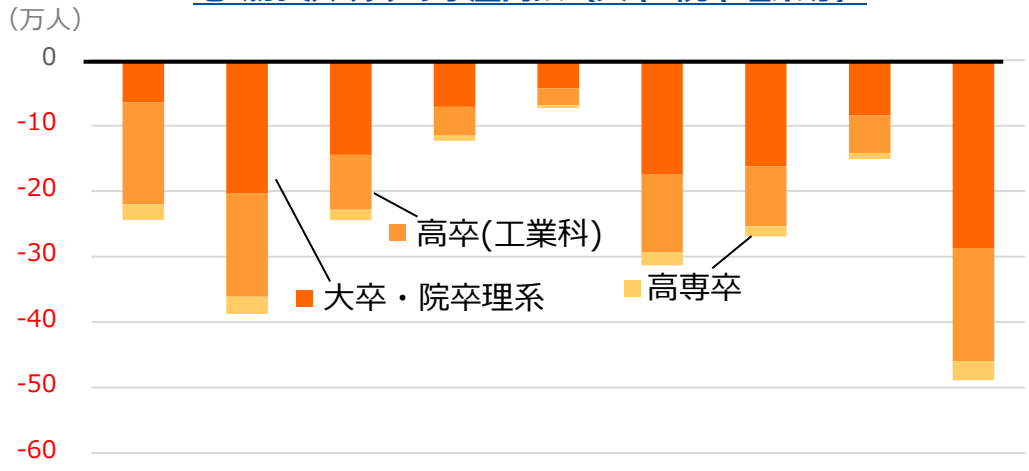
地域別就業構造推計（地域別ミスマッチ × 学歴内訳）

地域別ミスマッチの学歴内訳（大卒・院卒文系等）



	関東（一都三県）	近畿	中部	中国	四国	九州	東北	北海道	関東（一都三県以外）
ミスマッチ数	110万人	22万人	17万人	6万人	1万人	-3万人	-11万人	-13万人	-21万人

地域別ミスマッチの学歴内訳（大卒・院卒理系等）



	関東（一都三県）	近畿	中部	中国	四国	九州	東北	北海道	関東（一都三県以外）
ミスマッチ数	-24万人	-39万人	-24万人	-12万人	-7万人	-31万人	-27万人	-15万人	-49万人

（注）学歴分類は、学校基本調査上の学部学科コードを元に分類（「院卒」には修士卒・博士卒を含む）。また、学歴分類は主要な項目のみ掲載しているため、上表のミスマッチ数の合計はゼロにならない。地域ブロックは、経済産業局所管区域に沿って設定。
なお、関東は一都三県/一都三県以外で二分し、沖縄県は九州に統合して集計。

高校・大学を通じて大転換するには

①徹底した高校教育改革

（ｉ）デジタル化による理数の学びへの潜在的な関心を活かし、**理数を中心に学ぶ生徒を確保。**
（例：コンピュータグラフィクスには行列やベクトルの理解が不可欠で生徒の潜在的関心は高い）

（ii）地域の社会や経済を担うアドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成のため、工業、農業等の**専門高校の機能強化を支援。**

（iii）地方の生徒はもとより誰一人取り残さず、全国どこにいても多様で質の高い学びを保障するため、**地域のアクセス・多様な学びを確保。**

高校教育改革基金を都道府県に造成（※）
２，９５０億円
※安定財源を確保した上で、新たな交付金等を創設（令和９年度～）

②大学教育の構造改革

（ｉ）**大都市の私立大学の理工農・デジタル分野の重視**、人文・社会科学系学部の入学定員のダウンサイジングによる**ST比**(学生教員数比率) **の改善や理数分野併修**を通じた教育の質の向上

（ii）**公立の高専**(高等専門学校)**の設置を促進**し、地域のインフラを支える人材を育成

（iii）**知事と学長が**人材需要を共有し、地域企業の支援や大都市大学との連携などにより**地域に不可欠な**医療や福祉、産業、インフラ分野等の**人材を育成し、地域の高等教育へのアクセスの確保方策を協議・実行**（高校・大学間連携も含めた取組を推進する**「地域構想推進プラットフォーム」の構築**）

※これらの取組において、ポスドク・助教等の活用、リ・スキリング、博士課程の充実など国立大学が全面的に支援

成長分野転換基金に２００億円追加
既存分と合わせて約１,０００億円で推進

2. 政策文書等

ⅲ）地域の経済社会を担うスタートアップの創出・育成

（地域におけるスタートアップの更なる創出に向けた支援）

国立高等専門学校機構本部にスタートアップ支援組織を2026年度中に設置するとともに、各高専への地域連携コーディネータの配置等を促進する。また、地域における高専発スタートアップ支援を強化する。

Ⅲ．８つの分野横断的な課題の解決

４．人材育成

（２）対応の方向性

②目標（KPI）

・③ⅰ）に記載の高等教育改革に関して、大学全体に占める理工農・デジタル・保健系の定員（2024年度：35%）を2040年までに５割を目指す。また、高専の学生数について、少子化傾向においても2040年にかけて増加させる（2024年度：53,305人）。

③講ずるべき施策パッケージ

（高校教育改革と連動した高等教育改革）

社会・地域のニーズを踏まえた高等教育の実現に向け、大都市の私立大学を含め理工農・デジタル系人材育成の強化等を図るため、大学・高専におけるこれらの成長分野への学部再編等の支援や、私学助成の着実な確保を行った上で理工農・デジタル系人材の育成を行う大学等への支援の重点化等に取り組む[128]。

128　重点分野（17の戦略分野や第７期科学技術・イノベーション基本計画で示された重要技術領域等）に係る大学・高専の体制強化を含む。

現在３校にとどまる公立の高専の設置を促進するとともに、国立高等専門学校機構運営費交付金を着実に確保し、地域のインフラを支える人材を育成する。

第３章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

３．主要分野ごとの重要課題と取組方針

（２）公教育の再生、研究活動の活性化

高校から大学・大学院等までの人材育成システムを一体的に改革し、産業構造の変化に対応した人材基盤を強化する。2030年までを第１期とし、大学等の機能強化と18歳人口の減少を踏まえた規模適正化を総合的に推進し、高等教育の分野・地域のリバランスや18歳中心主義からの脱却を図る。理工・デジタル人材育成を含む大学・大学院等の機能強化のため、成長分野への学部再編、17の戦略分野の高度人材育成や実需に応じたリ・スキリング、高専の新設・機能強化、文理分断の傾向が強い大都市圏の大学を始めとする成長分野の重視や人社系のダウンサイジング及び理数分野併修を通じた質の向上、大学生・高校生での海外留学の一層の推進など多様性の中で価値を創造する人材育成を進める。

新たに策定された「科学技術・イノベーション基本計画」156を着実に推進するとともに、 科学技術政策のＥＢＰＭを強化する。大学改革を進めるとともに、大学における研究活動 を安定的、継続的に支える国立大学法人運営費交付金や科研費の大幅な拡充を図ることや、 施設の計画的整備への着実な支援、私学助成の成長分野や地域を支える人材育成等への重 点化・充実など[157]、基礎研究を含めた科学技術研究の基盤を強化し、また、日本を国際頭脳 循環の主要なハブとし、イノベーションを通じた経済成長や国際的地位の確保を達成する。

157 国立高等専門学校機構運営費交付金の着実な確保を含む

地域未来戦略（抜粋）（令和８年７月21日閣議決定）

Ⅱ．計画実現に向けた支援施策【政策手段】

１．A.戦略産業クラスター計画における課題と主な支援施策

（５）産業人材育成

○課題

産業クラスターの形成に当たり、当該地域において、これまでと異なる種類の高度な専門性を持った産業人材の需要が増加し、需給のミスマッチが発生し得る。産業クラスターの形成を担う人材の不足がクラスターの成長を阻害するだけでなく、地域外人材の過度な活用により地域への裨益が減少するおそれがある。

○対応方針

育成が必要となる産業人材の需要を明確化し、それを踏まえた中長期にわたる計画的な人材育成及びリスキリングを進める。

くわえて、地方大学・産業創生法10の施行状況等を踏まえ、地域における若者の修学及び就業の促進に関する支援等の在り方について検討する。

○主な施策例

✓17の戦略分野等の成長分野への学部再編等の重点分野に係る大学、大学院及び高専の体制・機能強化や公立高専の設置促進、国立大学法人運営費交付金の大幅拡充を図ることや、高専機構運営費交付金や私学助成等の着実な確保を通じた産業人材の育成強化

✓17の戦略分野等の成長分野のニーズに対応するリスキリング推進に向けた大学等における社会人のための教育プログラムの開発の推進

✓産学協働での研究開発と一体となった研究者・技術者育成の推進

✓高等教育の規模の適正化を図りつつ地域の産業ニーズを踏まえた人材育成等の推進

✓地方大学・産業創生法に基づく、施行状況等についての検討結果を踏まえた措置の推進

✓地域で必要な人材の育成に向けた専門学校における教育の充実への支援

✓専門高校を含む高校教育の振興による地域の産業ニーズに即した人材育成の強化

女性活躍・男女共同参画の重点方針 2026（女性版骨太の方針 2026）（抜粋）
（令和８年６月25日 すべての女性が輝く社会づくり本部、男女共同参画推進本部 ）

Ⅱ 17 の戦略分野における女性活躍

１．「文理の壁」打破と各領域での女性活躍に向けた人材育成

（２）大学・高等専門学校における戦略分野への学部等の新設・転換の推進

・地域の産業や社会に必要な科学技術人材の育成を一層促進するために、実践的技術者教育を 担う高等専門学校（以下「高専」という。）の新設等を促進する。その際、積極的な周知活動や多様性に配慮した入学者選抜等を通じ、女子学生の確実な確保を進める。

（３）大学等における理工系女子学生等の増加に向けた取組

・文理を問わずデジタル社会で活躍するための理数的素養を学生が身につける、大学や高専における数理・データサイエンス・ＡＩ教育の推進を図るとともに、数理・デジタル系分野を中心に、入学後も学生が希望するコース等を選択できる学びの実現も促進する。

（６）女子児童・生徒、保護者、教員等を対象とした理系分野に対する興味・関心の喚起

・戦略分野を始めとし、地域産業にＡＩを始め理工・デジタル系人材の担い手が一層求められることを踏まえ、理工系分野の大学・高専生、教員等に占める女性割合の向上に向け、最先端の科学技術を学ぶ機会や理工系のロールモデルに触れる機会を早い段階から継続的に提供するために、女子中高生の関心を醸成し、意欲・能力を伸長するための産学官・地域一体となった取組や、包摂性に配慮した情報活用能力向上に係る教材開発を推進する。また、大学における管理職への女性登用や若手女性研究者支援を促進するとともに、起業のジェンダーギャップを解消するため、女性起業家との交流等の機会等を創出する。

Ⅲ 女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくり

２． 強い地域経済の構築の基盤となる女性人材の育成と就業機会の創出

・産業クラスターを形成し、地域における雇用を創出し、維持する。その形成に当たっては、 産業界の需要を踏まえた大学、高専等の産業人材育成の推進等を行う。

第２章 知の基盤としての「科学の再興」

３．多様な場で活躍する科学技術人材の継続的な輩出

（５）次世代の科学技術人材育成の強化

理系離れを起こすことなく、高等教育段階においても適性や関心に応じて学べる環境を確保するとともに、社会の構造的変化に伴って生じる人材需給ギャップを解消するべく、「文理分断型の学び」からの脱却、産業イノベーション人材育成等に資する高校教育改革・高等教育の構造改革を行う。大学・高専機能強化促進事業を通じ、将来の社会・産業構造変化を見据え、地域の産業や社会に必要な科学技術人材の育成を一層促進するために、大学等の成長分野への組織再編や実践的技術者教育を担う高等専門学校の新設等を促進するとともに、理数的素養を身に付ける教育の質的転換を推進する。なお、大学等におけるリ・スキリングについては、産業界や地域のニーズ等を踏まえた上で、質の高いプログラムの構築や持続的な体制の形成・発展に取り組む。

６．基盤的経費の確保と大学改革の一体的推進等

（３）基盤的経費の確保

近年の物価・人件費の上昇等も踏まえつつ、国立大学法人運営費交付金・施設整備費補助金等の基盤的経費を着実に確保する。 第５期中期目標期間（2028～2033年度）に向けて、国立大学法人運営費交付金については、各法人の改革を促進しつつ、ミッションや機能強化の方向性に沿った活動を安定的に支援していくことができるよう、その在り方を見直していく。

良好な研究環境確保に必要な施設整備費補助金については、建築資材高騰・労務費の上昇等の影響や、老朽施設の増大を踏まえ、安定的に確保する。

附属病院については、大学病院が担う教育・研究やその前提となる経営基盤の強化といった観点も含めて、支援の充実を図る。

私学助成についても、物価上昇等を踏まえつつ着実に確保するとともに、配分の見直し等により、日本の産業を支える成長分野の人材育成や、研究環境の充実に取り組む大学等を重点的に支援する枠組みを構築する。また、私立大学等の基盤的な教育研究設備の充実を図りつつ、日本の産業を支える理工農系人材の育成等に必要な研究設備を重点支援することにより教育研究基盤の向上を図る。

政府全体で大学・国研等の研究機関を支える視点を重視し、具体的には、政府全体として基礎研究・学術研究への投資への優先順位の変更を検討するとともに、科学とビジネスの近接化を踏まえ、出口を所管する各府省庁からの研究機関に対する積極的な投資を推進する。また、産業界からの大学・国研等への投資を促進するべく税制の見直しを含めて様々な取組を推進することで、財源の多様化を図る。

（４）高等教育機関の機能分化、規模の適正化

2040年に向けた18歳人口の急減や、デジタル社会における価値創出にとって理数の学びが必須となっている状況に直ちに対応すべく、高校教育改革とも連動した形で、我が国の研究力強化と将来の社会・産業構造の変化への対応に向け、(3)の視点も踏まえつつ、大学の機能強化や地域における質の高い高等教育へのアクセス確保、再編・統合を含めた大学の規模の適正化に向けた総合的な施策を、第７期基本計画期間を第Ⅰ期として推進する。

具体的には、2040年の社会・就業構造を踏まえ、各地域において人口減少下で地域を支える人材の需要を共有し、地域の医療、福祉、産業、インフラ等を支える人材を育成している大学が持続可能となるための重点支援を行うとともに、首都圏・大都市圏の大学の理工・デジタル分野への展開等による文理分断からの脱却を強力に推進することで、日本全体の大学の分野、地域のリバランスを実現する。また、経営体力がある段階での円滑な撤退への支援や、私立大学から公立大学への安易な転換が起こらないよう、留意すべき事項等の明確化、地域の社会や産業の実情に応じた社会人を含めた学びを可能とする施策の展開等の取組を総合的に推進する。

第７章 推進体制・ガバナンスの改革

2.基盤的経費の確保と研究大学におけるマネジメント改革

（２）基盤的経費について

科学技術・イノベーション政策の効果的な推進のためには、多様で卓越した知を創造する基盤である大学・国研等における基盤的経費の確保が不可欠である。関係府省は、それぞれの社会・経済課題の対応には大学・国研等における基礎研究・学術研究の成果の活用が極めて重要になってきていることを踏まえ、それらへの投資の拡充と基盤強化に取り組むことが必要である。

その際、国立大学法人等の基盤的経費である国立大学法人運営費交付金について、物価・人件費の上昇等を踏まえつつ、基礎研究の充実等を行うため、大幅な拡充を図る。なお、第５期中期目標期間（2028～2033年度）に向けて、各法人の改革を促進しつつ、ミッションや機能強化の方向性に沿った活動を安定的に支援していくことができるよう、教育研究をベースとした経費について物価等の変動に対応させる観点も含め、安定性をより向上させた仕組みとするなど、運営費交付金の在り方を見直す。

我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）（2025年２月21日中央教育審議会）（抜粋））

１．今後の高等教育の目指すべき姿

（６）重視すべき観点

①教育研究の観点

イ．成長分野を創出・けん引する人材等の育成

（前略）

・今後、社会の変化に応じて、その時々の新たな成長分野等に対して、高等教育機関が柔軟に対応できるようにすることが重要である。

（後略）

２．今後の高等教育政策の方向性と具体的方策

（１）教育研究の「質」の更なる高度化

②外国人留学生や社会人をはじめとした多様な学生の受入れ促進

ア．多様な学生の受入れ推進

○多面的・総合的な入学者選抜の推進

（前略）

・今後の高等学校段階における教育課程等の見直しの動向を見据えつつ、入学者選抜の改善を促すため、必要な大学入学者選抜実施要項の改訂

行う。

（中略）

イ．留学モビリティの拡大

○国際化に対応できる組織体制の整備

（前略）

・国内外における我が国の学位や称号の透明性や比較可能性を高めるための資格枠組みの検討を加速化する。

（後略）

２．今後の高等教育政策の方向性と具体的方策

（２）高等教育全体の「規模」の適正化

①高等教育機関の機能強化

・高度で専門的な知識を有する高い資質・能力をもった職員の採用・育成を促進する。

（中略）

（３）高等教育への「アクセス」確保

②社会経済的観点からのアクセス確保

・女子中高生の理工系への進学を促進するために、保護者・教員も含めた地域における取組を支援するとともに、各学校段階において、社会で活躍する女性による講演等の機会を設けること等により、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促すためのキャリア教育を促進する。

３．機関別・設置者別の役割や連携の在り方

（１）機関別の役割

⑤高等専門学校

（前略）

○高専教育の高度化・国際化の推進

・デジタル・半導体等の成長分野をけん引する技術者の育成、高専発スタートアップ創出に向けた起業家教育、高専と大学・大学院との接続を強化するなど、産業界とも連携しつつ、社会課題解決を見据えた教育の高度化を推進する。

・世界と渡りあえる技術者育成に向けて学生の海外派遣等を充実するとともに、留学生の受入れや海外における日本型高専教育の導入支援を継続するなど、教育の国際化を推進する。

４．高等教育改革を支える支援方策の在り方

（２）今後取るべき方策

①短期的取組

○公財政支援の充実

・国立大学法人運営費交付金や私学助成等の基盤的経費助成を十分に確保する。

3. 関係法令

関係法令①

○ 教育基本法（平成十八年法律第百二十号）（抄）

（大学）

第七条　大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

②　大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第八十三条　大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

②　大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第百四条　大学（専門職大学及び第百八条第二項の大学（以下この条において「短期大学」という。）を除く。以下この項及び第七項において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し、学士の学位を授与するものとする。

（略）

⑦　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

一　短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者　学士

二　学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者　学士、修士又は博士

（略）

第百十五条　高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

②　高等専門学校は、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第百十九条　高等専門学校には、専攻科を置くことができる。

②　高等専門学校の専攻科は、高等専門学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

関係法令②

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第百二十条　高等専門学校には、校長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。
②、③　略
④　教授は、専攻分野について、教育上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授する。
⑤　准教授は、専攻分野について、教育上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授する。
⑥　助教は、専攻分野について、教育上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授する。
⑦　助手は、その所属する組織における教育の円滑な実施に必要な業務に従事する。
⑧　略

第百二十一条　高等専門学校を卒業した者は、準学士と称することができる。

○独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）（抄）

（機構の目的）
第三条　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、大学等（大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、国立大学法人等（国立大学法人（同条第一項に規定する国立大学法人をいう。第十六条第一項第二号において同じ。）、大学共同利用機関法人（同法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。同号において同じ。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構をいう。第十六条第一項第三号及び第六号において同じ。）の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付を行うことにより、その教育研究環境の整備充実を図り、あわせて、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四条第七項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とする。

（業務の範囲）
第十六条　機構は、第三条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。
（略）
四　学校教育法第百四条第七項の規定により、学位を授与すること。
（略）

関係法令③

○ 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）（抄）

（学士の学位授与の要件）

第二条　法第百四条第一項の規定による学士の学位の授与は、大学（専門職大学及び短期大学を除く。以下本条及び第六条第一項本文において同じ。）が、当該大学を卒業した者に対し行うものとする。

（学士、修士及び博士の学位授与の要件）

第六条　法第百四条第七項の規定による同項第一号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定めるところにより、短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）又は次の各号の一に該当する者で、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十一条第一項の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

２　法第百四条第七項の規定による同項第二号に掲げる者に対する学士、修士又は博士の学位の授与は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定めるところにより、同号に規定する教育施設に置かれる課程で独立行政法人大学改革支援・学位授与機構がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の行う審査に合格した者に対し行うものとする。

○高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）（抄）

（教育水準の維持向上）

第二条 高等専門学校は、その組織編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、学校教育法第百二十三条において準用する同法第百九条第一項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、常にその充実を図り、もつて教育水準の維持向上に努めなければならない。

２ 前項の場合において、高等専門学校は、その教育内容を学術の進展に即応させるため、必要な研究が行われるように努めるものとする。

関係法令④

○高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）（抄）

（教育研究実施組織等）

第六条　高等専門学校は、学科の種類及び学級数に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。

（略）

７　教員のうち、工学に関する学科において第十六条に規定する専門科目を担当する基幹教員の数は、当該高等専門学校に一の学科を置くときは八人、二以上の学科を置くときは八人に一学科を超えて一学科を増すごとに七人を加えた数を下つてはならない。この場合において、一学科の入学定員に係る学生を二以上の学級に編制するときは、これらに一学級を超えて一学級を増すごとに五人を加えるものとする。

８　工学に関する学科以外の学科において第十六条に規定する専門科目を担当する基幹教員の数は、別に定める。

（校地及び校舎の面積）

第二十五条　高等専門学校における校地の面積（附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積とする。

２　高等専門学校における校舎の面積は、その教育に支障のないよう、少なくとも次の各号に定める面積に学科の種類に応じ次項又は第四項に定める面積を加えた面積を下らないものとする。

（略）

３　工学に関する学科に係る前項の加える面積は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　当該学科の入学定員に係る学生を、一の学級に編制するときは一六五二・八九平方メートル、二以上の学級に編制するときは一六五二・八九平方メートルに学級数の増加に応じて相当面積を加えた面積

二　二以上の学科を置く場合は、それぞれの学科の所要面積を合計した面積。ただし、二以上の学科が共用する建物があるときは、教育に支障のない限度において、当該合計した面積から一部を減じた面積

４　工学に関する学科以外の学科に係る第二項の加える面積は、別に定める。

関係法令⑤

○高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）（抄）

（校長の資格）
第十条　校長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、高等専門学校の運営に関し識見を有すると認められる者とする。

（教授の資格）
第十一条　教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。
一　博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
二　学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する業務についての実績を有する者
三　大学又は高等専門学校において教授、准教授又は基幹教員としての講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
四　学校、研究所、試験所、調査所等に在職し、教育若しくは研究に関する実績を有する者又は工場その他の事業所に在職し、技術に関する業務についての実績を有する者
五　特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者六　前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者

（准教授の資格）
第十二条　准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。
一　前条各号のいずれかに該当する者
二　大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
三　修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
四　特定の分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者五　前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者

関係法令⑥

○高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）（抄）

（講師の資格）
第十三条　講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
一　第十一条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
二　高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において教諭の経歴のある者で、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者
三　前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者

（助教の資格）
第十三条の二　助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。
一　第十一条各号又は第十二条各号のいずれかに該当する者
二　修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
三　特定の分野について、知識及び経験を有すると認められる者

（助手の資格）
第十四条　助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
一　学士の学位又は学位規則第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
二　短期大学士の学位若しくは学位規則第五条の五に規定する短期大学士（専門職）の学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）又は準学士の称号（外国におけるこれに相当する称号を含む。）を有する者
三　前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者